

山江村こども計画

第3期山江村子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



山江村
令和7年3月

はじめに

日ごろより村民の皆様並びに関係者の皆様には、山江村の児童福祉行政に心温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。



山江村は、豊かな自然と温かいコミュニティに恵まれ、子どもたちが安心して成長できる環境づくりに注力してまいりました。今回策定した「山江村子ども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」は、子どもたちの健やかな未来を育むための大切なステップです。これにより、地域全体で子どもたちの笑顔があふれる村を目指します。

計画では、教育・保育の充実のみならず、地域での子育て支援を強化し、すべての世帯が安心して暮らせるような環境づくりを行います。共働き世帯のサポートや、子どもたちの自主性を育む活動の場を提供し、村全体で子どもたちの成長を見守ります。

子どもたちは私たちの未来そのものです。地域全体で力を合わせて、彼らが将来に希望を持ち、夢に向かって羽ばたけるような環境を整えていきましょう。本計画を基に、皆様と力を合わせ、より素晴らしい山江村を築き上げることを心から楽しみにしております。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査等にご協力いただきました村民の皆様、そして貴重なご意見をいただきました「山江村子ども・子育て会議」の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月

山江村長 内山慶治

■ ■ 目 次 ■ ■

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 本計画の策定の趣旨 | 2 |
| 2 山江村の諸計画との関係性..... | 5 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 計画策定の体制 | 6 |
| 第2章 山江村の現状 | 7 |
| 1 人口等の状況 | 8 |
| 2 子ども・子育てニーズ調査結果から | 18 |
| 3 こども調査から | 38 |
| 4 学校等調査から | 44 |
| 5 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組 | 45 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 51 |
| 1 基本理念 | 52 |
| 2 こども基本法・こども大綱に基づくこども支援の考え方..... | 53 |
| 3 取組の体系 | 54 |
| 第4章 子ども・子育て支援給付 | 55 |
| 1 子ども・子育て支援制度の概要 | 56 |
| 2 教育・保育の提供区域の設定..... | 57 |
| 3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 | 57 |
| 4 教育・保育の提供体制に関するその他の方針 | 63 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業等の実施 | 65 |
| 第5章 山江村の取組 | 75 |
| 1 ライフステージに応じた健やかな育ちの支援 | 76 |
| 2 すべてのこどもと子育て世帯への支援 | 83 |
| 3 安心安全な地域環境の整備..... | 91 |
| 4 困難な状況にあるこどもと世帯への支援 | 93 |

| | |
|------------------------|-----|
| 第6章 計画の推進に向けて | 101 |
| 1 計画の推進体制 | 102 |
| 2 計画の進行管理 | 103 |
| 資料編 | 107 |
| 1 山江村子ども・子育て会議条例 | 108 |
| 2 用語集 | 109 |

「こども」の表記について

令和4年に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立・公布されました。これに伴い、国は各府省庁に対し、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、行政文書において特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることを求めています。

本計画においても、国の方針を踏まえ、特別な場合を除き「こども」と平仮名表記で記載します。

特別な場合の例

- ① 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
- ② 組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いることが適当な場合
(例：子ども・子育て 子供期・現役期・高齢期)

第1章 計画の策定にあたって

1 本計画の策定の趣旨

(1)「山江村こども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」 策定の趣旨

国は、平成24年に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援法」を制定しました。

同法では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。山江村においても、「山江村子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画期間：平成27年度～令和元年度 第2期計画期間：令和2年度～令和6年度）をそれぞれ策定し、計画に基づき幼児期の教育・保育の提供や子育て支援に取り組んできました。

近年、全国的に少子化に歯止めがかからない状況が続くとともに、児童虐待や不登校、いじめ、こどもの自殺の増加等、こどもを取り巻く状況は深刻な状況が続き、新型コロナウイルス感染症の長期の流行がこどもや若者、家庭にさらに負の影響を与えています。

これらの状況に対し、国は常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置、「こども基本法」を施行、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

子ども・子育て支援事業計画に関する新たな動きとしては、子育て世帯が安心して子育てができるよう産後ケアや障がい児支援の更なる充実に向けた法や制度の改正を行っています。

山江村についてみると、新型コロナウイルス感染症の流行に加え令和2年7月豪雨の被災もあり、この数年間子育て世帯を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。また、出生数・出生率が減少傾向にあることや、働く女性の割合が高いことから、少子化対策や働きやすい環境づくりの観点からも子育て支援が重要となります。

このように、国の動きや本村の状況が大きく変化したことから、あらためて本村の子育てに関する状況・課題を把握・整理し、現状に即した子ども・子育て施策を推進することが求められます。

以上のことから、このたび第2期計画期間が終了するにあたり、本村の子ども・子育て施策に関する方向性や施策及び教育・保育の提供体制を取りまとめた総合的な計画として、「山江村こども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

(2) 一体的に策定する計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に定められた「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、国は様々な指針、法律等により、こどもや子育てに関する複数の計画の策定を求めていることから、以下の計画について一体的に策定を行います。

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画の際に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条（現「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条）に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援に関する行動計画を一体的に策定を行いました。第3期計画においても、引き続き両計画を一体的に策定します。

また、新たに「こども基本法」第10条において、国の「こども大綱」と都道府県こども計画を勘案した「自治体こども計画」の策定が努力義務として定められたことから、「自治体こども計画」についても一体的に策定を行います。

あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」についても一体的に策定します。

■一体的に策定を行う計画・施策と、それぞれの性質

| 計画名 | 根拠法・策定指針 | 性質 | 内容 | 策定状況 |
|---------------|---|---|--------------------------------|---------|
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法 子ども・子育て支援事業に係る基本指針 | 教育・保育、子育てサービスの提供量と提供体制を定める | 教育・保育の提供量、子育て施策 | 第2期も策定 |
| 子どもの貧困対策推進計画 | こどもの貧困対策推進法 子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化) | 貧困対策により、生まれ育った環境に依らず子どもが夢を持って成長できる社会の実現 | こどもの貧困対策施策 | |
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法 及び同法に基づく行動計画策定指針 | 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための行動計画 | 結婚から育児までの切れ目のない子ども・子育て支援施策 | |
| 自治体こども計画 | こども基本法 こども大綱 自治体こども計画策定のためのガイドライン | 「こどもまんなか社会」の実現 | こどもの意見を反映したこども施策 | 今回新たに策定 |
| 子ども・若者計画 | 子ども・若者育成支援推進法 子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化) | すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を目指す | 子ども・若者育成支援施策 | 今回新たに策定 |
| 少子化に対処するための施策 | 少子化社会対策基本法 少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化) | 少子化対策に関する自治体の施策 | 少子化対策として、結婚、子育てしやすい社会づくりに向けた施策 | |

今回まとめて策定

【参考】 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第 2 項）

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条第 1 項）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こども基本法（第 10 条第 2 項）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法（第 9 条第 2 項）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

少子化社会対策基本法（第 4 条第 1 項）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 山江村の諸計画との関係性

本計画は、山江村の最上位計画である「山江村総合振興計画」や、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」及びその他関連計画と整合性、連携を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法において、5年を1期とすることとされていることから、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

| | R4年度 2022年度 | R5年度 2023年度 | R6年度 2024年度 | R7年度 2025年度 | R8年度 2026年度 | R9年度 2027年度 | R10年度 2028年度 | R11年度 2029年度 | R12年度 2030年度 |
|----------------------|-----------------------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総合振興計画 | 第6次山江村総合振興計画 基本構想（R1～R10年度） | | | | | | | 第7次計画 | |
| | 前期計画 | | | 後期計画 | | | | 前期計画 | |
| 総合戦略 | 第2期 | | | 第3期山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略 | | | | | |
| 山江村復興計画 | 山江村復興計画（R3～R12年度） | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 | 第4期 | | | 第5期山江村地域福祉計画 | | | | 第6期 | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 第2期 | | | 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画 | | | | 第4期 | |
| こども計画 | | | | 山江村こども計画 | | | | 第2期 | |



4 計画策定の体制

子ども・子育て支援法第 72 条では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあって審議会を設置することとされています。本計画の策定においては、「山江村子ども・子育て会議」を審議会の役割を担うものとして位置づけ、第 3 期計画の審議を行います。

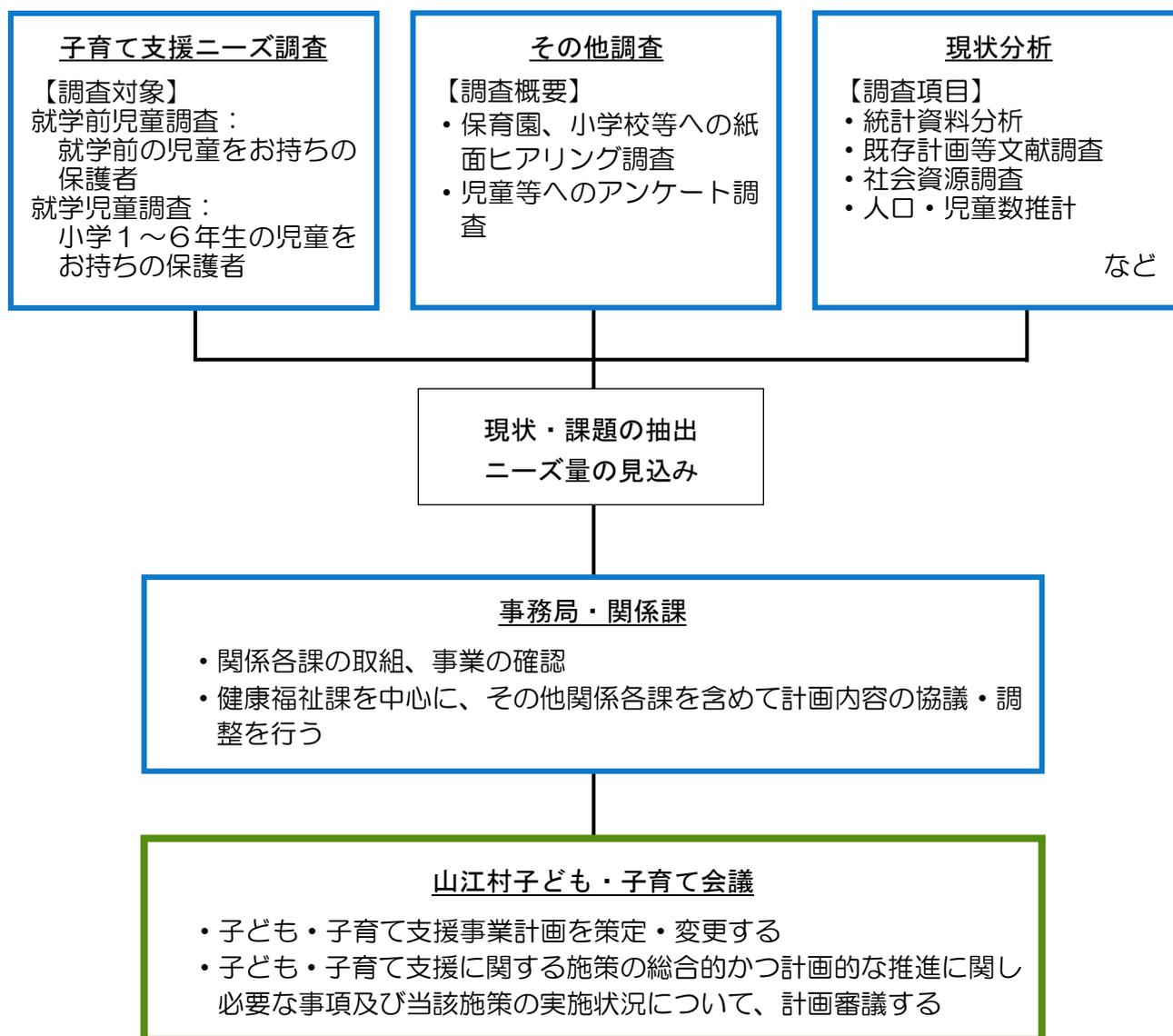
【子ども・子育て支援法】

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



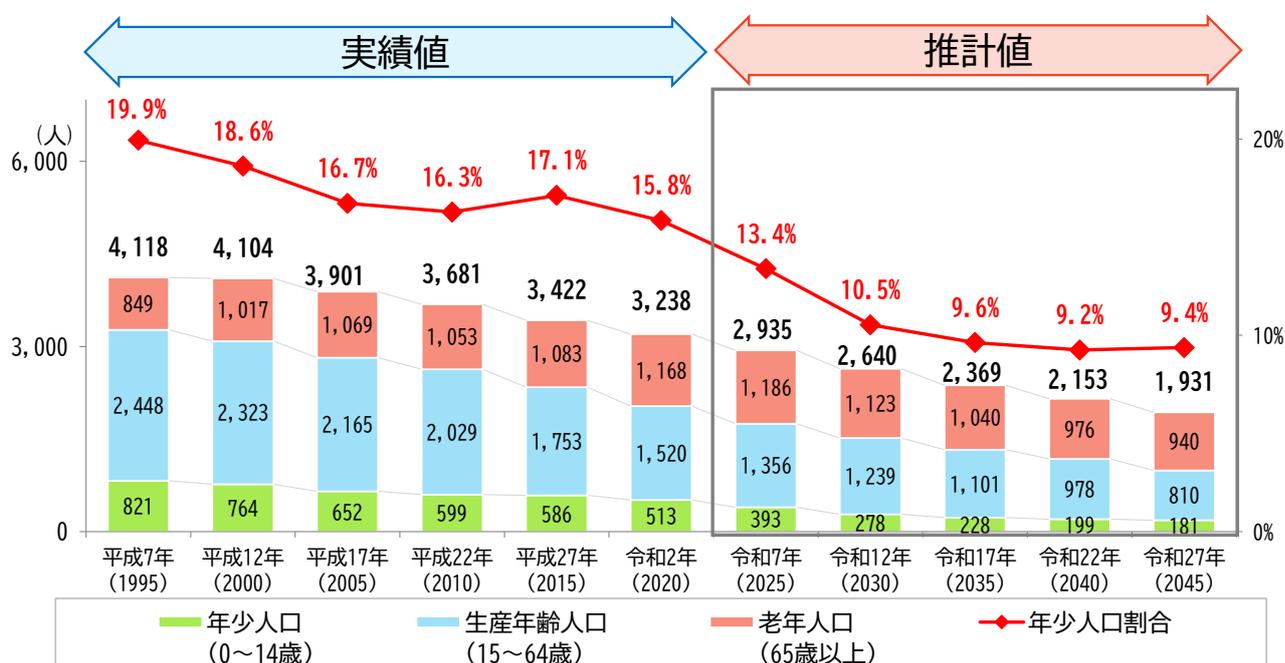
第2章 山江村の現状

1 人口等の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

山江村の人口は減少しており、令和2年国勢調査によると総人口は3,238人、年少人口513人、年少人口割合15.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口は減少し、特に年少人口は令和12年までの10年間で235人減（513人→278人 45.8%減）と大きく減少すると予測されています。



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

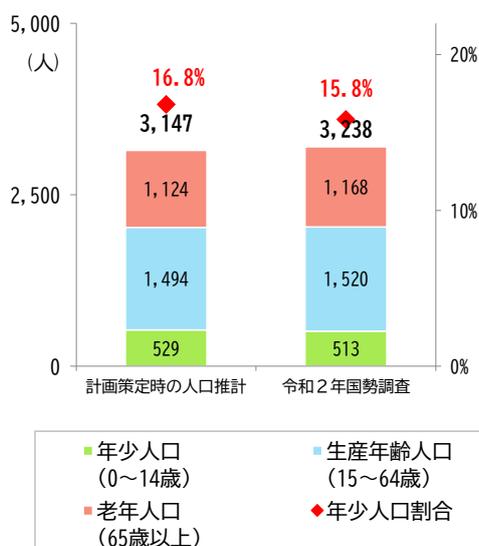
令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

※総人口には年齢不詳の者が含まれるため、総人口と内訳が一致しない年がある。（以下同）

■策定時との比較

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画策定時の人口推計（平成30年社人研推計）と、実際の令和2年国勢調査の結果を比較すると、総人口は推計値3,147人に対し実績値が3,238人と91人上回っているものの、年少人口は推計値が529人に対し実績値は513人と16人下回り、年少人口割合は予想よりも1ポイント下回っています。

このことから、計画策定時の見込みよりも人口減少は穏やかであるものの、少子化の進行が早い状況がうかがえます。



| | 策定時の推計値 (社人研推計) | 人口実績 (令和2年国勢調査) | 差 |
|---------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 総人口 | 3,147 | 3,238 | 91人 |
| 年少人口 | 529 | 513 | △16人 |
| 生産年齢人口 | 1,494 | 1,520 | 26人 |
| 老年人口 | 1,124 | 1,168 | 44人 |
| 年少人口割合 | 16.8% | 15.8% | △1.0ポイント |

■現行計画策定時の児童数推計との比較 【補足】

山江村の出生数の実績は、現行計画策定時の0歳児児童数推計よりも、下回って推移しています。

■現行計画期間の0歳児児童数

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------|------|------|------|------|------|
| 推計値 (子育て支援事業計画) | 26 | 26 | 26 | 25 | 25 |
| 出生数 (村政要覧) | 24 | 20 | 21 | — | — |

出典：第2期山江村子ども・子育て支援事業計画、令和4年度版山江村村政要覧
 (子ども・子育て支援事業計画は各年4月1日時点の0歳児児童数、
 村政要覧は各年10月1日～翌年9月30日の児童数・出生数であり基準となる
 月が異なることに留意。)

(2) 年齢5歳階級別人口

令和5年1月現在の人口動態の年齢5歳階級別人口構成をみると、男性、女性ともに60～74歳の層が上位1～3位となっています。

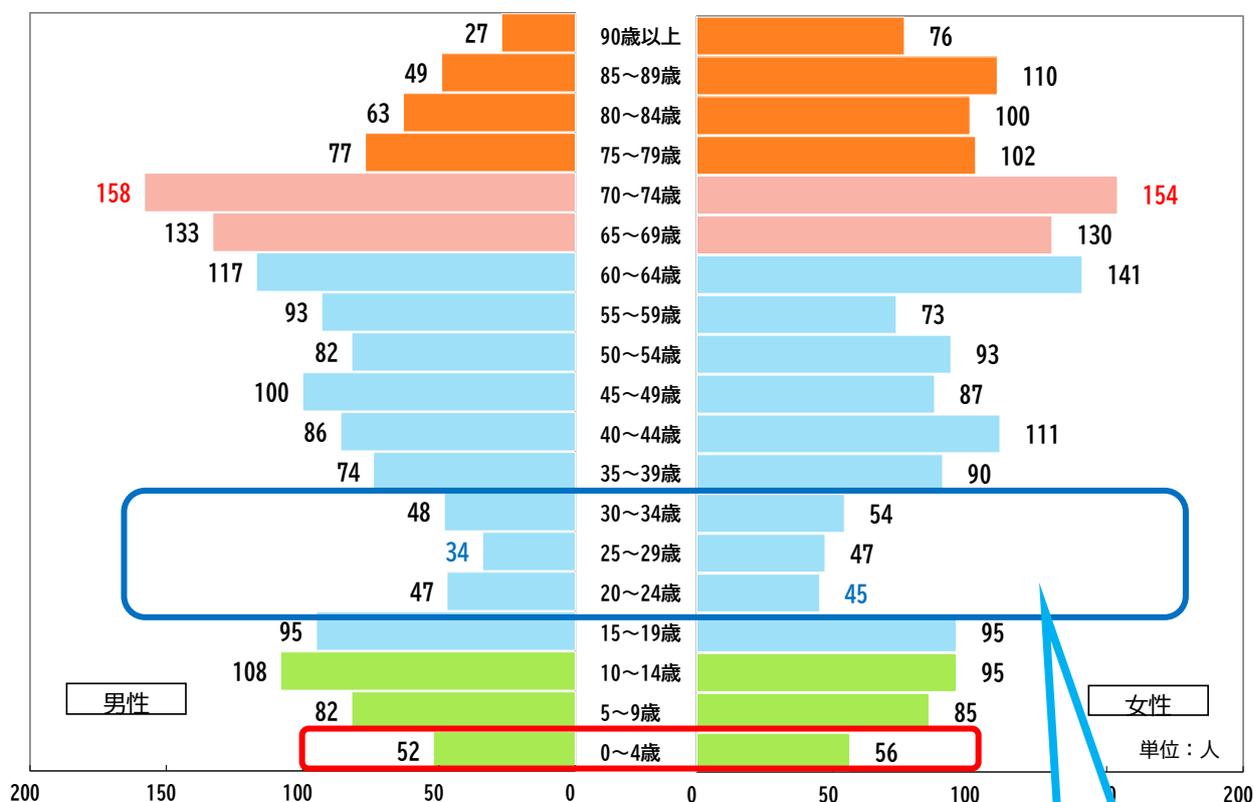
一方、人口が少ない層についてみると、男性、女性ともに20～34歳の若い層が1～3位、0～4歳の層が男性で5位、女性で4位となっています。

熊本県の第1子出産時の平均年齢は母親で30.1歳、父親で31.9歳であることから、結婚・出産の中心層が少ない状況がうかがえます。

■年齢5歳階級別人口構成（令和5年）

| | 男性 | 女性 |
|------|--------|--------|
| 下位1位 | 25～29歳 | 20～24歳 |
| 下位2位 | 20～24歳 | 25～29歳 |
| 下位3位 | 30～34歳 | 30～34歳 |
| 下位4位 | 85～89歳 | 0～4歳 |
| 下位5位 | 0～4歳 | 55～59歳 |

※順位は90歳以上の層を除いて集計



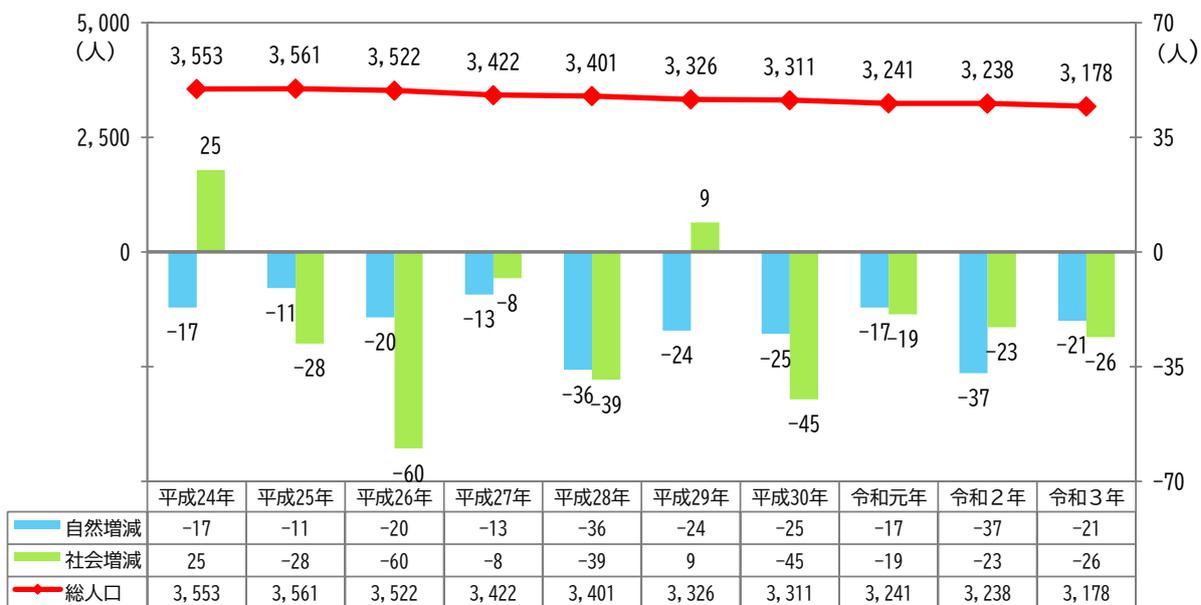
出典：人口動態調査（令和5年1月1日）

熊本県の出産時平均年齢
 【第1子】母親：30.1歳 父親：31.9歳
 【総数】母親：31.8歳 父親：33.5歳

(3) 人口の増減要因

この10年間の人口の増減の状況を見ると、自然増減は221名減（平成24年10月1日～令和4年9月30日）、社会増減は214名減（同上）と、自然減のみならず社会減による減少幅も大きくなっています。転出先は、人吉市、錦町、熊本市が多くなっています。

■人口の自然増減・社会増減の状況



出典：人口動態統計（10月1日時点）、増減の値は各年10月～翌年9月の期間

※平成27年、令和2年は国勢調査を元に総人口を補正しているため増減値と総人口が一致しない。

10年間の合計で見ると
自然減（死亡）と社会減（引っ越しなど転出）が同程度

(4) 世帯数の状況

令和2年度の世帯数の状況をみると、総世帯数1,131世帯、一般世帯数1,129世帯となっており、そのうち子育てに関する事項としては、18歳未満のいる世帯は26.31%、12歳未満のいる世帯は19.13%と国・県より5～7ポイント程度高いものの、6歳未満のいる世帯割合は9.83%となっており国・県と比較して大きな差は見られません。

また、山江村の特性として、三世代世帯が14.79%と国・県と比較して8～10ポイント高く18歳未満のいる三世代世帯も同様に国・県よりも高い一方で、核家族世帯割合は国・県とほぼ同じとなっており、18歳未満のいる核家族世帯は県平均を下回っている等、三世代世帯が多い一方で子育て中の核家族世帯が少ないことが挙げられます。

■世帯数の状況

| | 一般世帯 | 核家族世帯 | | | 三世代世帯 | | | | | | | | |
|--------|-------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| | | 18歳未満のいる世帯 | 12歳未満のいる世帯 | 6歳未満のいる世帯 | 18歳未満のいる世帯 | 12歳未満のいる世帯 | 6歳未満のいる世帯 | | | | | | |
| 山江村世帯数 | 1,129 | 297 | 216 | 111 | 620 | 180 | 135 | 66 | 167 | 113 | 79 | 43 | |
| 構成比 | 山江村 | 100.0% | 26.31% | 19.13% | 9.83% | 54.92% | 15.94% | 11.96% | 5.85% | 14.79% | 10.01% | 7.00% | 3.81% |
| | 熊本県 | 100.0% | 20.92% | 14.90% | 8.61% | 55.26% | 17.03% | 12.34% | 7.27% | 6.10% | 3.63% | 2.44% | 1.28% |
| | 全国 | 100.0% | 19.27% | 13.45% | 7.58% | 54.05% | 16.71% | 11.84% | 6.77% | 4.20% | 2.36% | 1.50% | 0.76% |

| | 一般世帯 | 18歳未満のいる世帯 | 12歳未満のいる世帯 | 6歳未満のいる世帯 | 単独世帯 | 母子世帯 | 父子世帯 | |
|--------|-------|------------|------------|-----------|-------|--------|-------|-------|
| | | | | | | | | |
| 山江村世帯数 | 1,129 | 297 | 216 | 111 | 241 | 31 | 3 | |
| 構成比 | 山江村 | 100.0% | 26.31% | 19.13% | 9.83% | 21.35% | 2.75% | 0.27% |
| | 熊本県 | 100.0% | 20.92% | 14.90% | 8.61% | 33.90% | 1.59% | 0.15% |
| | 全国 | 100.0% | 19.27% | 13.45% | 7.58% | 37.97% | 1.16% | 0.13% |

出典：「令和2年国勢調査」総務省

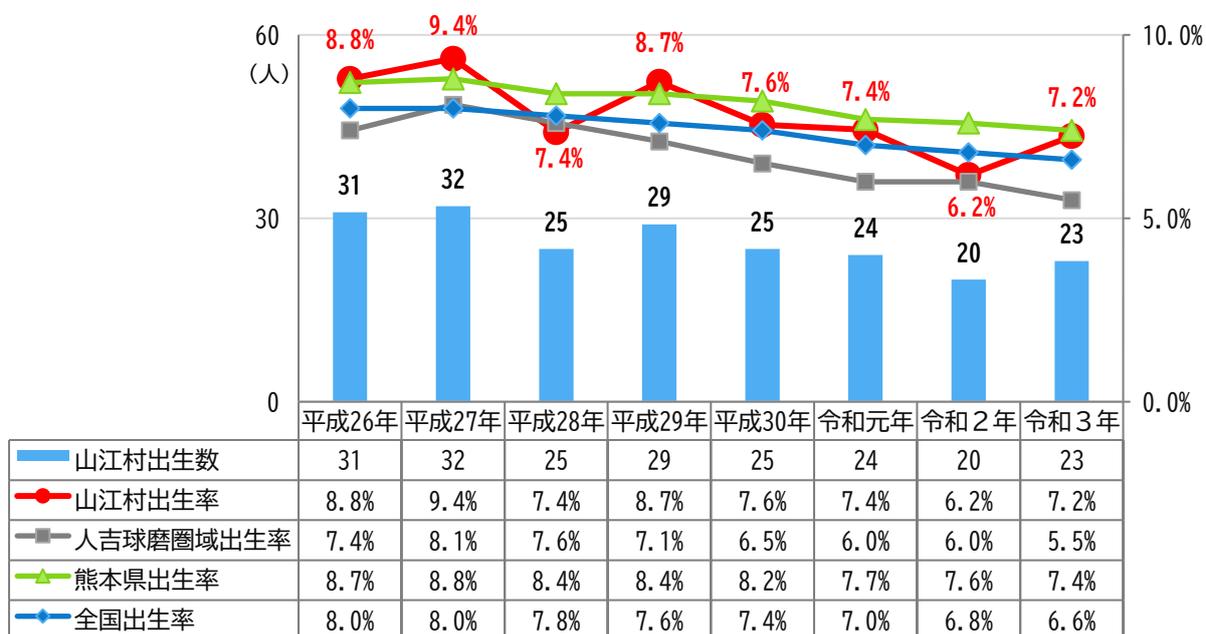
※母子世帯、父子世帯：母親ないし父親と20歳以下の子どもだけの世帯（三世代世帯は含まない）

(5) 出生数・出生率

出生数は、平成26年～平成30年は25～32人で推移していましたが、令和元年以降は24人以下となっており、減少傾向にあります。

出生率について人吉球磨圏域、熊本県、全国と比較すると、全国平均よりも概ね高いものの、熊本県平均と比較すると8か年中5か年で下回っており特に平成30年以降は4年連続で下回って推移しています。

■出生数、出生率



出典：人口動態統計 山江村の出生率については人口動態統計をもとに独自に算出

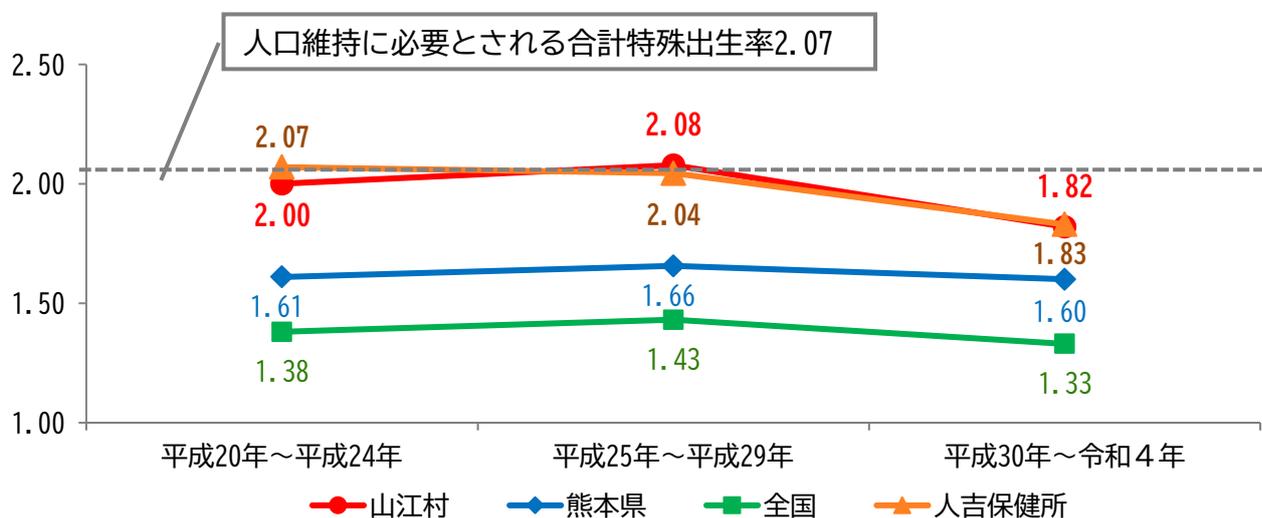
(6) 合計特殊出生率の状況

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.82と平成29年以前と比較して減少していますが、全国56位(1,887市区町村中)、人吉球磨圏域でも3位と全国的には高い水準にあります。

20～34歳の人口が少なく、出生率は低いものの合計特殊出生率は高いことから、「地域で暮らしている女性が出産する割合は高いものの、若い世代の絶対数が不足しているため出生数が少ない。」ことがうかがえます。

また、平成25年～平成29年と平成30年～令和4年を比較すると、山江村及び人吉保健所管区は0.2ポイント以上減少と、県・全国と比較して減少幅が極めて大きくなっています。これは、全国的に新型コロナウイルス感染症により出生数が低下したことに加え、人吉球磨圏域は令和2年7月豪雨の影響により出生数が低下したためと考えられます。

■ 5か年間の合計特殊出生率



出典：「人口動態 保健所・市区町村別統計」厚生労働省

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

■ 人吉球磨圏域の平成30年～令和4年の合計特殊出生率

| 山江村 | 人吉保健所管轄 | 人吉市 | 水上村 | 五木村 | 湯前町 | 多良木町 |
|------|---------|------|------|------|------|------|
| 1.82 | 1.83 | 1.75 | 1.92 | 1.64 | 1.76 | 1.71 |

| 山江村 | 人吉保健所管轄 | あさぎり町 | 錦町 | 相良村 | 球磨村 |
|------|---------|-------|------|------|-------|
| 1.82 | 1.83 | 1.76 | 1.95 | 1.70 | 算出無し※ |

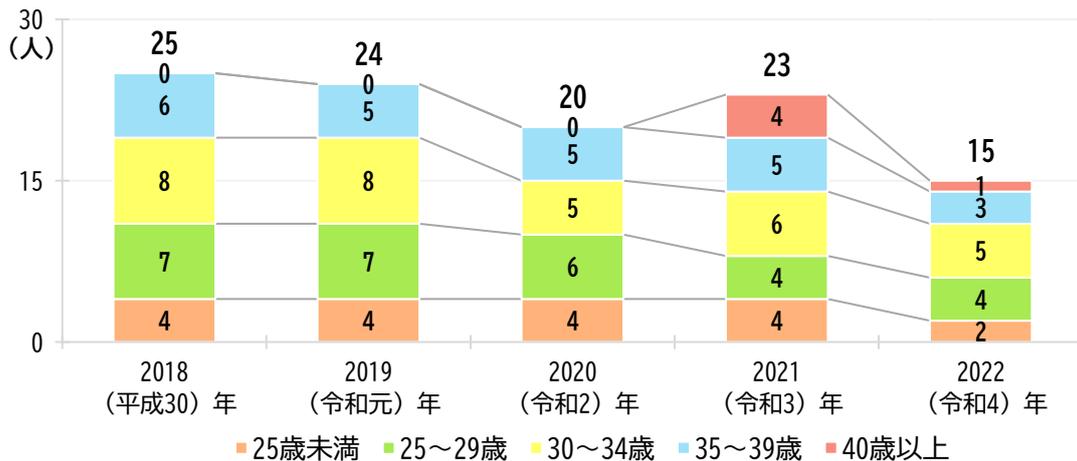
※球磨村は令和2年7月豪雨の影響による人口の変動を考慮し算出が行われていない。

(7) 出生の状況

平成30年から令和3年の出生数は20人台でしたが、令和4年は15人と減少しています。

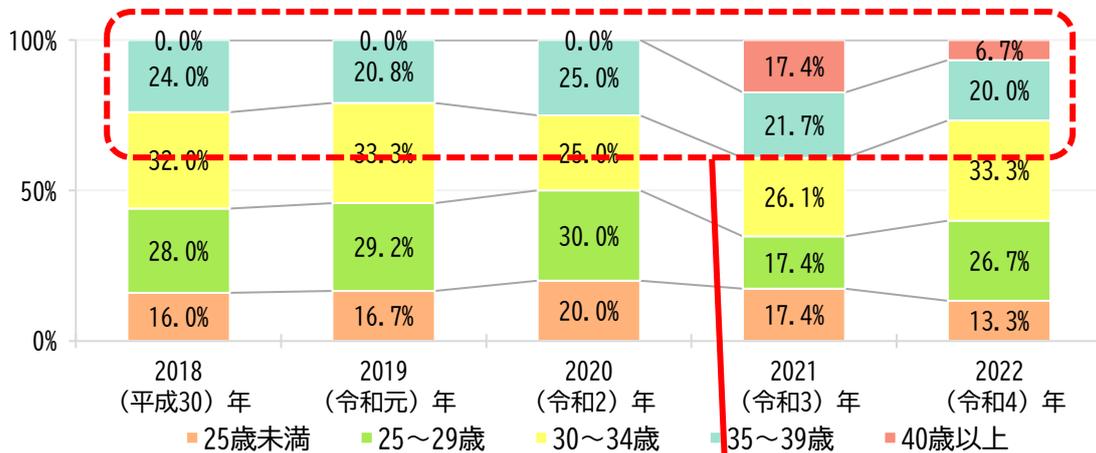
出生年齢の構成をみると、すべての年で35歳以上が2割台となっており、令和3年、令和4年は40歳以上の出産もあることから、高齢出産に対応する母子保健の重要性が増してきています。

■母親の年齢別の出生数



出典：熊本県人口動態調査（令和5年1月1日時点）

■出生年齢の構成



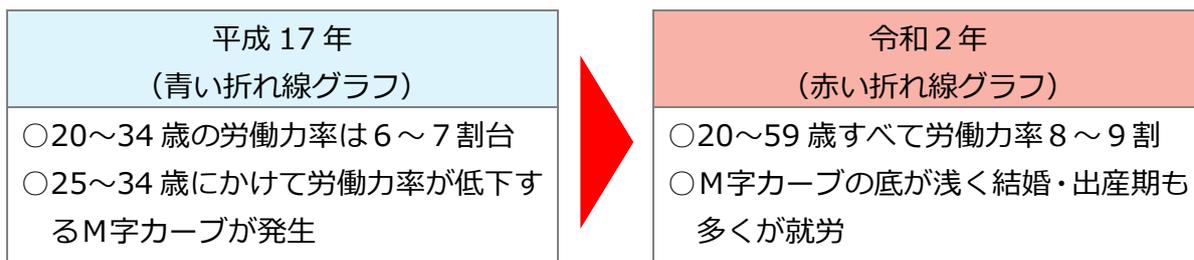
出典：熊本県人口動態調査（令和5年1月1日時点）

35~39歳が毎年2割程度
令和3~4年は40歳以上の出産も見られる

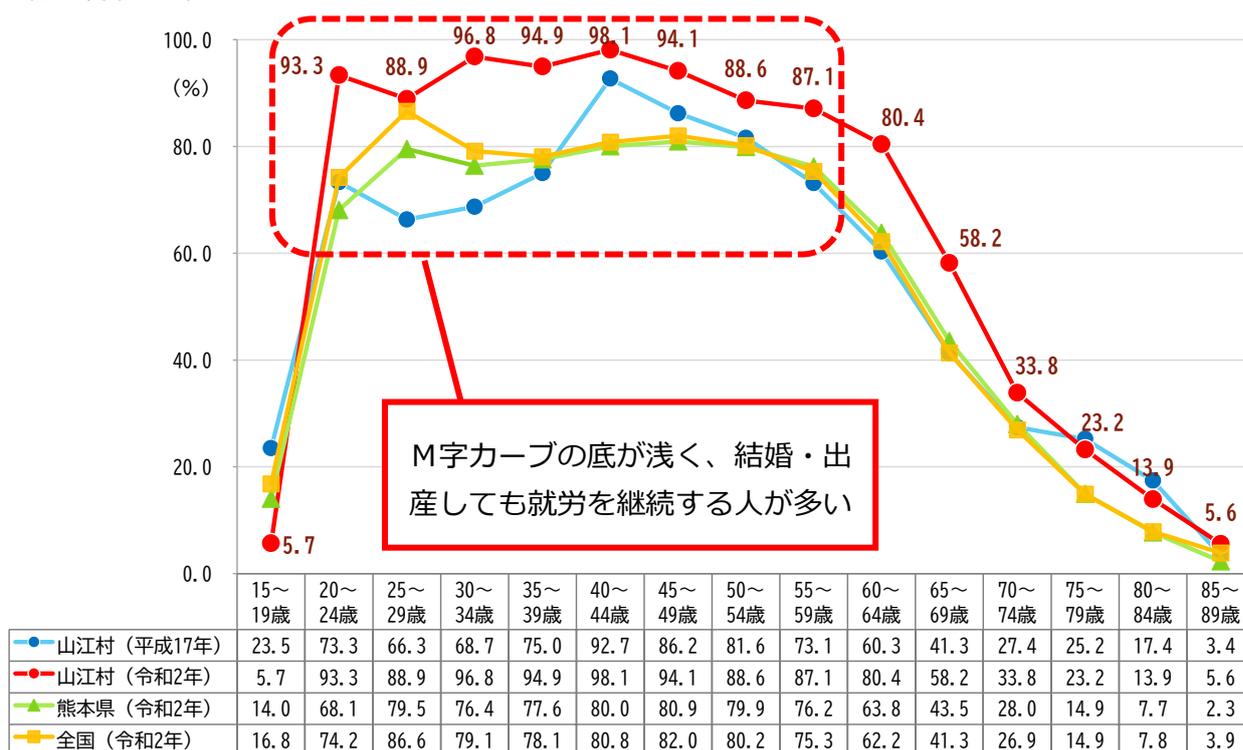
(8) 女性の労働力率の状況

令和2年の山江村の女性の労働力率は、主な働き手である20～59歳の層すべてで85%以上となっており、平成17年の水準及び国・県の労働力率を上回っています。

女性が出産・結婚を機に離職することによって発生するM字カーブが25～29歳の層で若干みられるものの、熊本県の平均出産年齢である30～34歳の層では労働力率は96.8%と高く、平成17年からライフプランが変化し、結婚・出産期も働く女性が多いことがうかがえます。



■女性の労働力率



出典：「国勢調査」(総務省)

(9) 統計データのまとめ

- 年少人口は今後も減少し、令和 12 年までの 10 年間で 235 人減（513 人→278 人 45.8%減）と大きく減少する見込み
- 計画策定時の見込みよりも人口減少は穏やかであるが少子化の進行が早い
- 人口構成は、0～4 歳と 20～34 歳の層が少ない
- 人口の流出が続く。主な転出先として人吉市、錦町、熊本市が挙げられる
- 国・県と比較して、18 歳未満のいる三世帯世帯、母子世帯、父子世帯の割合が多く、核家族世帯が県平均以下となっている
- 人口構成、出生率、合計特殊出生率から、女性が出産する割合は高いものの若い世代の絶対数が少ないことが出生率の低下につながっている
- 平成 30 年～令和 4 年の合計特殊出生率の減少幅が国・県と比較して大きい
- 近年は 40 歳以上の出産も見られ、高齢出産に対応した母子保健が重要となる
- 女性の労働力率が高く、M字カーブがほぼ見られないことから、結婚・出産しても就労を継続する女性が多い

2 子ども・子育てニーズ調査結果から

【子ども・子育てニーズ調査の概要】

■アンケート調査の目的

「第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な地域の特性や子育て家庭の状況、潜在的なサービスのニーズを調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、「山江村子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査方法及び回収率等

| 調査種類 | 調査対象者 | 調査方法 | 回答件数 |
|-----------------|---------------------------|--------------|------|
| 未就学児 保護者向け調査 | 山江村内の就学前児童を 保育する世帯の保護者 | インターネット上での回答 | 63件 |
| 小学生保護者 向け調査 | 山江村内の小学生児童を 保育する世帯の保護者 | インターネット上での回答 | 100件 |

■調査結果利用上の注意

- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答が可能な設問（複数回答）の場合、割合の合計が100%を超える場合があります。
- ・数表、図表中の「n=」は回答件数を表します。
- ・数表及び図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(1) 世帯類型

調査対象となる児童を養育する世帯の状況について、父母の配偶状況、就労状況に関する設問に基づき以下の通り分類しました。

| 世帯類型 | 未就学調査(n=63) | | 小学生調査(n=100) | |
|--|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| フル×フル (両親ともにフルタイム就労) | 39件 | 61.9% | 49件 | 49.0% |
| フル×パート (どちらかがフルタイム就労、もう片方がパートタイム就労) | 14件 | 22.2% | 23件 | 23.0% |
| 専業主婦(夫) (どちらかがフルタイム就労、もう片方が就労していない) | 2件 | 3.17% | 3件 | 3.0% |
| ひとり親 (父親か母親が回答し、配偶者がいない) | 7件 | 11.1% | 20件 | 20.0% |
| その他 (両親ともにパートタイム、両親以外が回答等) | 0件 | 0.0% | 3件 | 3.0% |
| 無回答 (配偶状況・就労に関する設問に無回答) | 1件 | 1.59% | 2件 | 2.0% |

※ここでのフルタイム就労とは、正規雇用、パートタイム雇用、自営業、農業等の就労形態によらず週5日8時間程度以上働いている者をさす。

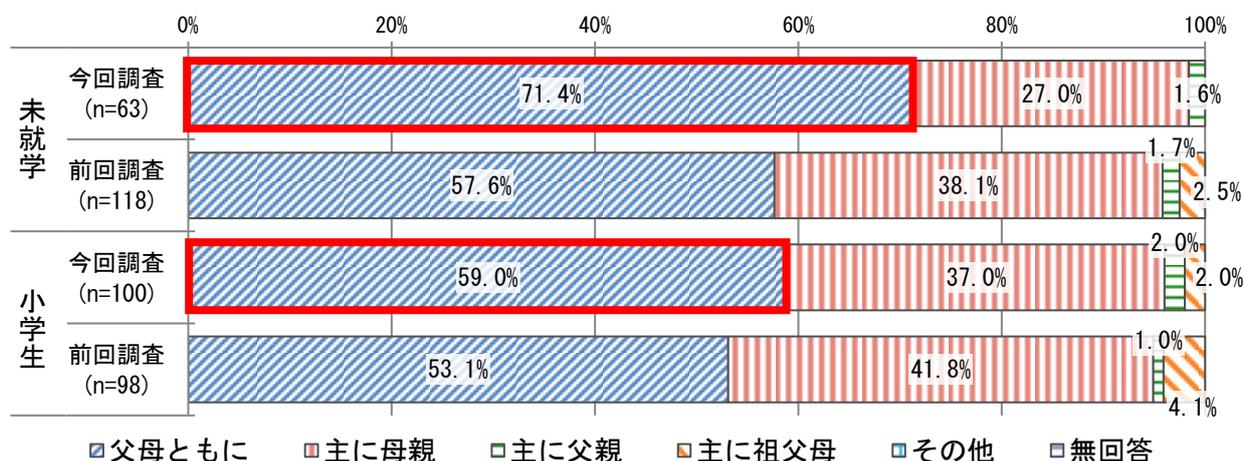
(2) 子育てと家族を取り巻く状況

① 子育ての主な担い手

○子育ての主な担い手については、未就学調査(以下、「未就学」)で「父母ともに」が71.4%、「主に母親」が27.0%、小学生調査(以下、「小学生」)で「父母ともに」が59.0%、「主に母親」が37.0%となっています。

○前回調査と比較すると、未就学で「父母ともに」が13.8ポイント増(57.6%→71.4%)、「主に母親」が11.1ポイント減(38.1%→27.0%)、小学生調査で「父母ともに」が5.9ポイント増(53.1%→59.0%)、「主に母親」が4.8ポイント減(41.8%→37.0%)となっており、父母ともに子育ての主な担い手となる世帯が増えています。

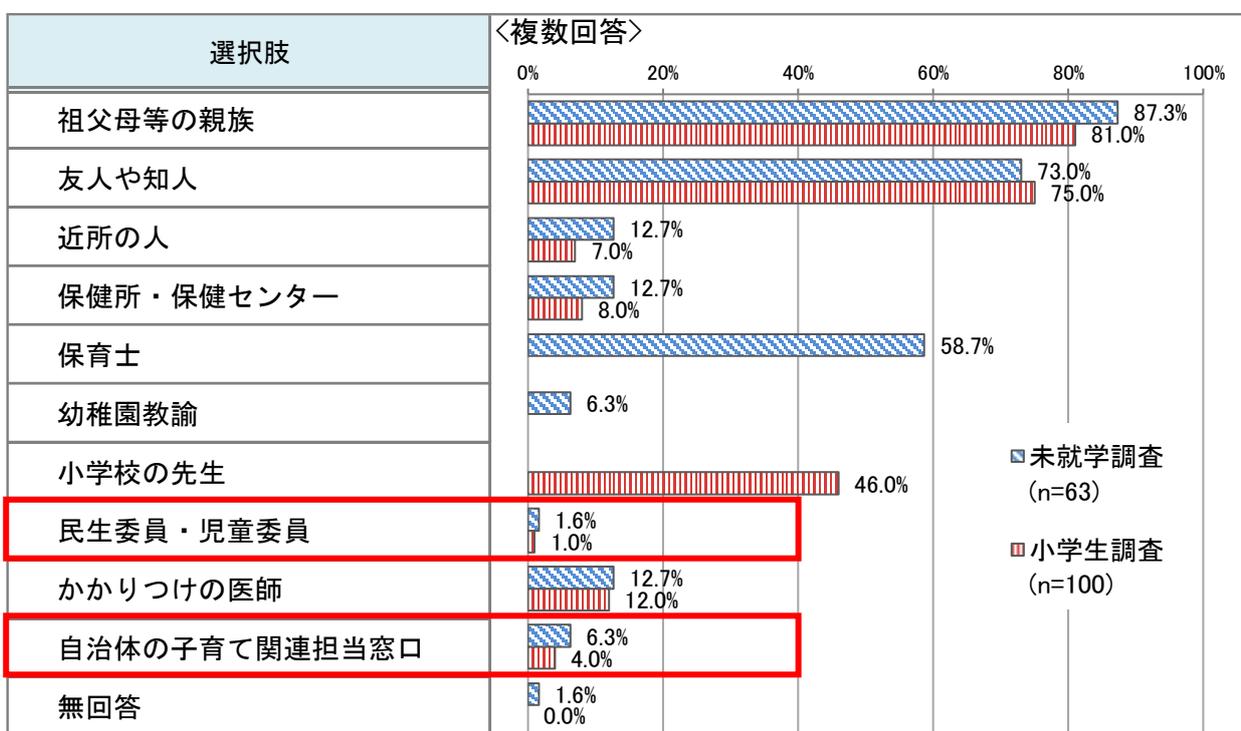
■ 子育ての主な担い手 (前回比較)



②子育てに関する相談先

- 子育てに関する相談先は、未就学調査、小学生調査ともに「祖父母等の親族」が8割台と最も高く、次いで「友人や知人」が7割台の順となっています。
- 未就学では「保育士」が58.7%、小学生では「小学校の先生」が46.0%とそれぞれ3位となっていることから、保育所等や小学校に対し子育てに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて保育所等と行政が連携して支援を行える体制の強化が重要となります。
- 相談先のうち公的な相談窓口としては「民生委員・児童委員」は未就学・小学生ともに1%台、「自治体の子育て関連担当窓口」が未就学で6.3%、小学生で4.0%となっています。

■子育てに関して相談できる相手

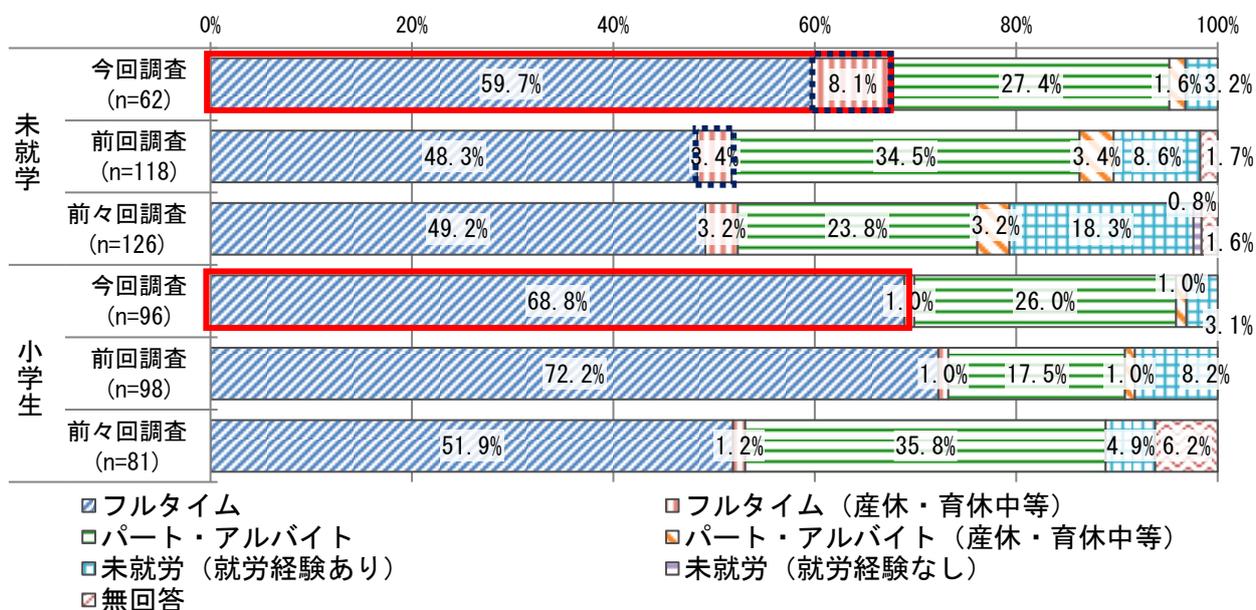


(3) 就労等の状況

① 父母の就労形態

- 未就学調査、小学生調査の両方で、父母ともに95%以上が何らかの形で就労しています。
- フルタイム就労（「フルタイム」＋「フルタイム（産休・育休中等）」）している母親の割合についてみると、未就学で67.8%（前回比16.1ポイント増）、小学生で69.8%（前回比3.4ポイント減）となっています。
- 「フルタイム（産休・育休中等）」が未就学で8.1%と前回より4.7ポイント増加（3.4%→8.1%）しており、産休・育休が浸透している状況がうかがえます。
- 母親、父親ともに何らかの形で就労している人がほとんどであることから、育児と就労の両立支援や、緊急時や用事の際の一時的な預かりなど、共働き世帯へのサポートが重要となります。

■ 母親の就労形態



■ 母親の就労割合

| | 就労割合 | 就労形態内訳 | | 未就労 | |
|-----|-------------|----------------------|--------------------------|-------|------|
| | | フルタイム (産休・育休中を含む) | パート・アルバイト (産休・育休中を含む) | | |
| 未就学 | 今回調査(n=62) | 96.8% | 67.8% | 29.0% | 3.2% |
| | 前回調査(n=118) | 89.6% | 51.7% | 37.9% | 8.6% |
| 小学生 | 今回調査(n=96) | 96.8% | 69.8% | 27.0% | 3.1% |
| | 前回調査(n=98) | 91.7% | 73.2% | 18.5% | 8.2% |

■ 父親の就労割合

| | 未就学調査 | | 小学生調査 | |
|------|--------------|-------------|--------------|------------|
| | 今回調査(n=57) | 前回調査(n=103) | 今回調査(n=78) | 前回調査(n=84) |
| 就労割合 | 98.2% | 100.0% | 96.2% | 100.0% |

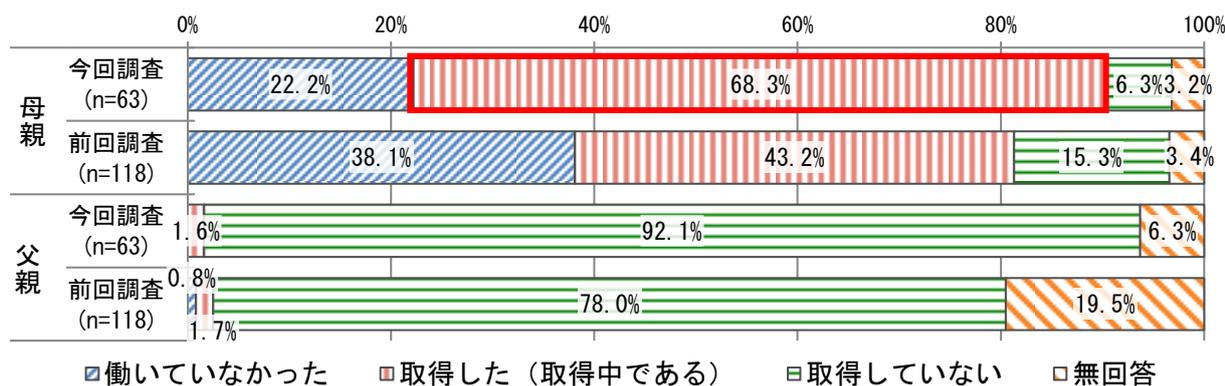
②就労日数・就労時間等（図表省略）

- 父母の就労日数については、未就学調査、小学生調査ともに、母親・父親の両方で1週間あたり「5日」が最も高くなっています。
- 未就学・小学生ともに、母親の約15%、父親の4割台が、1週間あたり「6日以上」と回答しており、父母が就労している間の土日等の預かりが課題となります。

③育児休業の取得経験

- こどもが生まれた際に育児休業を取得したかについては、「取得した（取得中である）」が母親で68.3%と前回調査より25.1ポイント増加（43.2%→68.3%）しています。
- 父親については、前回調査、今回調査ともに「取得した（取得中である）」が1%台と、取得が進んでいない状況がうかがえます。

■こどもが生まれた際に育児休業を取得したか（未就学調査）

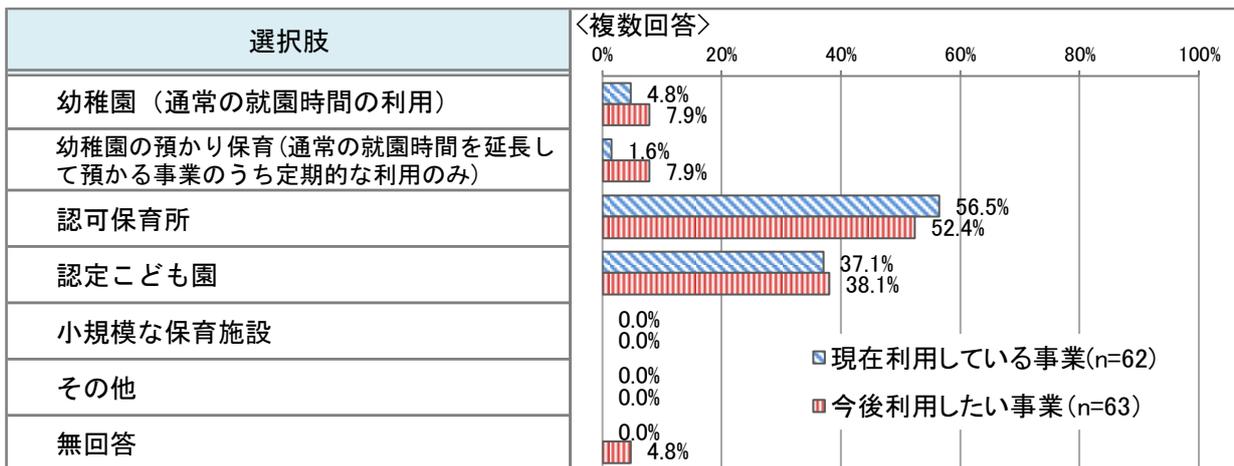


(4) 幼児期の教育・保育の利用の状況（未就学調査）

①現在、定期的に利用している教育・保育、今後利用したい教育・保育

○現在定期的に利用している教育・保育と今後利用したい教育・保育の両方で、「認可保育所」が約5割、「認定こども園」が3割台後半となっています。

■現在定期的に利用している教育・保育/今後利用したい教育・保育



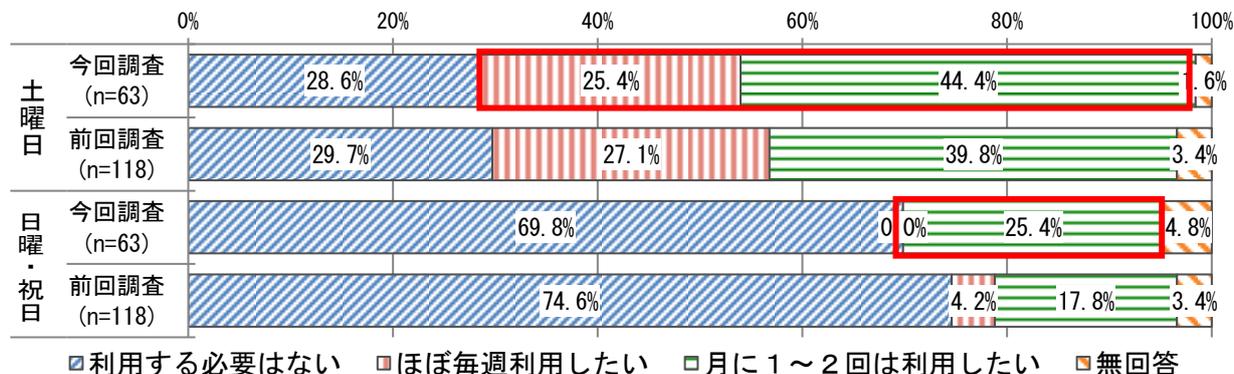
②土曜日、日曜・祝日の保育園・認定こども園等の利用ニーズ

○土曜日の保育園・認定こども園等の利用については「利用したい（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい）」が69.8%、日曜・祝日は25.4%となっています。

○前回調査と比較すると、土曜日、日曜・祝日ともに「利用したい」がやや増加しています。

○「利用したい」の割合をクロス属性別で見ると、フル×フルとフル×パートは土曜日は7割台、日曜・祝日は2割台と土曜日と日曜・祝日で「利用したい」割合が異なるのに対し、ひとり親世帯では土曜日、日曜・祝日ともに42.9%と日曜・祝日も利用したいと考える人の割合が高くなっています。（図表省略）

■土曜日、日曜・祝日の保育園・認定こども園等の利用ニーズ



(5) 病気の際の預かり等の利用状況（未就学調査）

① 病気の際の対応

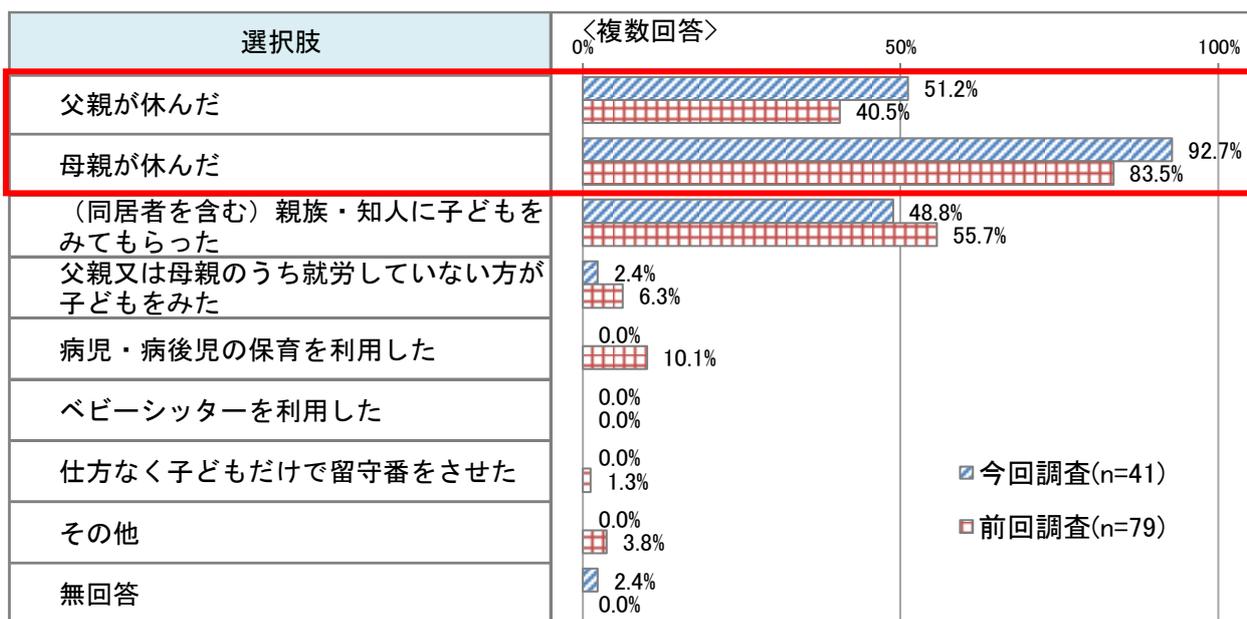
○ 病気などで通常の教育・保育を休んだ経験の有無については、「あった」が 66.1%（前回比 5.7 ポイント減）となっています。

○ 病気の際の対応としては、「母親が休んだ」が 92.7%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が 51.2%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が 48.8%となっています。

■ この1年間で病気などで通常の教育・保育を休んだ経験が「あった」割合（未就学調査）

| | 山江村 全体 | 世帯類型別 | | | 児童の年齢別 | | | 前回との 比較 |
|-------|-----------|-----------|------------|-------|--------|-------|-------|-------------------|
| | | フル× フル | フル× パート | ひとり親 | 0~2歳 | 3~4歳 | 5歳以上 | |
| 未就学調査 | 66.1% | 71.1% | 50.0% | 71.4% | 75.0% | 63.2% | 64.5% | 71.8% 5.7ポイント減 |

■ 病気の際の対応（この1年間にこどもが病気で通常の教育・保育を休んだ人のみ）



②病児・病後児保育の利用意向

- 父親か母親が仕事を休んだ際の考えとして、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人の割合は65.8%となっており、前回調査と比較して20.2ポイント増加しています。
- 世帯類型別で見ると、フル×フルで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が80.8%と、他の世帯類型と比較して高くなっています。
- 病児・病後児保育施設を利用したい地域としては、「山江村」が92.0%と最も高く、次いで「人吉市」が72.0%、「相良村」が36.0%、「錦町」が8.0%となっています。（図表省略）
- 病児・病後児保育を実施する際の事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が76.0%と最も高く、次いで「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が64.0%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミリー・サポート・センター等）」が20.0%となっています。（図表省略）

■「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人の割合 （「母親が休んだ」「父親が休んだ」と回答した人のみ）

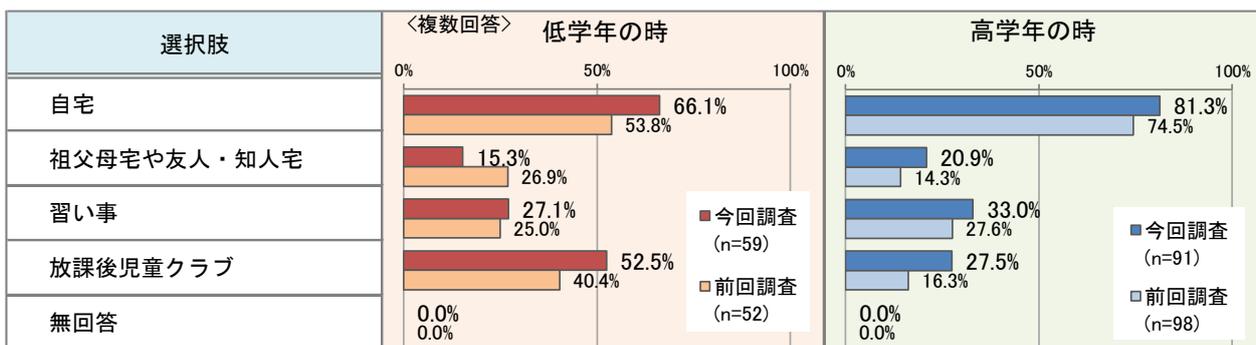
| | 山江村 全体 | 世帯類型別 | | | 児童の年齢別 | | | 前回との 比較 |
|-------|-----------|-----------|------------|-------|--------|-------|-------|---------------------------|
| | | フル× フル | フル× パート | ひとり親 | 0～2歳 | 3～4歳 | 5歳以上 | |
| 未就学調査 | 65.8% | 80.8% | 28.6% | 25.0% | 66.7% | 58.3% | 70.6% | 45.6% 20.2ポイント増 |

(6) 小学生の放課後の過ごし方と放課後児童クラブ（小学生調査）

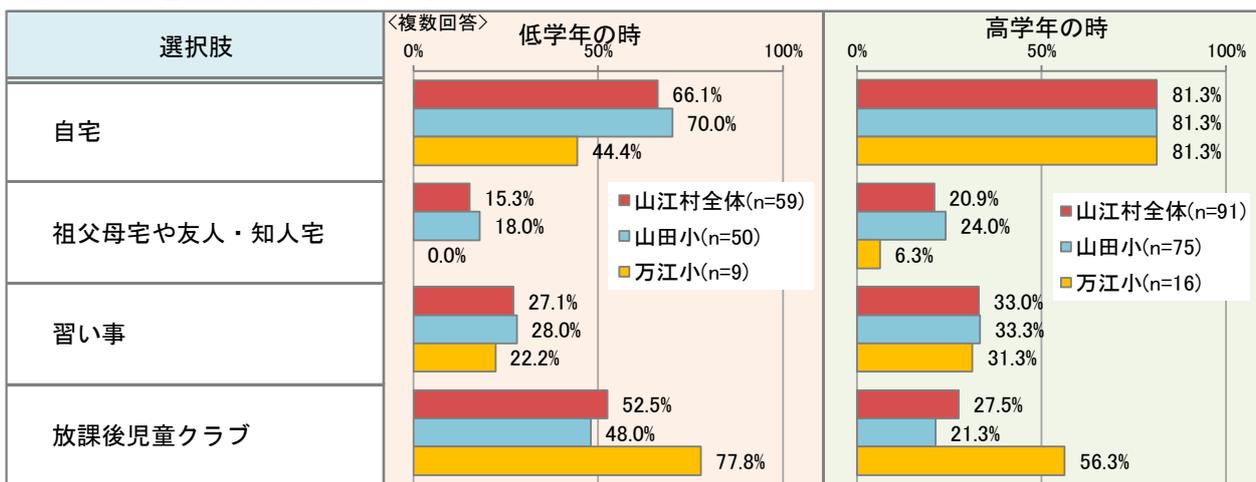
①放課後の過ごし方

- 小学生の放課後の過ごし方については、低学年の時は「自宅」が66.1%、高学年の時は「自宅」が81.3%とともに「自宅」が最も高くなっていますが、その割合は高学年の時が15.2ポイント上回り、より自宅の比重が高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が低学年・高学年ともに前回調査を約10ポイント上回っており、ニーズの高まりがうかがえます。
- 小学校区別でみると、低学年・高学年ともに万江小学校区で「祖父母宅や友人・知人宅」が山江村全体よりも低く、「放課後児童クラブ」が高くなっています。
- 「自宅」と「放課後児童クラブ」の割合について世帯類型別でみると、低学年のフル×パートの層で「自宅」が他の層より低く、「放課後児童クラブ」が高くなっています。

■放課後の過ごし方 前回比較



■放課後の過ごし方 小学校区別



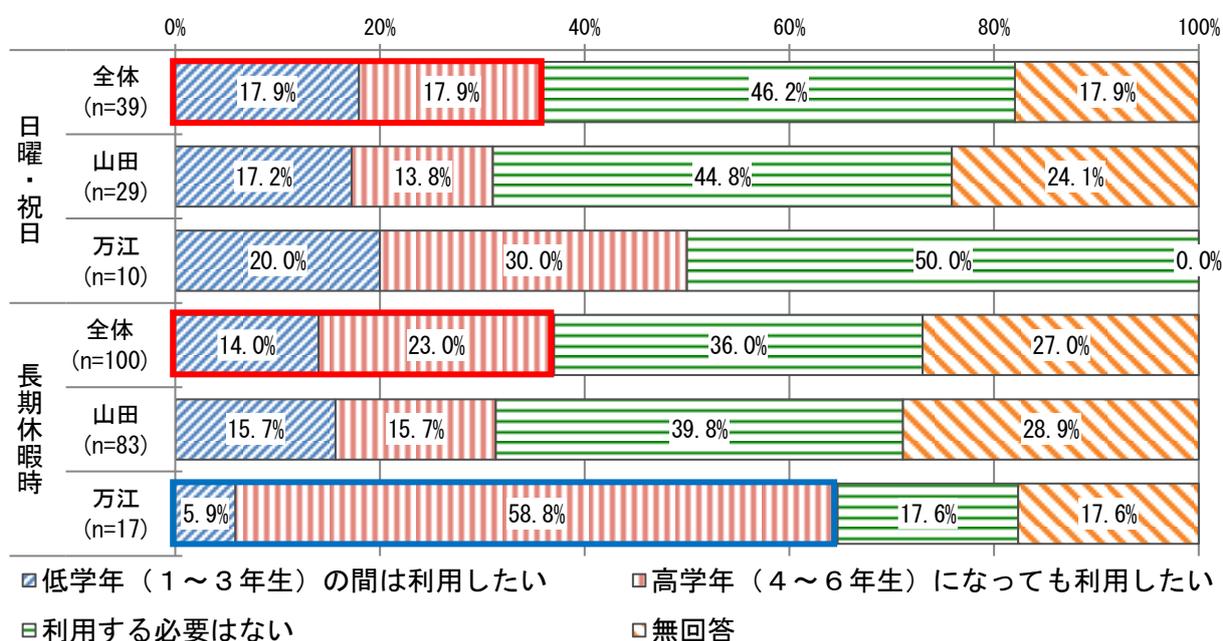
■「自宅」と「放課後児童クラブ」の割合（世帯類型別）

| | フル×フル | | フル×パート | | ひとり親 | |
|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 自宅 | 放クラ | 自宅 | 放クラ | 自宅 | 放クラ |
| 低学年の時 | 74.2% | 45.2% | 46.7% | 73.3% | 60.0% | 50.0% |
| 高学年の時 | 79.5% | 27.3% | 82.6% | 39.1% | 76.5% | 23.5% |

②休みの日の放課後児童クラブの利用意向

- 日曜・祝日、長期休暇時の放課後児童クラブの利用意向割合（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の合計）は、日曜・祝日が35.8%、長期休暇時が37.0%となっています。
- 世帯類型別でみると、フル×パートで、日曜・祝日の利用意向割合が46.2%、長期休暇時が65.2%と、他の世帯類型と比較して高くなっています。
- 校區別でみると、万江小学校区で、日曜・祝日の利用意向割合が50.0%、長期休暇時が64.7%と、山田小学校区と比較して高くなっています。

■日曜・祝日、長期休暇時の放課後児童クラブの利用意向



■利用意向割合（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の合計）

| | 山江村 全体 | 世帯類型別 | | | 校區別 | |
|-------|-----------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | フル×フル | フル×パート | ひとり親 | 山田 | 万江 |
| 日曜・祝日 | 35.8% | 30.0% | 46.2% | 20.0% | 31.0% | 50.0% |
| 長期休暇時 | 37.0% | 32.6% | 65.2% | 20.0% | 31.4% | 64.7% |

※日曜・祝日は、平日の放課後児童クラブを現在利用しているか利用意向がある人のみ、長期休暇時の利用は全員を対象として調査を行なった。

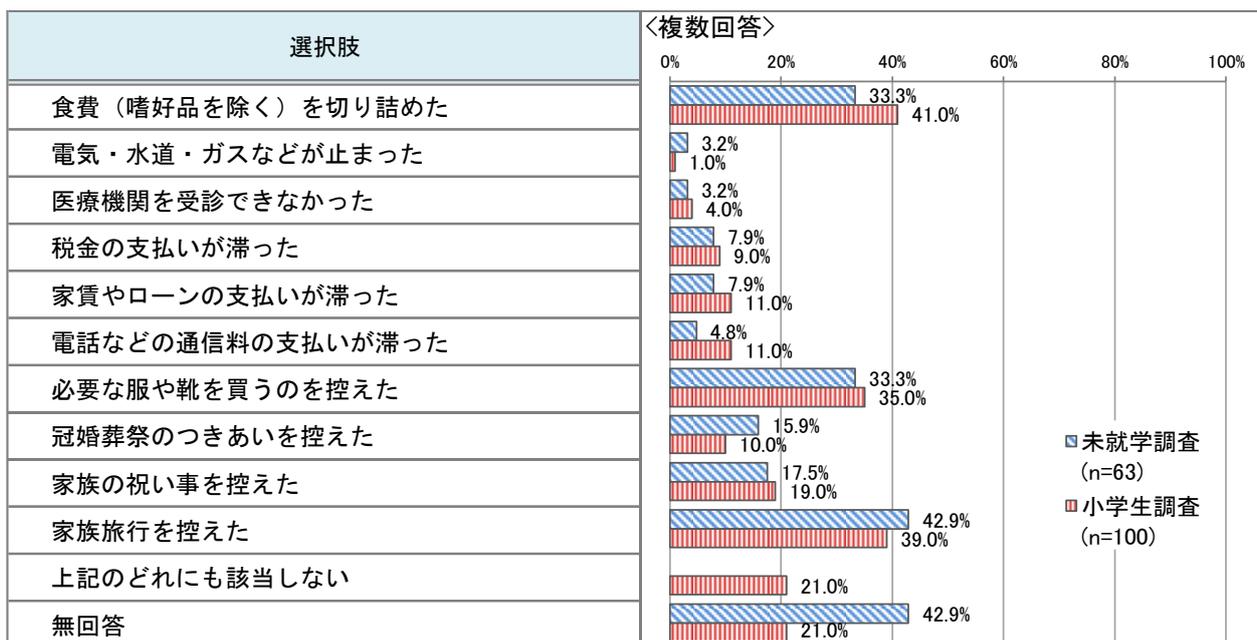
(7) 経済的な状況について

① 貧困経験

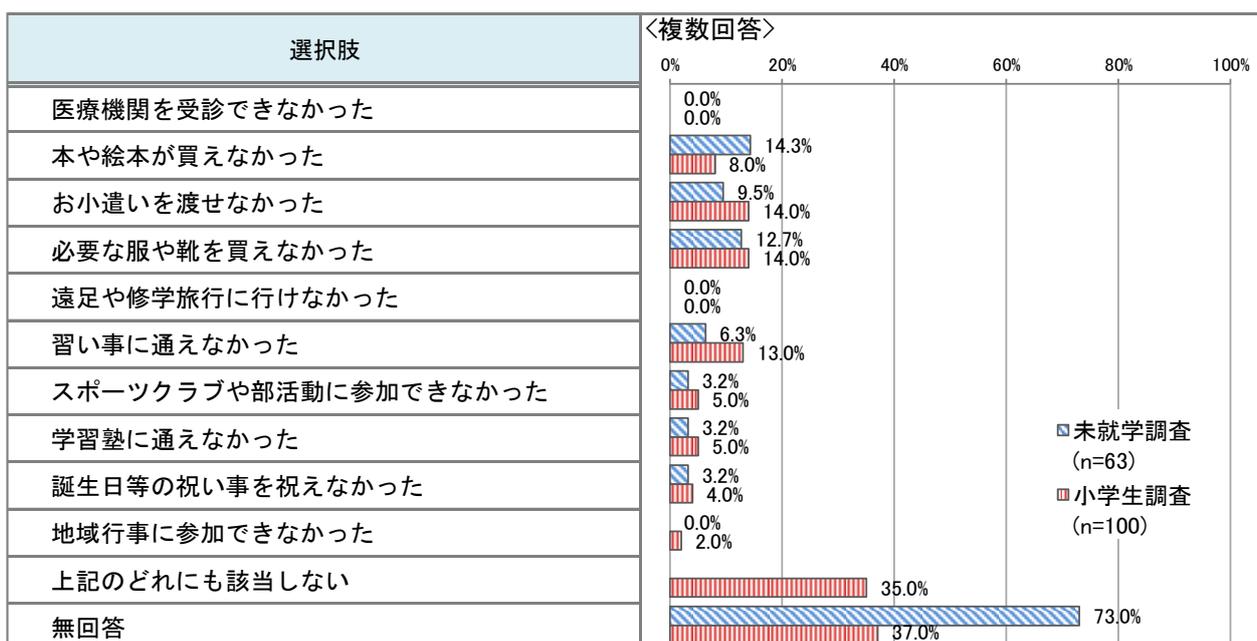
○経済的な理由で何かができなかった経験については、未就学調査、小学生調査ともに「食費（嗜好品を除く）を切り詰めた」、「必要な服や靴を買うのを控えた」、「家族旅行を控えた」が上位1～3位となっています。

○経済的な理由でこどもに何かを我慢させた経験については、未就学調査では「本や絵本が買えなかった」が14.3%、小学生調査では「お小遣いを渡せなかった」と「必要な服や靴を買えなかった」が14.0%と、それぞれ最も高くなっています。

■ 経済的な理由で何かができなかった経験



■ 経済的な理由でこどもに何かを我慢させた経験



※未就学調査では「上記のどれにも該当しない」は選択肢にない。

② 貧困経験の平均値

- 「経済的な理由で何かができなかった経験」と「経済的な理由で子どもに何かを我慢させた経験」の設問で選択した選択肢の個数（以下「貧困経験」）の平均値を集計しました。
- 貧困経験の平均値をみると、未就学調査で2.2、小学生調査で2.5となっています。
- 世帯類型別でみると、小学生のひとり親で3.8と他の世帯類型と比較して高くなっています。
- 満足度別でみると、満足度が低い層ほど貧困経験の平均値が高く、
年収別でみると、おおむね年収が高い層ほど貧困経験の平均値が低く、
希望の有無別でみると、「希望が持てない」層で、他の層と比較して特に高くなっています。

■ 貧困経験の平均値（「経済的な理由で何かができなかった経験」と「経済的な理由で子どもに何かを我慢させた経験」の設問で選択した選択肢の数の平均値）（※1）

| | 山江村 全体 | 世帯類型別 | | | | | 満足度別（※2） | | |
|-------|-----------|-----------|------------|-------------|------|-----|----------|-----|-----|
| | | フル× フル | フル× パート | 専業主婦 (夫) | ひとり親 | その他 | 高い | 普通 | 低い |
| 未就学調査 | 2.2 | 1.9 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | — | 1.1 | 2.3 | 6.3 |
| 小学生調査 | 2.5 | 1.8 | 2.8 | 3.0 | 3.8 | 1.7 | 1.5 | 2.9 | 5.4 |

| | 山江村 全体 | 年収別 | | | | 希望の有無別（※3） | | | |
|-------|-----------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|----------------|-------------|-----------|
| | | 200万 以下 | 200～ 500万 | 500～ 800万 | 800万 以上 | 希望を持 っている | ある時とない 時がある | 希望が 持てない | わから ない |
| 未就学調査 | 2.2 | 3.0 | 3.2 | 1.7 | 0.8 | 0.9 | 2.5 | 4.7 | 1.9 |
| 小学生調査 | 2.5 | 3.7 | 3.7 | 1.3 | 0.8 | 0.9 | 3.4 | 6.3 | 1.6 |

※1 「上記のどれにも該当しない」の選択肢は含めず集計。

※2 「満足度別」は、21ページ「子育て支援の満足度」の設問に基づき分類。

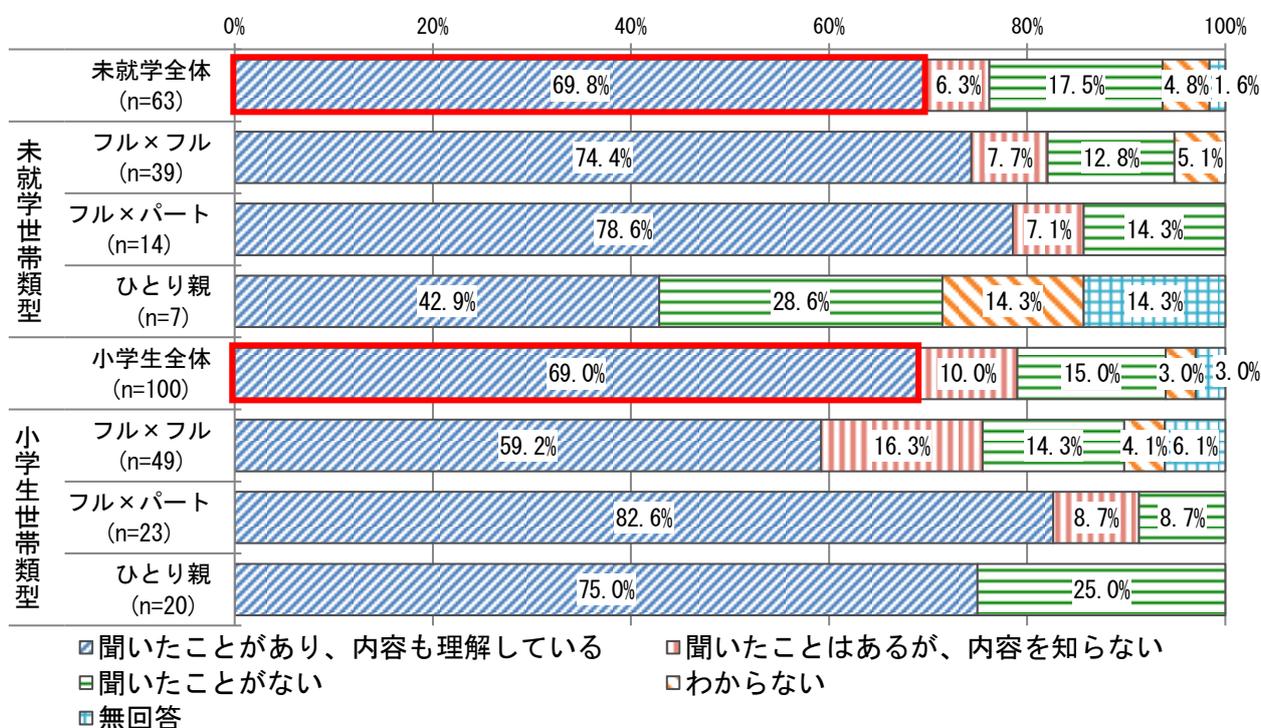
※3 「希望の有無別」は、16ページ「将来の希望」の設問に基づき分類。

(8) ヤングケアラーについて

①ヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるかについては、「聞いたことがあり、内容も理解している」が、未就学、小学生ともに約7割となっています。
- 世帯類型別でみると「聞いたことがない」が未就学のひとり親で28.6%、小学生のひとり親で25.0%と、他の世帯類型と比較して高くなっています。
- ヤングケアラーという言葉を知った場所については、未就学、小学生ともに「テレビ・ラジオ・新聞」が8割台と高くなっています。

■ヤングケアラーという言葉を知った場所（複数回答 降順3位まで）



■ヤングケアラーという言葉を知った場所（複数回答 降順3位まで）

| 調査 | 1位 | 2位 | 3位 |
|-------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 未就学調査 | テレビ・ラジオ・新聞 85.4% | SNSやインターネット 47.9% | 雑誌・本 25.0% |
| 小学生調査 | テレビ・ラジオ・新聞 89.9% | SNSやインターネット 44.3% | 広報・掲示物 19.0% |

②こどもの家事の状況

- 世帯で 18 歳未満のこどもが大人のする家事を代わりに行う経験があったかについては、あった人のその内容として「家族に代わり兄弟等の世話をしている」、「目の離せない家族の見守りや声掛けを行っている」が、未就学・小学生ともに 1～2 位となっています。
- 障がい等のある家族がいる場合、その世話や代わりの家事を行ったという回答が見られることから、障がいを持つ人がいる世帯に対しては、障がい者本人への支援のみならず、ヤングケアラーを生じさせないためにその家族やこどもの負担に対するケアも重要となります。

■世帯で 18 歳未満のこどもが大人のする家事を代わりに行う経験があったか（件数表記）

| 調査 | 順位 | 内容 | 件数 |
|------------------|----------|---|-----|
| 未就学調査 (n=63) | 1 位 (同順) | 家族に代わり兄弟等の世話をしている/ 目の離せない家族の見守りや声掛けを行っている | 5 件 |
| | 3 位 (同順) | 障がいや病気のある兄弟の世話をしている/ 日本語が第 1 言語でない家族や障がいのある 家族のために通訳をしている | 1 件 |
| 小学生調査 (n=100) | 1 位 | 家族に代わり兄弟等の世話をしている | 9 件 |
| | 2 位 | 目の離せない家族の見守りや声掛けを行っている | 3 件 |
| | 3 位 | 障がいや病気のある家族等に代わり、 買い物・料理・掃除等の家事をした | 1 件 |

※本設問は無回答の割合が高く、パーセント表示に適さないため件数表記とした。

(9) 山江村の子育て支援について

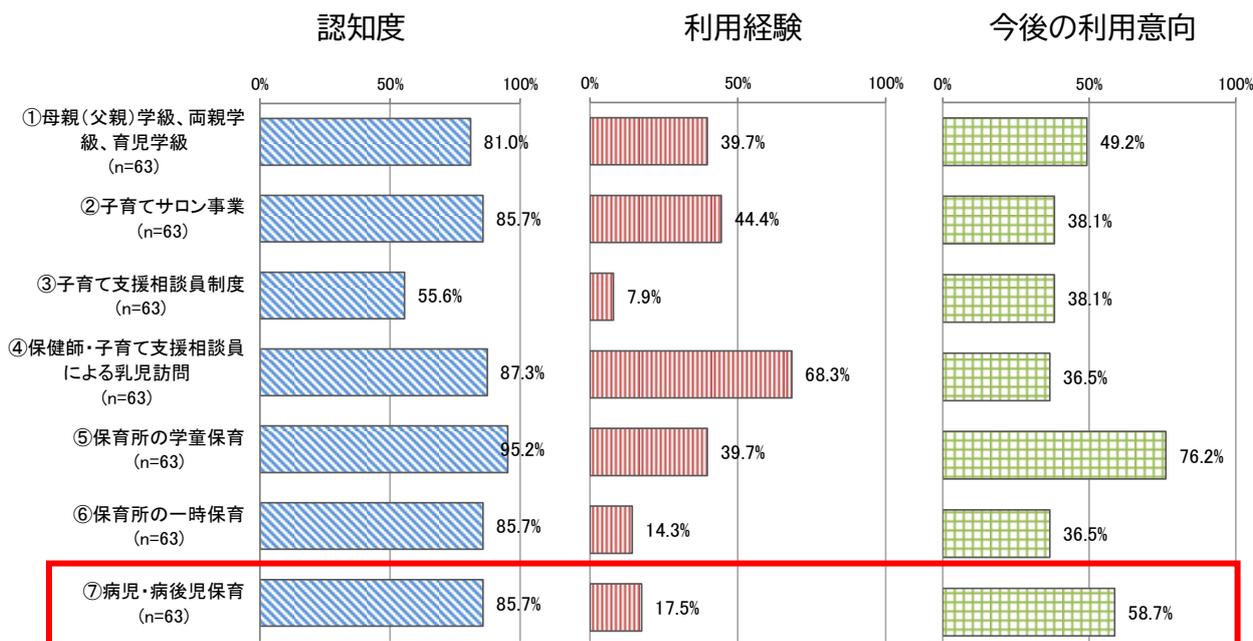
①山江村の子育て支援サービスについて（未就学調査）

○山江村の子育て支援サービスの認知度については、「③子育て支援相談員制度」を除く6項目が8～9割台となっており、広く認知されている状況がうかがえます。

○今後の利用意向についてみると、「⑤保育所の学童保育」が76.2%と最も高く、次いで「⑦病児・病後児保育」が58.7%、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が49.2%の順となっており、その他の4項目も3割台であることから、すべてのサービスがある程度利用ニーズがあると見られます。

○「⑦病児・病後児保育」は、利用経験は17.5%と低いものの、今後の利用意向は58.7%（2位）と、利用意向が利用経験を約40ポイント上回っており、潜在的なニーズは高いものと見られます。緊急時に利用するサービスであるという性質を踏まえ、サービスが必要となった時に速やかに利用できるように、提供体制の整備が重要となります。

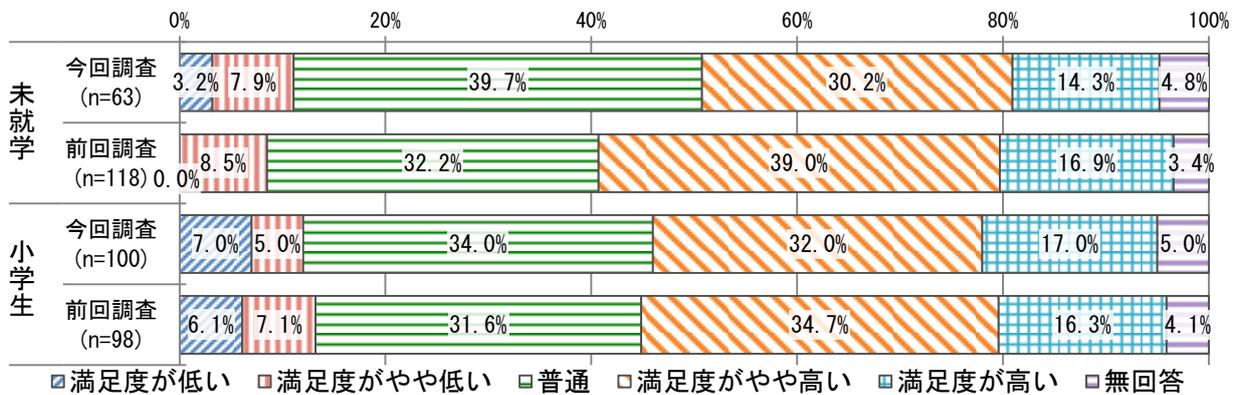
■山江村の子育て支援サービスの認知度、利用経験、今後の利用意向



②山江村の子育て支援に対する満足度

- 山江村の子育て支援の満足度は、未就学、小学生ともに「普通」が3割台と最も高く、次いで「満足度がやや高い」、「満足度が高い」の順となっています。
- 満足度を点数で見ると、未就学調査全体で3.47（前回から0.20ポイント減）、小学生調査全体で3.49（前回から0.01ポイント減）と、ともに前回調査と比較してやや減少しています。
- 満足度の平均点をクロス属性別で見ると、サンプル数は限られますが、未就学調査の専業主婦（夫）で3.0と、他の世帯類型と比較して低くなっています。
- 年収別で見ると、200万以下の層で低く、800万以上の層で高くなっています。
- 将来に対する希望の有無別で見ると、希望を「持っている」層で4.0前後と特に高く、「希望が持てない」層で3.0ポイント前後とやや低くなっています。

■山江村の子育て支援に対する満足度



■満足度の平均点

「満足度が低い」を1点、「満足度がやや低い」を2点、「普通」を3点、「満足度がやや高い」を4点、「満足度が高い」を5点として点数評価を行った。

| | 山江村全体 | 世帯類型別 | | | | | 地区別 | | 前回との比較 |
|-------|-------|-------|--------|---------|------|-----|-----|-----|-----------------------|
| | | フル×フル | フル×パート | 専業主婦(夫) | ひとり親 | その他 | 山田 | 万江 | |
| 未就学調査 | 3.47 | 3.5 | 3.2 | 3.0 | 3.9 | — | 3.5 | 3.5 | 前回 3.67 0.2ポイント減少 |
| 小学生調査 | 3.49 | 3.7 | 3.2 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.6 | 3.3 | 前回 3.50 0.01ポイント減少 |

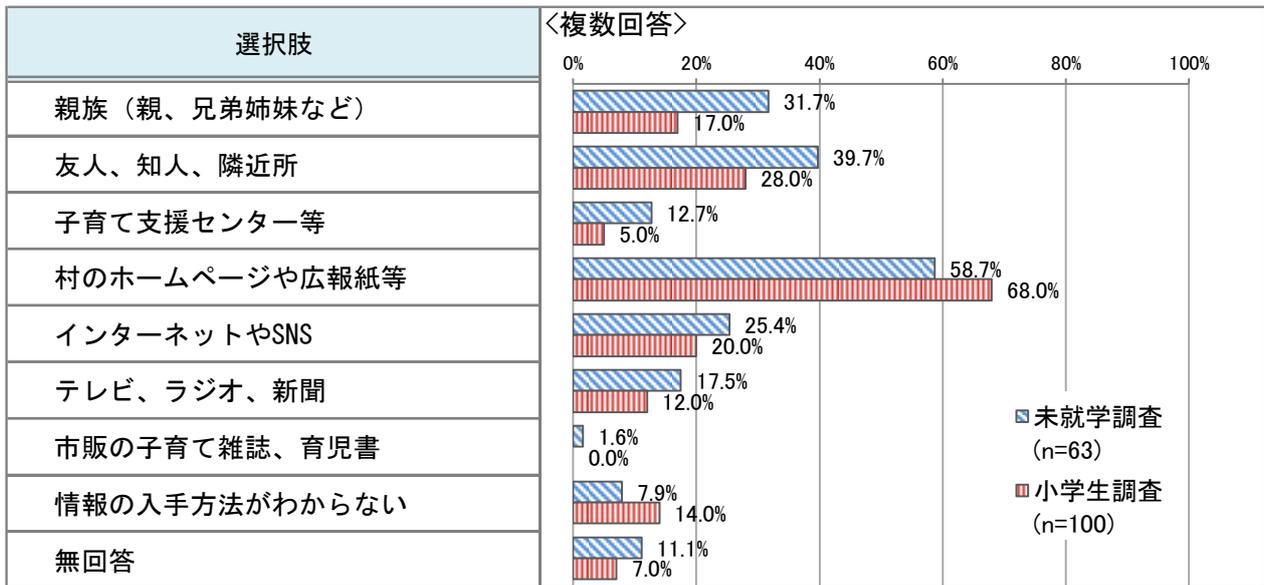
| | 山江村全体 | 年収別 | | | | 将来に対する希望の有無別 | | | |
|-------|-------|--------|----------|----------|--------|--------------|------------|---------|-------|
| | | 200万以下 | 200～500万 | 500～800万 | 800万以上 | 持っている | ある時とない時がある | 希望が持てない | わからない |
| 未就学調査 | 3.47 | 3.0 | 3.5 | 3.2 | 4.3 | 4.0 | 3.2 | 3.1 | 3.3 |
| 小学生調査 | 3.49 | 2.9 | 3.5 | 3.8 | 3.9 | 4.1 | 3.3 | 2.9 | 3.1 |

| | 山江村全体 | 年齢別 | | | 山江村全体 | 学年別 | | |
|-------|-------|------|------|------|-------|------|-----|-----|
| | | 0～2歳 | 3～4歳 | 5歳以上 | | 低学年 | 高学年 | |
| 未就学調査 | 3.47 | 3.3 | 3.5 | 3.5 | 小学生調査 | 3.49 | 3.4 | 3.7 |

③子育て支援サービスの情報源

- 子育て支援サービスの情報源については、「村のホームページや広報紙等」が未就学調査で58.7%、小学生調査で68.0%と特に高くなっており、重要な情報源となっている状況がうかがえます。
- 「親族（親、兄弟姉妹など）」が未就学で3位、小学生で4位、「友人、知人、隣近所」が未就学・小学生の双方で2位と、親しい相手が情報源となっている他、「インターネットやSNS」についても未就学で4位、小学生で3位となっています。
- 「情報の入手方法がわからない」の割合について世帯類型別でみると「ひとり親」で他の世帯類型よりやや高くなっています。
- 子育て支援に対する満足度別でみると、満足度が高い層では「情報の入手方法がわからない」人の割合は5.0%未満であるのに対し、普通と低い層では10~30%台と開きが見られます。
- 年齢別でみると3~4歳の層で、学年別でみると低学年で「情報の入手方法がわからない」割合がやや高いことから、乳児から幼児期への過渡期や小学校就学に伴うサービスの変更の際に情報が入手しにくい人がいると見られます。

■子育て支援サービスの情報源



■「情報の入手方法がわからない」の割合

| | 山江村全体 | 世帯類型別 | | | 満足度別 | | |
|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|
| | | フル×フル | フル×パート | ひとり親 | 高い | 普通 | 低い |
| 未就学調査 | 7.9% | 7.7% | 7.1% | 14.3% | 3.6% | 12.0% | 14.3% |
| 小学生調査 | 14.0% | 10.2% | 17.4% | 20.0% | 4.1% | 23.5% | 33.3% |

| | 山江村全体 | 年齢別 | | |
|-------|-------|------|-------|------|
| | | 0~2歳 | 3~4歳 | 5歳以上 |
| 未就学調査 | 7.9% | 0.0% | 15.8% | 6.5% |

| | 山江村全体 | 学年別 | |
|-------|-------|-------|------|
| | | 低学年 | 高学年 |
| 小学生調査 | 14.0% | 20.0% | 5.0% |

(10) 自由記述回答（抜粋）

【未就学調査】

| | |
|-----------|--|
| 欲しいサポート | <ul style="list-style-type: none"> ◇病児保育が欲しい（近場、どうしても面倒をみられない時のケア、仕事が休みにくい） ◇相談しやすい体制づくり（悩みだけでも聞いてほしい、困った時に少しでも相談に乗ってもらえる体制、公式ラインなどでの相談、節目節目や定期的な声掛け 等） ◇地域の人に見守ってもらい、悪いことをしたら注意する、みんなで子育てする環境 ◇気軽に利用できる一時預かり ◇父親に対する子育て関連の教育・助言 ◇発達に関する相談 |
| ヤングケアラー支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇大人がやるべき家事・世話等に対する支援（世帯への介入、ヘルパーや訪問サービス等を使い別の大人が支援を行う、支援を利用しやすい手続き制度） ◇相談できない・したくないというケースへの対処（家庭の状況把握を行う、支援してもらっていいと知ってもらう） ◇相談に関する周知（本人も誰に相談していいのかわからないのではないかな） ◇学校等での周知、中学校等での学習への取入れ ◇金銭的支援 |
| 子育て環境・支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ◇こどもたちの遊び場がない・遊び場が欲しい。（小～中学生が自分たちで遊べる場所、遊具がある公園、ある程度の規模があり長時間遊べる公園 等） ◇経済的な負担が大きい（教育費がかさむ、学童の利用料金が年々高くなっている、母子家庭が働きやすい環境が欲しい 等） ◇未就学児向けのイベント（村のイベントの際こども向けの催しも入れてほしい、情報が伝わりにくいのでイベントの際の周知、広報に力を入れてほしい 等） ◇山江村の支援は手厚いと感じる |

【小学生調査】

| | |
|-----------|---|
| 欲しいサポート | <ul style="list-style-type: none"> ◇病児保育が欲しい（どうしても面倒をみられない時のケア、仕事が休みにくい 等） ◇学童の利用料金（もう少し低価格だと助かる、減額サポートが欲しい、日割制での利用料金や長期休暇期間だけの利用料など融通の利く料金体系 等） ◇習い事の支援（送迎が欲しい、無料の塾施設が欲しい 等） ◇地域住民との接点（地域行事が減ったがあれば参加したい、下校時の見守りが欲しい、道で会ったら大人の方からも声をかけてほしい 等） ◇公的なこどもへの訪問・見守り（こどもが相談できる環境が欲しい、長期休暇時に訪問してこどもの様子を見てほしい、節目に電話等でこどもの様子について聞き取りをして欲しい 等） |
| ヤングケアラー支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇行政、医療、教育現場の連携によるヤングケアラー事案のピックアップ（医療機関からヤングケアラーの可能性のある事案の自治体への相談・通報、学校での周知や相談窓口設置 等） ◇こども自身へのヘルプの出し方の周知（ヤングケアラーに関する教育、相談窓口の周知 等） ◇ヤングケアラーへの公的な支援（対象家族への公的支援、事案発見時の速やかな保護、隣近所や他人によるお世話はかえってトラブルのリスクもあり相手も受け入れにくいのではないかな） |
| 子育て環境・支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ◇こどもたちの遊び場が欲しい（遊具がある公園、えほんの森の近くに作ってほしい 等） ◇少子化が気がかり（地域の活力や交流の低下が不安、過疎化による地域のイベントの減少 等） ◇病児・病後児保育を使いやすくしてほしい（施設やベッド数が少ない、利用したいときに利用できない、村内で実施してほしい、小学生の病後児を預けられる場所が欲しい 等） ◇住む場所を増やしてほしい（村営住宅、団地、こどもを増やすため団地を造ってほしい 等） ◇学童を使いやすくしてほしい（料金が安い、長期休暇時にもう少し低価格で利用したい 等） ◇経済的な負担が大きい（支援金を増やしてほしい、学童の料金が安い、二人親家族にも何か支援が欲しい、制服や体操服など一時的に利用する物品が循環する仕組みがあればよい 等） ◇支援ありがたい（給食費無料、医療費免除） |

(11) 調査結果のまとめ

【世帯と子育ての担い手について】

- 今回の調査では、未就学調査の約1割、小学生調査の2割がひとり親世帯と、ひとり親世帯が一定割合存在することから、ひとり親世帯向けの支援とその周知が重要となる。
- 子育ての主な担い手は「父母ともに」が未就学調査で約7割、小学生調査で約6割となっており、前回調査より父母ともに子育ての主な担い手となる世帯が増加している。
- 子育てに関する相談先は、祖父母等の親族や友人や知人が多く、民生委員・児童委員や自治体の子育て関連担当窓口といった公的な相談機関は1割未満となっている。

【父母の就労状況とこどもの居場所について】

- 「両親ともにフルタイム就労（フル×フル）」の世帯が、未就学調査で61.9%、小学生調査で49.0%と高く、未就学調査、小学生調査の両方で、父母ともに95%以上が何らかの形で就労している。また、未就学調査ではフルタイム就労している母親が前回より増加している。
- 未就学・小学生ともに母親の約15%、父親の4割台が週あたり6日以上就労しており、土日等に父母が就労している間のこどもの居場所の確保が課題となる。
- 土曜日、日曜・祝日の保育園・認定こども園等の利用ニーズはやや増加しており、特に、フル×フル、フル×パートの世帯で土曜日のニーズが7割台と高い。また、ひとり親世帯では日曜・祝日に月に1～2回利用したいという回答が約4割となっている。
- 小学生については、自宅、放課後児童クラブで過ごす割合が前回調査と比較して増加している。区分別でみると万江小学校区、低学年のフル×パートの世帯で、放課後児童クラブの利用割合が高く、日曜・祝日の利用意向割合も高い。

【病児・病後児保育の利用について】

- 未就学調査でこどもの病気の際の対応としては、母親が休んだ世帯が9割と母親が休むケースが多いものの、父親が休んだ世帯についても5割となっており、前回と比較して10.7ポイント増加している。
- 病児・病後児保育の利用意向は、フル×フルで約8割と特に高く、フル×パートとひとり親世帯は2割台と利用ニーズが低い。
- 病児・病後児保育を実施してほしい場所は、山江村が約9割、人吉市が約7割とこの2市村での実施を希望する意見が多い。
- 他の子育て支援サービスと比較して、利用経験割合は低いものの今後の利用意向が高いことから、潜在的なニーズはありと見られる。緊急時に利用するサービスであることから、必要に応じて速やかに利用できるような提供体制を構築することが重要となる。

【経済的な状況について】

- 経済的な理由で何かができなかった経験は未就学調査、小学生調査の両方で 30%以上となっている項目が 3 項目あるのに対し、こどもに我慢させた経験はすべての項目が 15%未満となっており、こどもに我慢させないようにしている状況がうかがえる。
- 貧困経験の平均値については、小学生調査のひとり親で 3.8 と、他の世帯類型と比較して高くなっている。

【ヤングケアラーについて】

- ヤングケアラーの認知度は、未就学調査で約 7 割、小学生調査で約 7 割となっているが、ひとり親世帯では「聞いたことがない」が未就学調査で 28.6%、小学生調査で 25.0%となっており他の世帯類型と比較して認知度が低い。
- 実際にこどもが大人の家事の代わりに行った経験については、「家族に代わり兄弟等の世話をしている」、「目の離せない家族の見守りや声掛けを行っている」が上位となっている。
- また、障がいのある家族がおり、その世話や代わりの家事を行ったという回答が見られることから、障がいを持つ人がいる世帯に対しては、障がい者本人への支援のみならず、ヤングケアラーを生じさせないためにその家族やこどもの負担に対するケアも重要となる。
- 自由記述回答では、「こども自身がヤングケアラーの自覚がないケースが考えられることからヤングケアラーに関する教育や相談窓口の周知」、「こどもや親が安心して相談しやすい環境づくり」、「事案発見時の速やかな支援」が必要という意見が見られる。

【子育て支援について】

- 山江村の子育て支援サービスは広く認知されており、また今後の利用意向は全項目で 3 割以上とすべてのサービスが一定以上の利用ニーズがある。特に、保育所の学童保育、病児・病後児保育、母親（父親）学級は利用意向率が約 5 割～7 割台と高い。
- 子育て支援サービスの情報源は、「村のホームページや広報紙等」が特に高い。一方「情報の入手方法がわからない」の割合が、ひとり親、3～4 歳の保護者、低学年の保護者で高く、ひとり親や 3 歳児、小学 1 年生の保護者に対して、それぞれに必要な情報を提供していくことが重要となる。
- 満足度が高い層では「情報の入手方法がわからない」の割合が低く、満足度が低い層では高い。また、経済支援等の利用経験についてみると、経済的に困窮していると思われる満足度が低い層よりも、満足度が普通の層の方が利用率が高い支援制度がある。そのため、子育て支援に満足していない層は、そもそも子育てや経済支援に関するサービス・制度に関する情報が入手できていない可能性がある。

3 こども調査から

【こども調査の概要】

■アンケート調査の目的

「市町村こども計画」の策定及びこどもに関する取組の内容検討にあたっては、こどもの生活状況やこどもの意見を幅広く聴取し、計画に反映させることがこども大綱等で求められていることから、村内のこどもの意見を把握するアンケート調査を実施しました。

■調査方法及び回収率等

| 調査種類 | 調査対象者 | 調査方法 | 回答件数 |
|-------|---------------------|--------------|--------------------|
| 小学生調査 | 山江村内の小学生 4年生～6年生 | インターネット上での回答 | 97.5% 118件/121件 |
| 中学生調査 | 山江村内の中学生 1年生～3年生 | インターネット上での回答 | 94.2% 98件/104件 |

※1問以上回答があった方のみを有効回答として集計した。

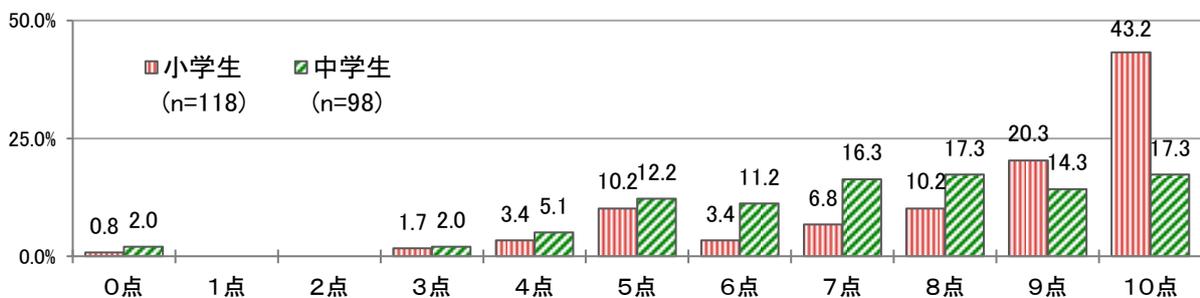
※グラフは3.0%未満のデータラベルを省略している場合がある。

(1) 生活の満足度について

○現在の生活の満足度については、小学生では、「10点」が43.2%、中学生では「8点」と「10点」が17.3%と最も高くなっています。

○生活の満足度の平均点については、調査全体は8.85点、小学生では9.34点、中学生では8.25点となっています。

■現在の生活の満足度



■生活の満足度の平均点

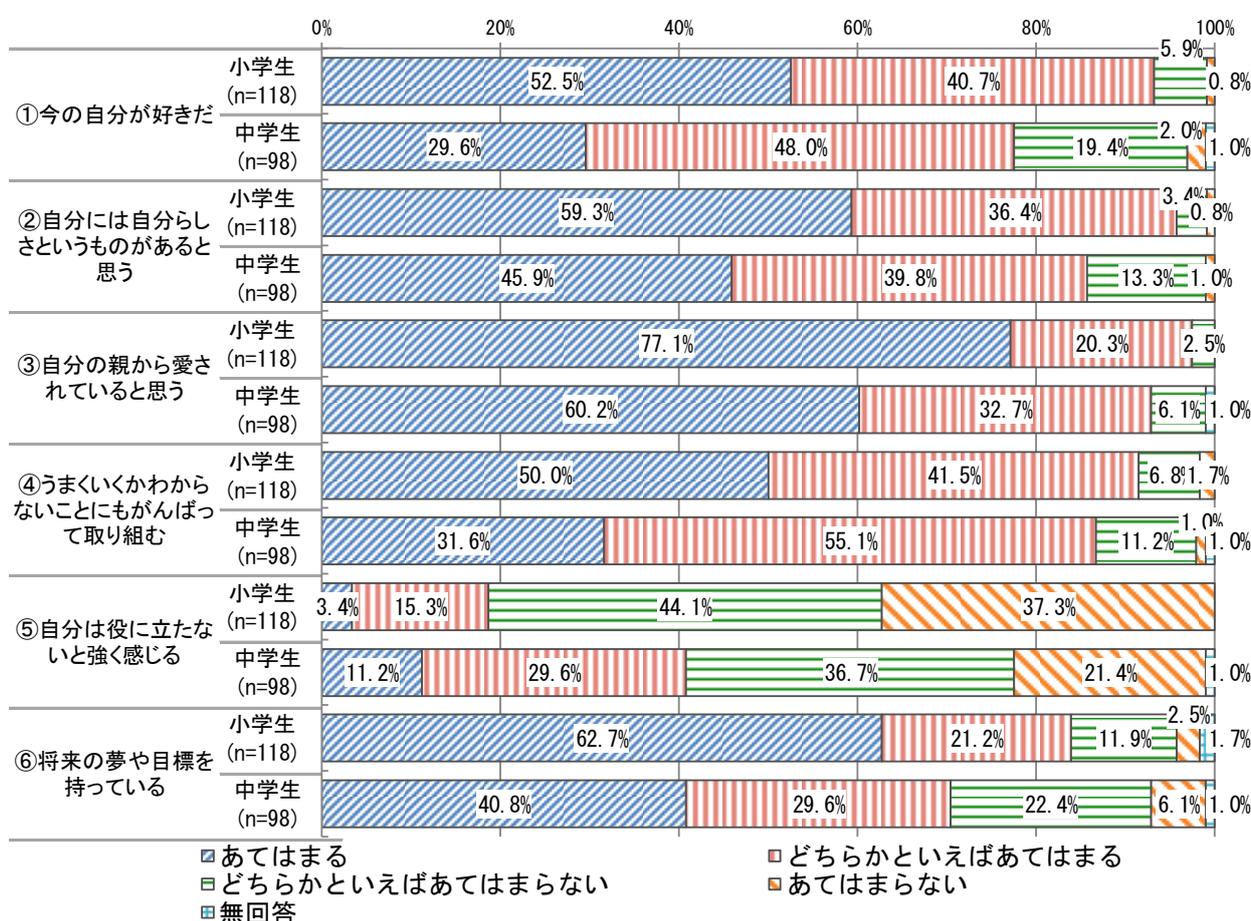
| | 調査全体 | 小学生 | 中学生 |
|-----|-------|-------|-------|
| 平均点 | 8.85点 | 9.34点 | 8.25点 |

(2) 自分に関する考えについて

○自分に関するポジティブな考えの項目(①～④、⑥)について『あてはまる』(「あてはまる」+「どちらかといえばあてはまる」の合計)の割合をみると、小学生では9割台が4項目、8割台が1項目、中学生では9割台が1項目、8割台が2項目、7割台が2項目となっています。小学生と中学生を比較すると、「①今の自分が好きだ」、「②自分には自分らしさというものがあると思う」、「⑥将来の夢や目標を持っている」の3項目で中学生が小学生を10ポイント以上下回っており、思春期の自己意識の変化や不安感がうかがえます。

○自分に関するネガティブな考えである「⑤自分は役に立たないと強く感じる」について『あてはまる』の割合をみると、小学生では18.7%、中学生では40.8%と、中学生の約4割が自分は役に立たないと感じています。

■ 自分に関する考え



■ 『あてはまる』の割合(「あてはまる」+「どちらかといえばあてはまる」の合計)

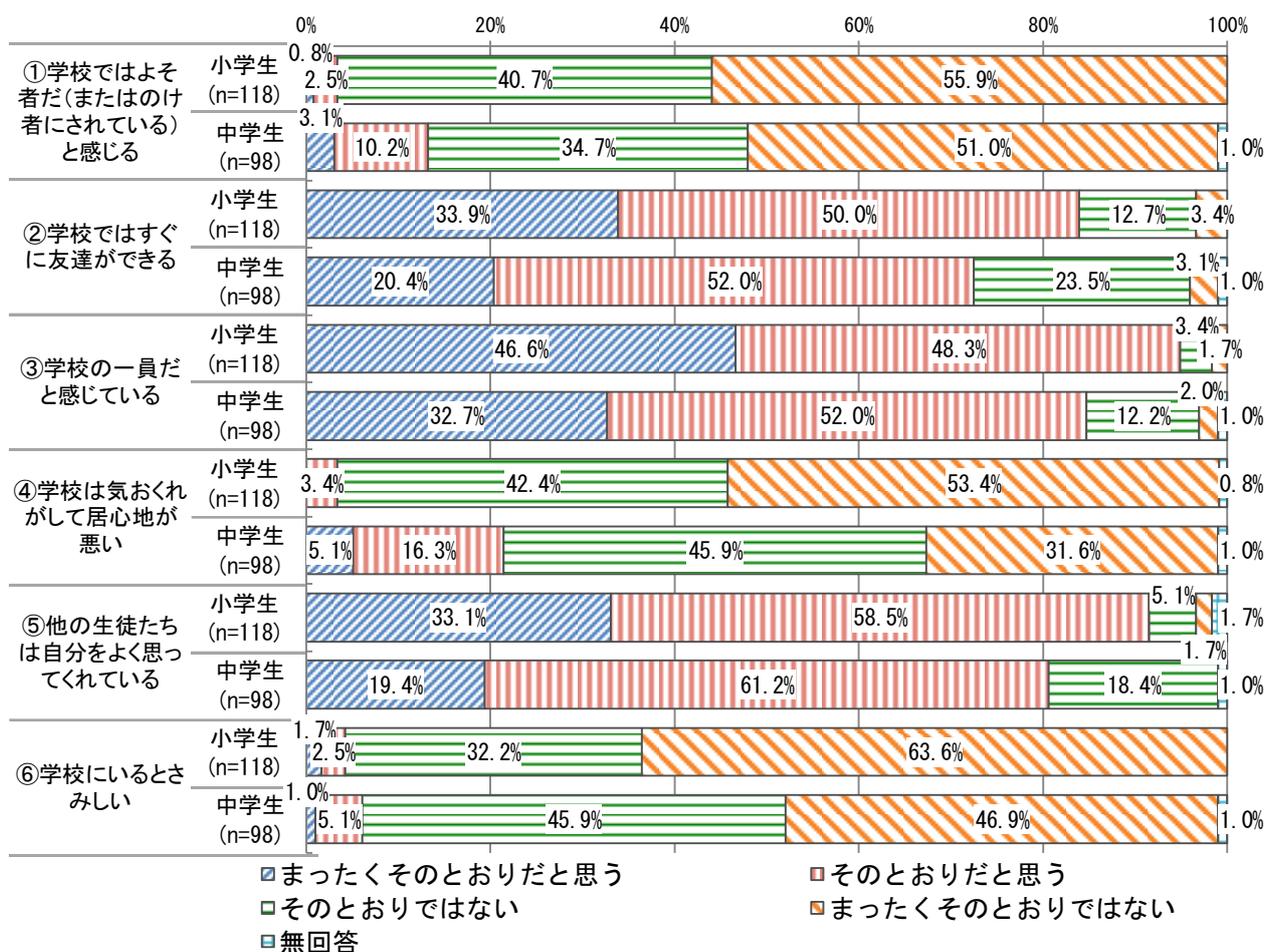
| | 小学生 | 中学生 |
|---------------------------|-------|-------|
| ①今の自分が好きだ | 93.2% | 77.6% |
| ②自分には自分らしさというものがあると思う | 95.7% | 85.7% |
| ③自分の親から愛されていると思う | 97.4% | 92.9% |
| ④うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む | 91.5% | 86.7% |
| ⑤自分は役に立たないと強く感じる | 18.7% | 40.8% |
| ⑥将来の夢や目標を持っている | 83.9% | 70.4% |

(3) 学校について

○学校に関するポジティブな考えの項目（②、③、⑤）について『思う』（「まったくそのとおりだと思う」＋「そのとおりだと思う」の合計）をみると、小学生では3項目ともに8～9割台、中学生では7～8割台となっています。

○ネガティブな考えの項目（①、④、⑥）についてみると、小学生では3項目ともに1割未満、中学生では1割未満が1項目、1割台が1項目、2割台が1項目となっています。

■学校について



■『思う』の割合（「まったくそのとおりだと思う」＋「そのとおりだと思う」の合計）

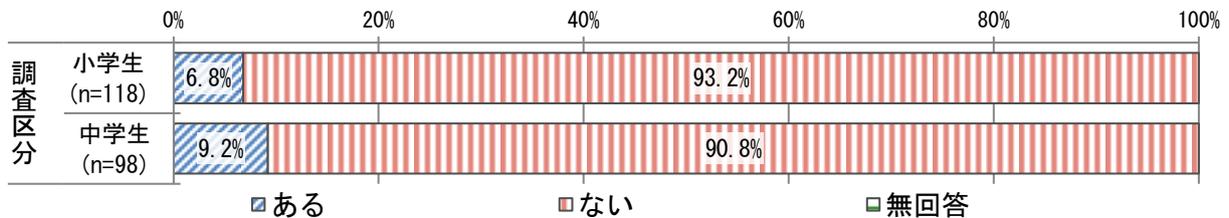
| | 小学生 | 中学生 |
|-----------------------------|-------|-------|
| ①学校ではよそ者だ（またはのけ者にされている）と感じる | 3.3% | 13.3% |
| ②学校ですぐに友達ができる | 83.9% | 72.4% |
| ③学校の一員だと感じている | 94.9% | 84.7% |
| ④学校は気おくれがして居心地が悪い | 3.4% | 21.4% |
| ⑤他の生徒たちは自分をよく思ってくれている | 91.6% | 80.6% |
| ⑥学校にいるとさみしい | 4.2% | 6.1% |

(4) 悩みについて

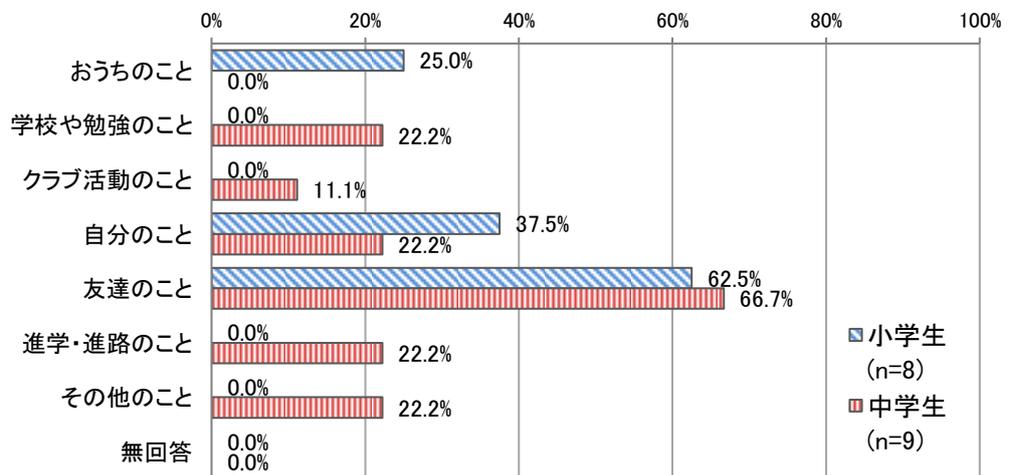
○悩みや嫌なことの有無については、「ある」の割合が小学生では6.8%、中学生では9.2%となっています。

○悩みの内容は、小学生、中学生ともに「友達のこと」が最も高くなっています。

■悩みや嫌なことの有無



■悩みの内容

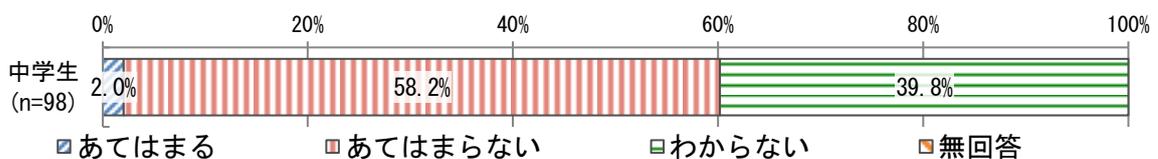


(5) ヤングケアラーについて (中学生のみ)

○自分自身がヤングケアラーにあてはまるかについては、「あてはまる」が2.0%、「あてはまらない」が58.2%、「わからない」が39.8%となっています。

○自分がヤングケアラーに「あてはまる」と考える人のその理由としては、「親が家にいない時間が長いから」が2件となっています。

■自分がヤングケアラーにあてはまるか

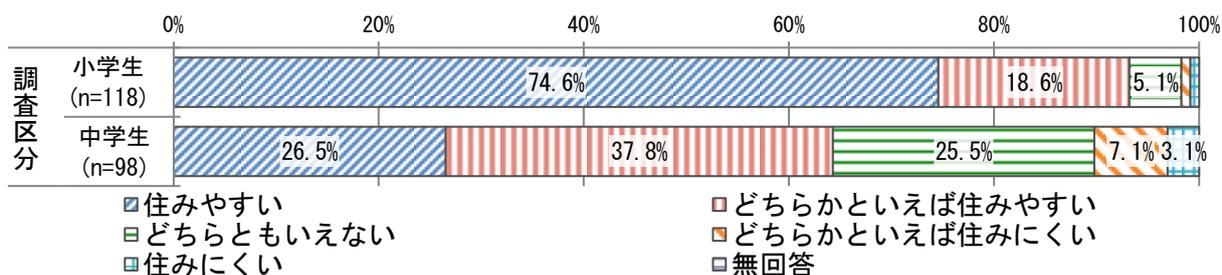


(6) 山江村について

①山江村の住みやすさ

○山江村の住みやすさについては、小学生は「住みやすい」が74.6%、「どちらかといえば住みやすい」が18.6%（合計93.2%）、中学生は「住みやすい」が26.5%、「どちらかといえば住みやすい」が37.8%（合計64.3%）となっており、「住みやすい」について小学生が中学生を48.1ポイント上回っています。

■山江村の住みやすさ

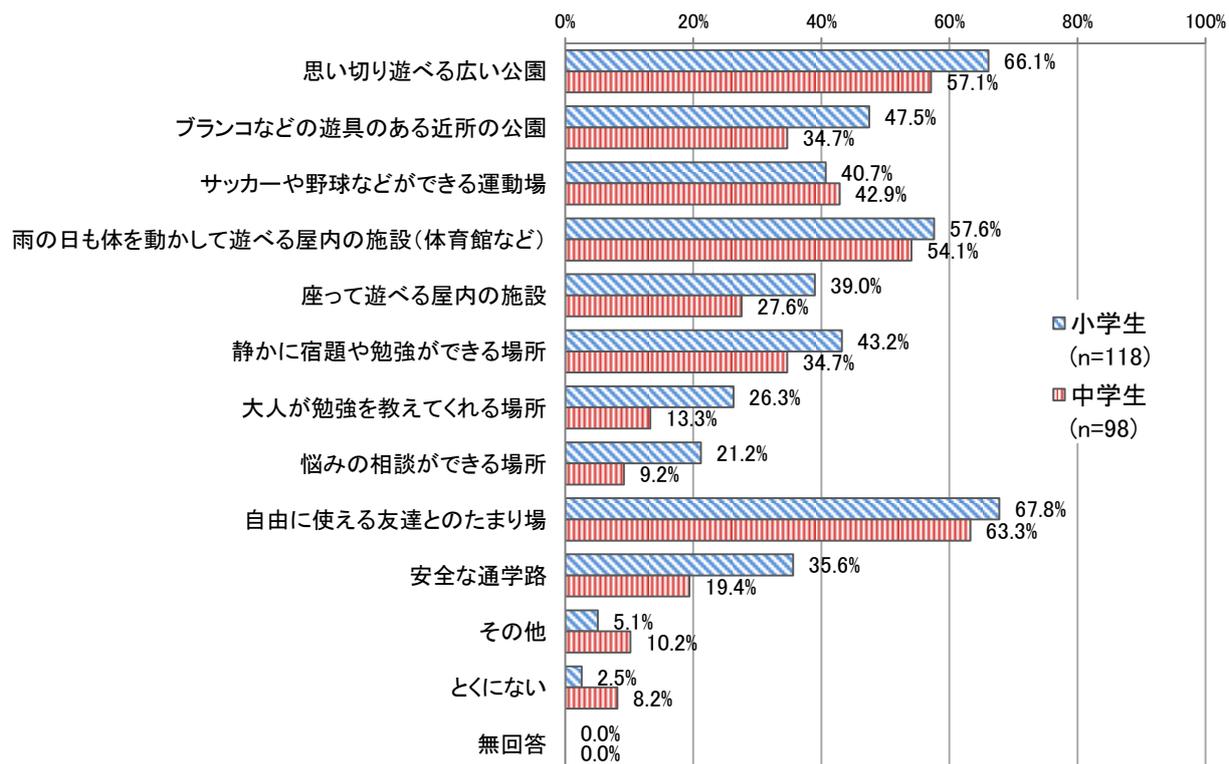


②山江村にあったらいい場所

○山江村にあったらいい場所については、小学生、中学生ともに「自由に使える友達とのたまり場」が最も高く、次いで「思い切り遊べる広い公園」、「雨の日も体を動かして遊べる屋内の施設（体育館など）」の順となっています。

○「その他」の内容としては、「コンビニ」、「店」を求める意見が多く見られます。

■山江村にあったらいい場所

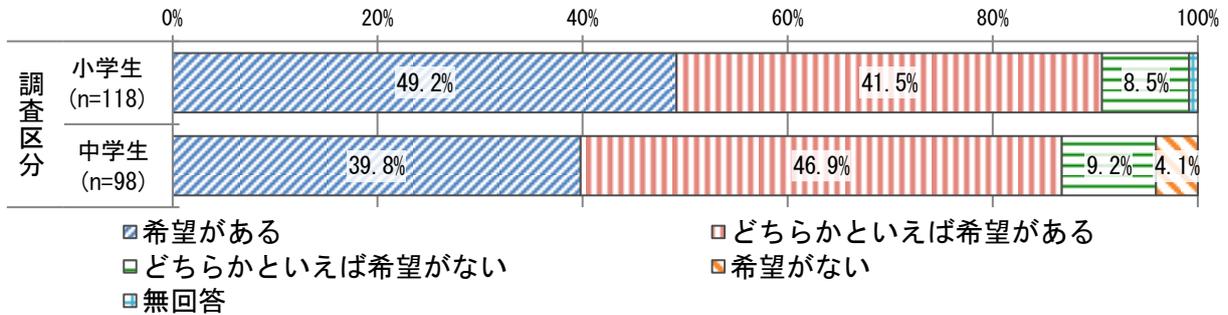


(7) 将来について

①将来の希望の有無

○将来の希望の有無については、小学生、中学生ともに「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計が小学生で90.7%、中学生で86.7%とともに約9割となっています。

■将来の希望の有無



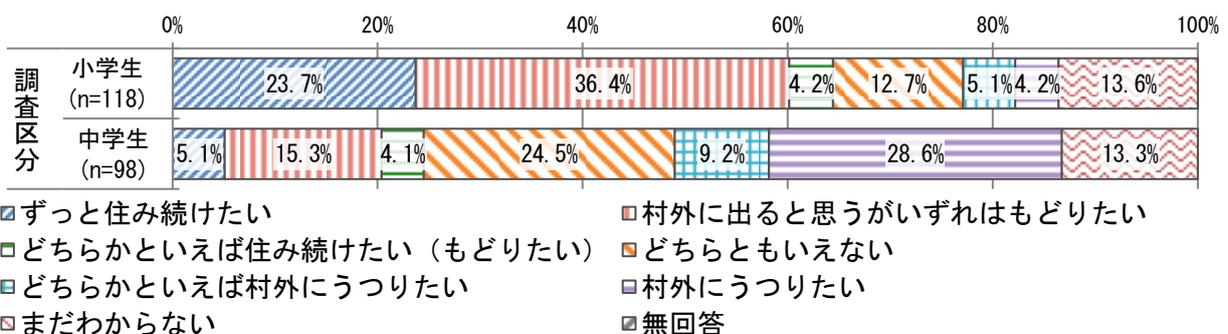
②山江村に住み続けたいか

○山江村に住み続けたいかについては、小学生では「ずっと住み続けたい」が23.7%、「村外に出ると思うがいずれはもどりたい」が36.4%、「どちらかといえば住み続けたい（もどりたい）」が4.2%、合計で64.3%となっています。

○中学生では、「ずっと住み続けたい」が5.1%、「村外に出ると思うがいずれはもどりたい」が15.3%、「どちらかといえば住み続けたい（もどりたい）」が4.1%（合計24.5%）であるのに対し、「どちらかといえば村外にうつりたい」が9.2%、「村外にうつりたい」が28.6%（合計37.8%）と、村外にうつりたい人の割合が13.3ポイント上回っています。

○中学生が、山江村で社会人として生活していくために充実させてほしいものとしては、「買い物できる場所の充実」が46.9%と最も高く、次いで「子育てしやすい環境」が38.8%、「医療や福祉の充実」が37.8%となっています。（図表省略）

■山江村に住み続けたいか



4 学校等調査から

「山江村こども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、村内の教育・保育の実態や支援者側の課題、要望等を把握し、計画に反映することを目的として、山江村の小中学校、教育・保育施設、放課後児童クラブ等に対しヒアリング調査を実施しました。

調査結果

【学校・教職員の課題と必要な支援】

- 登下校時の子ども見守りボランティアの方々がさらに増えるとありがたい。
- 教職員の働き方改革の推進に向けて、部活動の地域移行をさらに推進させる等、地域住民の理解を得ながら取り組んでいけるよう村からも支援をいただきたい。
- 複式学級のため支援を要する児童への個別支援に限界がある。学習支援員を1名配置していただいているが、人員を増やしていただけるとありがたい。

【保育園・認定こども園の課題と必要な支援】

- 児童数の減少等に伴い、年ごとに適切な利用定員の増減をお願いする。

【放課後児童クラブの状況】

- 有資格者、補助スタッフ共にやや不足（1施設）
- 長期休暇期間の預かりについて、職員5人で30人をみたが、それでも手が回らない。長期期間の預かりについては現在の規模を維持する。

【山江村の教育環境や青少年の健全育成上の関心事項・課題】

- 山田小は山の上にあり、児童の多くは坂道を登下校しているが、周りが森林のため倒木や落ち葉の処理が課題。登下校の坂道周辺の整備が必要。
- SNS上での人間関係のトラブル、家庭でのスマホ等を使用してのSNSやゲームへの依存。
- 保護者の教育への関心の温度差。

【保護者からの相談や対応支援】

- 友人関係についての相談を受けることがある。特にSNS上でのやり取りについての相談が多い。学校と村・家庭・地域が一体となって、SNSの問題についての啓発に取り組みたい。
- 威圧的な保護者や、解決困難なトラブルの際の第三者機関が欲しい。

【この5年間のニーズの変化】

- 入学児童数の減少に伴い、今後、PTA活動を組織的に進めていくことに不安を感じる保護者がいる。地域からの支援を受けたPTA活動が必要になってきているのかとも考える。

【山江村の少子化対策や児童・生徒が将来地域に残るための考え、アイデア】

- 早くから山江村の子育て支援は充実しており、保護者・学校関係者にとってありがたい。だが、その恩恵をうける子育て世代が住める住宅等が不足しており、支援が人口増につながっていない。今後、家を建てたいと思うときに場所があれば、さらに山江村が選ばれるのではないかと。
- 児童生徒が、総合的な学習の時間で、山江村の現状を知り、山江村の将来のためにできることを具体的に考えていく活動を積極的に取り入れていく。

【山江村の子育て環境や子育て支援の取組全般】

- 全世帯のインターネット環境が整えば、家庭での学習がさらに充実すると思われる。
- ICT教育や海外語学研修等の生徒への手厚い施策に感謝している。継続をお願いしたい。

5 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組

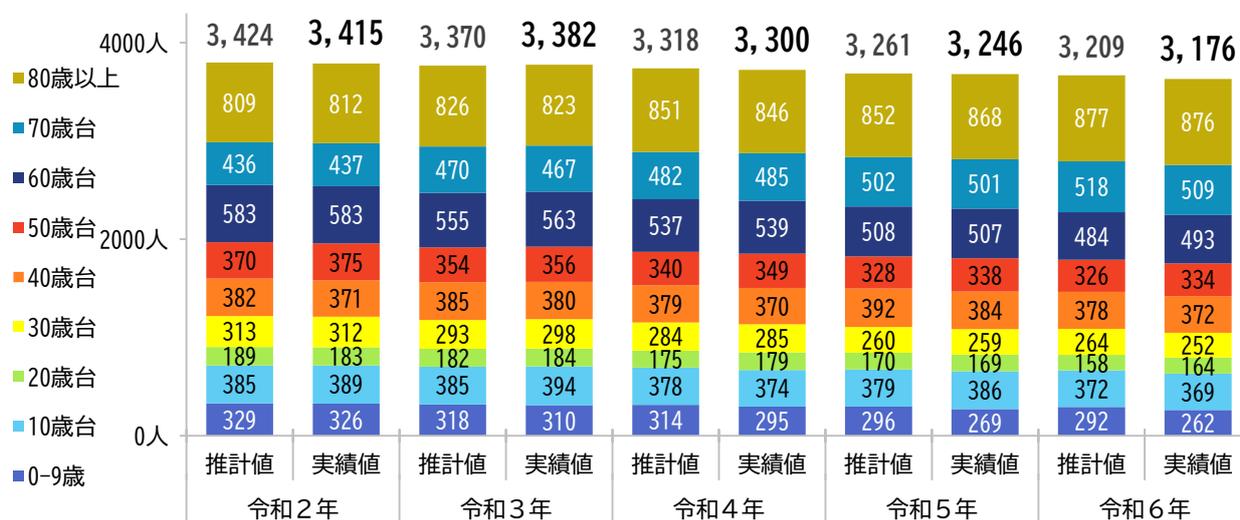
(1) 第2期計画策定時の人口推計と実際の人口（実績）の比較

○全年齢の推計値と実績を比較すると、令和6年時点で推計人口 3,209 人に対し実績値が 3,176 人と実績が推計を 33 人(1.03%)下回っています。

○年齢層別で見ると、0～9歳と40歳台で、すべての年で実績値が推計値を下回っています。特に令和6年の0～9歳は推計値 292 人に対し、実績値 262 人と 30 人下回っています。

○こども・若者世代の一部である10歳台、20歳台は、推計値と実績値に大きな差は見られず、30歳台は令和6年に12人下回っている（推計値 264 人 実績値 252 人）ことを除き、大きな差は見られません。

■第2期子ども・子育て支援事業計画期間中の人口推計全体の比較



| | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | | 令和6年 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|----------------------|-------|
| | 推計値 | 実績値 | 推計値 | 実績値 | 推計値 | 実績値 | 推計値 | 実績値 | 推計値 | 実績値 |
| 0～9歳 | 329 | 326 | 318 | 310 | 314 | 295 | 296 | 269 | 292 | 262 |
| 10歳台 | 385 | 389 | 385 | 394 | 378 | 374 | 379 | 386 | 372 | 369 |
| 20歳台 | 189 | 183 | 182 | 184 | 175 | 179 | 170 | 169 | 158 | 164 |
| 30歳台 | 313 | 312 | 293 | 298 | 284 | 285 | 260 | 259 | 264 | 252 |
| 40歳台 | 382 | 371 | 385 | 380 | 379 | 370 | 392 | 384 | 378 | 372 |
| 50歳台 | 370 | 375 | 354 | 356 | 340 | 349 | 328 | 338 | 326 | 334 |
| 60歳台 | 583 | 583 | 555 | 563 | 537 | 539 | 508 | 507 | 484 | 493 |
| 70歳台 | 436 | 437 | 470 | 467 | 482 | 485 | 502 | 501 | 518 | 509 |
| 80歳以上 | 809 | 812 | 826 | 823 | 851 | 846 | 852 | 868 | 877 | 876 |
| 合計 | 3,424 | 3,415 | 3,370 | 3,382 | 3,318 | 3,300 | 3,261 | 3,246 | 3,209 | 3,176 |
| 推計との差 | 9人少ない | | 12人多い | | 18人少ない | | 15人少ない | | 33人少ない (誤差 1.03%) | |

(2) 子ども・子育て支援施策の評価

| 基本目標 | 各取組の5段階評価(※) | | | | | 総合評価 |
|---|--------------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3.3点 |
| <p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業については、山江村男女共同参画推進庁内委員会及び審議会を開催し、山江村第3期男女共同参画基本計画の進捗状況や村民への周知等について協議を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスの調和に向けて、村職員に対しては、職員ごとに時間外勤務時間やその内容を把握し、長時間労働の改善につなげている。また、有給休暇の取得目標を設定し、夏季休暇と併用した取得の推進や、積極的な取得推進に向けた周知に取り組んでいる。 ・村内事業所での有給休暇取得促進についての啓発等は、労働基準監督署の管轄であるため村独自の政策や周知の実施が困難である。 ・男性の子育てへの参加促進のために、母子健康手帳交付時の夫婦での来所推奨やパパ手帳の配付を行っている。また、夫婦で協力して育児に取り組むように指導を行うとともに子育てサロンや乳幼児健診等への父親の参加を促している。 | | | | | | |

※基本目標ごとに、個別の取組の達成状況を1点～5点で5段階評価を行った。

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|---|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 要保護・要支援児童への取り組みの推進 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3.3点 |
| <p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に向けては、学校や関係各課との連携強化・情報共有、ケース会議の実施等を行っている。児童生徒からの訴えにより、虐待の実態が明らかになったケースも見られる。 ・ヤングケアラーの状況については、ニーズとして挙がってこないため、ヤングケアラーの状況が見えづらい状況にある。 ・こどもの権利擁護の推進に向けて、「親の学びプログラム」を実施し子育てに関する講座を行った。 ・権利擁護、児童虐待防止に関するポスター等による周知啓発や広報やまへの掲載を行った。 ・社会的養育が必要と見られる場合は短期入所施設と連携し、保護を行い児童虐待の防止を図った。 ・ひとり親家庭等の医療費助成等の各種助成について、周知を行っているが未申請の人がいる。 ・人吉球磨圏域で医療的ケア児支援に対する協議を実施。 | | | | | | |

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|---|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 子どもと保護者の健康づくり | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3.3点 |
| 【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を適宜実施。健診の結果、医療機関を要受診となっても受診しなかったり、受診後の結果が不明であるケースが見られる。 ・相良村と合同で7か月育児学級を実施。山江村、相良村共に出生数の減少により合同で開催できないケースもあった。子育て世代を取り巻く環境も変化し、調理器具を触ったことがない保護者や市販の離乳食を利用している保護者も多い。 ・母子健康手帳交付時に小児救急電話相談の啓発物の配付を行うとともに、赤ちゃん訪問時に事故防止のための指導を実施。 | | | | | | |

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|--|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 地域における子育て支援 | 5 | 7 | 3 | 1 | 0 | 4.0点 |
| 【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進のために居住条件に承諾した人に対し、こんにちは赤ちゃん祝金を支給。 ・すこやか子ども医療費助成事業を実施し、熊本県内の医療機関等での外来受診については窓口での自己負担なし。入院については、申請に基づいて償還払いを実施。 ・不妊治療費助成事業、風しん任意予防接種費用助成事業、小・中学校給食費助成事業については適宜実施。 ・物価高騰対策等を目的として、令和6年度より小学校入学時に加え、中学校入学時にも奨学金を支給開始。 ・面談や訪問等で育児相談を実施。必要に応じて関係部署や関係機関と情報共有し、他職種と連携しながら、相談支援を実施。令和6年度から、母子保健及び児童福祉の機能を一体化したこども家庭センターを設置。 ・保育所等連携会議を開催できていないが、子ども・子育て会議などの場で情報交換・共有を実施。 ・学校等、地域施設の開放・充実として、中学生全員を対象に地域未来塾を実施。 ・放課後子供教室、プール開放については、新型コロナウイルス流行期間は中止した。また、プール開放については複数人の監視人の確保が難しい。 ・歴史民俗資料館図書室の子育て機能の充実として、「もりのおはなし会」を月1回開催。また、「やまええほんの森」に簡易授乳室を設置。 ・子育て中の保護者の相談や育児不安の軽減・解消を図るため、毎週水曜日に子育てサロンを実施。村内だけでなく、他市町村からの参加も可能としている。 | | | | | | |

(3) 第1期子どもの貧困対策推進計画の取組評価

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|--|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 教育の支援 | 1 | 7 | 0 | 0 | 3 | 3.3点 |
| <p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育の推進、教育の質の向上に向けた3校合同研修を実施。 ・こどもの貧困に関する教員の研修を実施。 ・県教育委員会主催のキャリア教育研修会に各学校から参加。また、各学校においては、キャリア教育年間計画に基づいて学習を実施。 ・専門職の配置については、スクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、スクールカウンセラーを令和5年度から配置。今後は専門職間の連携や保護者への周知、一層の活用を図る。 ・学校をプラットフォームとした教育・福祉部門の連携については、ケース会議を実施し、各機関からのアプローチを確認し、家庭への支援を行うが、なかなかうまく浸透しないケースがある。 ・多世代交流の推進として、地域学校協働活動を推進。地域ボランティア人材の不足が課題となる。 ・就学前教育・保育の質の向上については、県や他機関が開催する研修会等について保育所等に情報提供しているが、村主催の研修会の開催については実施できていない。 ・多様化する保育サービスのニーズに対応するため、村内3園で延長保育を実施。人吉市と共同で病児・病後児保育を実施。また、障がい児保育を行う園に対して村単独で補助を行っている。 ・要保護及び準要保護児童生徒への就学援助費支給と、特別支援学級在籍児童生徒への就学奨励費支給を実施。あわせて保護者あての連絡アプリを利用して周知を行っている。 ・高校生・大学生を対象とした就学支援として奨学金の募集を行うとともに、より多くの対象者に周知されるように、回覧、広報誌、ホームページ等様々な媒体で周知を行っている。高校入学者も対象であるため、今後は中学3年生を対象として制度の周知徹底を図る。 | | | | | | |

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|--|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 生活・就労の支援 | 0 | 9 | 1 | 1 | 1 | 3.5点 |
| <p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所づくりに向けて、山江村歴史民俗資料館図書室「やまええほんの森」にて読み聞かせ等のイベントを定期的実施するとともに、同室にて、学習するこどもたちへの場所の提供を実施。施設への交通手段と学習スペースの確保が課題となる。 ・体験学習機会として、郡公連主催「くまっ子リーダー体験塾」、山江村教育委員会主催の海山交流少年の船事業等を実施。新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少が課題となる。 ・発育・発達段階に応じた食育推進に向けて、弁当の日や食生活改善グループとの連携による体験活動を実施。食育は家庭教育の役割も大きいことから、家庭への継続的な啓発が課題となる。 ・キャリア教育の一環として中学3年生に対し、進路ガイダンスを実施し、職業に関する話を聞く機会を設けている。職場体験は行っていない。 | | | | | | |

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|--|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 経済的支援 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4.5点 |
| 【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・本村に住所を有し、満18歳（年齢到達した年度末）までのこどもの、医療費に要した一部負担金に対する助成を実施。 ・ひとり親家庭への経済的支援として、相談時など児童扶養手当の手続き案内を実施。また、対象となる世帯にはひとり親家庭の医療費助成を実施。 | | | | | | |

| 基本目標 | 各取組の5段階評価 | | | | | 総合評価 |
|---|-----------|----|----|----|----|------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | |
| 連携体制等の構築 | 1 | 7 | 3 | 0 | 1 | 3.6点 |
| 【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度にこども家庭センターを設置し、すべての妊婦、こども及びその家庭からワンストップでの相談に応じ、必要な支援につなげている。課題として新たに設置された機関であることから住民に対して周知を図る必要がある。 ・児童生徒の虐待防止、未然予防に向けた協議会を開催。また、事案に応じたケース会議を実施。 ・令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、家庭支援員を配置し訪問による支援を開始。現在、家庭支援員が必要な子育て世帯へ対して支援の必要性を伝えているが、拒否されることが多くあるため、必要性を繰り返し説明し支援をする必要がある。 ・教育相談については、スクールカウンセラーを配置し、個別の相談体制を確立しているが、教育相談対応のスキルアップが重要となるとともに、寄り添った相談体制となるよう連携強化が必要。 ・子ども子育て相談室の整備、児童虐待防止・DV防止対策、乳幼児訪問等、相談体制の充実を図っているが、山江村内の関係機関を位置づけたネットワーク体制の構築にまでは至っていない。 ・福祉部門と教育委員会・学校の連携については、要請に応じ、スクールソーシャルワーカーが相談に応じるとともに、ケース会議を行っている。課題として、相談数が年々増加傾向にあり、適切な支援に向けてスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関による一層の連携が重要となる。 ・貧困等の課題の発見に向けて、母子健康手帳交付時の面談、園・学校等での初期段階の状況把握と関係機関への情報共有、相談窓口、社会福祉協議会、地域での発見に努めている。特に、初期の状況把握については園・学校において保育士や先生方にゆだねる部分が多いことから、校長会議等において、早期発見に向けた依頼を行うとともに、周知を図ってもらう必要がある。 ・地域環境整備に向けて、地域でのこどもの見守りに関する周知・啓発の情報発信回数等の増が重要と考えられる。 | | | | | | |

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村での子育てや教育環境は、豊かな自然に恵まれ、各自治区や社会福祉協議会、さらには各種団体等において、こどもたちの健全育成に関する様々な取組を行っており、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

しかし、社会情勢の変化、地域全体の人口減少、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の影響による心理的な負担や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が大きく変化し、子育てに関する経済的な負担の増大、地域からのこどもと子育て世帯への協力の難化、教育・保育施設をはじめとする支援者側の厳しい環境など、本村のこどもと子育て世帯を取り巻く環境は非常に厳しい状態にあります。

国は、少子化に歯止めがかからない状況に対し、令和5年に「こども基本法」及び国のこども施策の基本方針である「こども大綱」を示しました。これらは「こどもまんなか社会」の実現を目標としており、市町村に対しては新たに市町村こども計画の策定を努力義務として定めました。

こども基本法では「こども」を「心身の発達の過程にある者をいう。」と定め、若者への支援にも取り組むこととしています。そして、「こどもまんなか社会」とは、こども・若者があるべき意思と権利を尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福である社会であり、様々なことに意欲を持って取り組み、結婚や出産、親になることに夢や希望を持つことができる社会です。

本村ではこれまで「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の提供体制や様々な子ども・子育て支援施策を定め、子育て支援に取り組んできました。計画の中では、『子どもたちの健やかな成長は、地域など子どもたちを取り巻く環境に大きく左右される』という考えのもとに、地域全体で子育てを支援していくという方針を示しています。

この度、「こども大綱」等の考えを踏まえ、本計画を策定するにあたり、地域全体で「こどもまんなか」の考えを持ってこども施策に取り組むことが重要となります。この考えは、地域全体でこどもと子育てを支えるという本村のこれまでの方針と共通する考えです。そして、この実現はこども・若者への支援の充実だけではなく、そうやって育ったこども・若者が村に対し愛着を持ち、原動力となって村全体に活力をもたらすことにもつながります。

以上のことから、「山江村こども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」では、第2期山江村子ども・子育て支援事業計画の考えを継承し、「むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村」を基本理念として掲げます。

むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村

2 こども基本法・こども大綱に基づくこども支援の考え方

こども基本法では「こども」の定義を「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。（第2条）」と定めています。これは、18歳や20歳といった年齢によって支援が打ち切られ、若者が困難な状況に立たされることを防ぎ、こどもや若者が幸せに暮らしていけるよう支える考えを示したもので、そのためには、既存の子ども・子育て施策の範疇とされたこどもと子育て世帯のみならず、若者への支援も含めた広い視野での「こども施策」の展開が重要となります。

この考えに基づき、こども基本法及びこども大綱では、「こども施策」に関する重要事項を「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3点に分類して定めています。

■ ■ ライフステージを通じた重要事項 ■ ■

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

■ ■ ライフステージ別の重要事項 ■ ■

それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期、それぞれのライフステージに応じた施策に取り組み、村のこどもたちの幸せな成長を支えます。

■ ■ 子育て当事者への支援に関する重要事項 ■ ■

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

子育てや教育に関する経済的な負担の軽減はもちろん、地域子育て支援や家庭教育支援といった子育てそのものに関する支援、ひとり親への支援など、子育て当事者への支援を充実させることで、ゆとりをもって子育てができる環境を整備します。

また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が自分のキャリアを犠牲にすることなく子育てしながら働けるよう、働きやすい環境の整備や、男性の家事・育児への参画を促進します。

3 取組の体系

基本理念

むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村

子ども・子育て支援給付

- 幼児期の教育・保育の提供
- 地域子ども・子育て支援事業の提供

山江村の取組

1 ライフステージに応じた健やかな育ちの支援

- (1) 産前からの切れ目のない支援
- (2) 幼児期の保育・教育と子育て支援サービスの充実
- (3) 学童期・思春期の教育と活動の充実
- (4) 若者の希望をかなえる支援
- (5) 食育の推進

2 すべてのこどもと子育て世帯への支援

- (1) 働きながら子育てしやすい環境の整備
- (2) 経済的な支援の充実
- (3) 相談支援とネットワークの充実
- (4) 小児医療・保健の充実
- (5) こどもの視点に立った居場所と多様な活動機会の創出
- (6) 地域連携の推進

3 安心安全な地域環境の整備

- (1) 子育てしやすい住環境の整備
- (2) 事故、犯罪、災害から子どもを守る体制の整備

4 困難な状況にあるこどもと世帯への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 多様な課題を抱えたこどもと世帯への支援
- (5) 学校等と福祉関係部門との連携

第4章 子ども・子育て支援給付

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の 2 つの給付によって、幼児期の学校教育・保育の提供を行います。

また、子育て支援に関するサービスである「地域子ども・子育て支援事業」を市町村が地域の実情に応じ実施します。

(2) 幼児期の教育・保育の提供の流れ

子ども・子育て支援制度では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける（幼稚園、保育所、認定こども園を利用する）場合は、市町村に申請し、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

市町村は、保護者の申請を受け、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無の 3 点を考慮したうえで、保育の必要性を認定し、給付を支給することとされています。

認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

■ 認定区分と提供体制

| | 認定区分 | 提供施設 |
|------|------------------------------|-----------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 幼児期の学校教育のみ 主に専業主婦を想定 | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 3～5歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定 | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 0～2歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定 | 保育所、認定こども園 地域型保育事業 |

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本村では、①勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望する場合に柔軟に対応が可能となる、②地域子育て支援拠点事業など、村内 1 か所のみで実施し、不足することなく需要を満たしているサービスがある、③第 2 期計画期間まで村内全域で一つの教育・保育提供区域として設定していた、の 3 点の理由により、山江村全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

（1）量の見込みと確保方策

市町村が、認定区分ごとに教育・保育の給付を行うにあたっては、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の中で教育・保育提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後 5 年間の需要量の予測を表す「量の見込み」を推計し、「量の見込み」に対して確保内容、実施時期といった「確保方策」を定める必要があります。

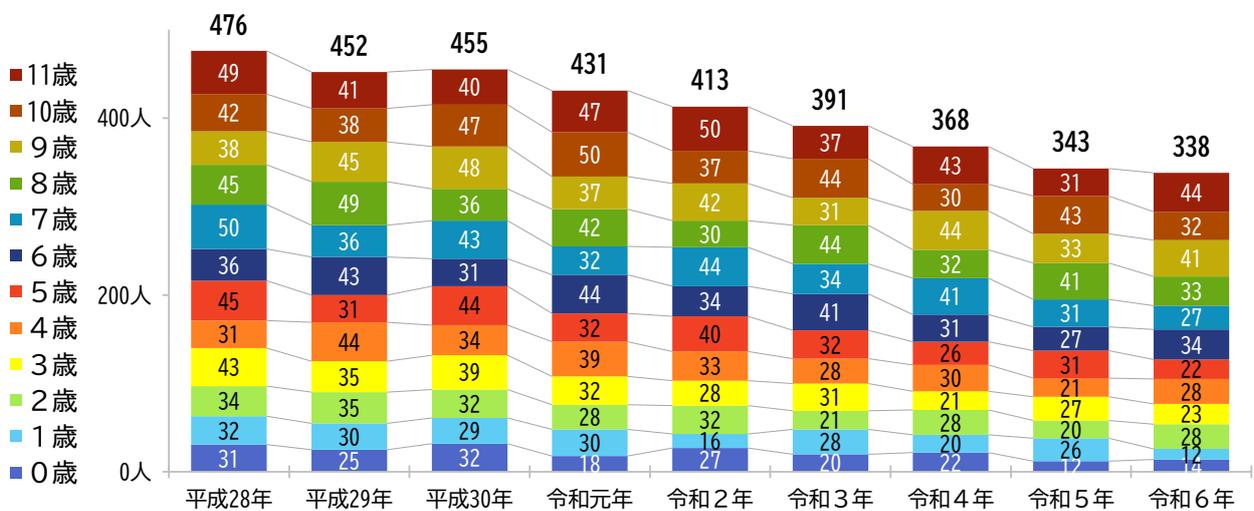
本村では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のこれまでの利用実績、今後の児童数予測、子育て支援に関するニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に「量の見込み」の算出を行い、量の見込みと確保方策を設定しました。

(2) 児童数の推移

○平成28年から令和6年の児童数は、平成30年に前年比3人増加したのを除き減少しています。特に、平成29年、令和元年、令和3～5年は、前年度比5.0%以上の減少となっています。

○第2期計画（令和2年度～令和6年度）の計画期間前である令和元年から計画期間の最終年である令和6年までの増減をみると、93人減（431人→338人 21.6%減）となっており、特に0～5歳の層が52人減（179人→127人 29.1%減）と減少幅が大きくなっています。

○0歳の人数についてみると、平成28年、平成30年は30人台であるのに対し、令和元年、令和5年、令和6年は10人台となっています。



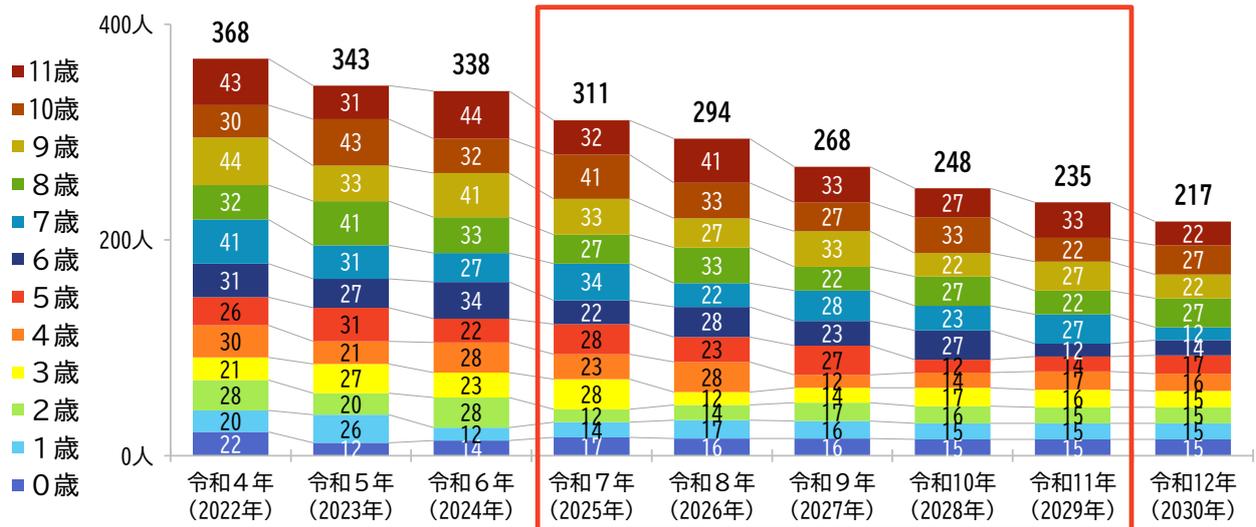
| 単位（人） | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|-------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 0歳 | 31 | 25 | 32 | 18 | 27 | 20 | 22 | 12 | 14 |
| 1歳 | 32 | 30 | 29 | 30 | 16 | 28 | 20 | 26 | 12 |
| 2歳 | 34 | 35 | 32 | 28 | 32 | 21 | 28 | 20 | 28 |
| 3歳 | 43 | 35 | 39 | 32 | 28 | 31 | 21 | 27 | 23 |
| 4歳 | 31 | 44 | 34 | 39 | 33 | 28 | 30 | 21 | 28 |
| 5歳 | 45 | 31 | 44 | 32 | 40 | 32 | 26 | 31 | 22 |
| 6歳 | 36 | 43 | 31 | 44 | 34 | 41 | 31 | 27 | 34 |
| 7歳 | 50 | 36 | 43 | 32 | 44 | 34 | 41 | 31 | 27 |
| 8歳 | 45 | 49 | 36 | 42 | 30 | 44 | 32 | 41 | 33 |
| 9歳 | 38 | 45 | 48 | 37 | 42 | 31 | 44 | 33 | 41 |
| 10歳 | 42 | 38 | 47 | 50 | 37 | 44 | 30 | 43 | 32 |
| 11歳 | 49 | 41 | 40 | 47 | 50 | 37 | 43 | 31 | 44 |
| 0～5歳 | 216 | 200 | 210 | 179 | 176 | 160 | 147 | 137 | 127 |
| 6～11歳 | 260 | 252 | 245 | 252 | 237 | 231 | 221 | 206 | 211 |
| 合計 | 476 | 452 | 455 | 431 | 413 | 391 | 368 | 343 | 338 |
| 前年度比 | | 24人減 5.0%減 | 3人増 0.7%増 | 24人減 5.3%減 | 18人減 4.2%減 | 22人減 5.3%減 | 23人減 5.9%減 | 25人減 6.8%減 | 5人減 1.5%減 |

出典：山江村住民基本台帳（各年5月1日時点）

(3) 将来児童数の推計

0歳から11歳までの児童数の推計は以下のとおりです。

令和7年の0歳から11歳の合計は311人、令和11年の合計は235人となり、76人(24.4%)減少する見込みとなっています。



| 単位 (人) | 実績 | | | 第3期 推計 | | | | | 第4期 |
|-----------|------|------|------|--------|------|------|-------|-------|-------|
| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 |
| 0歳 | 22 | 12 | 14 | 17 | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 |
| 1歳 | 20 | 26 | 12 | 14 | 17 | 16 | 15 | 15 | 15 |
| 2歳 | 28 | 20 | 28 | 12 | 14 | 17 | 16 | 15 | 15 |
| 3歳 | 21 | 27 | 23 | 28 | 12 | 14 | 17 | 16 | 15 |
| 4歳 | 30 | 21 | 28 | 23 | 28 | 12 | 14 | 17 | 16 |
| 5歳 | 26 | 31 | 22 | 28 | 23 | 27 | 12 | 14 | 17 |
| 6歳 | 31 | 27 | 34 | 22 | 28 | 23 | 27 | 12 | 14 |
| 7歳 | 41 | 31 | 27 | 34 | 22 | 28 | 23 | 27 | 12 |
| 8歳 | 32 | 41 | 33 | 27 | 33 | 22 | 27 | 22 | 27 |
| 9歳 | 44 | 33 | 41 | 33 | 27 | 33 | 22 | 27 | 22 |
| 10歳 | 30 | 43 | 32 | 41 | 33 | 27 | 33 | 22 | 27 |
| 11歳 | 43 | 31 | 44 | 32 | 41 | 33 | 27 | 33 | 22 |
| 0～2歳 | 70 | 58 | 54 | 43 | 47 | 49 | 46 | 45 | 45 |
| 3～5歳 | 77 | 79 | 73 | 79 | 63 | 53 | 43 | 47 | 48 |
| 6～8歳 | 104 | 99 | 94 | 83 | 83 | 73 | 77 | 61 | 53 |
| 9～11歳 | 117 | 107 | 117 | 106 | 101 | 93 | 82 | 82 | 71 |
| 合計 | 368 | 343 | 338 | 311 | 294 | 268 | 248 | 235 | 217 |

出典：令和4年～令和6年は山江村住民基本台帳、令和7年以降は推計値。(各年5月1日時点)

(4) 教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の量の見込み（利用人数の見込み）と確保方策（利用定員）は以下のとおりです。

【量の見込みと確保方策の考え方】

- 推計児童数とこれまでの教育・保育の利用実績、アンケート調査から量の見込みを見込みました。
- 村内の保育園2園と認定こども園1園で教育・保育の提供を行います。
- 2号認定（保育ニーズ）と3号認定（0歳、1歳、2歳）では、他市町村の園を利用する広域利用による委託が見込まれることから、相手先の自治体と連携して他市町村の園を利用したい方が円滑に利用できるよう努めます。
- 2号認定（保育ニーズ）と3号認定（1歳、2歳）では、他市町村の児童が村内の園を利用する広域利用による受託が見込まれることから、実際の利用希望に対しては村内の園と連携して適切な対応を行います。

① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）（※1）

| | | 第3期推計値 | | | | |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の 見込み | 1号 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2号（教育） | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| | 合計 | 7 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| ②確保方策 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 内 訳 | 認定こども園 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 広域利用（※2） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①)（※3） | | 3 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| ③広域による受託（※4） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 受託を含めた需給(②-①-③) (※5) | | 3 | 4 | 5 | 6 | 6 |

※1 2号認定（教育ニーズ）：2号認定のうち特に幼児期の教育の利用を希望する者

※2 広域利用：広域利用によって他市町村に委託する人数

※3 過不足：量の見込み（利用見込人数）に対して、村内の園の定員と広域利用で他市町村の園を利用する人数を差し引いたもの。これがマイナスだと、見込みの上で園の定員が不足しており待機児童として扱われる。

※4 広域による受託：広域利用によって他市町村から山江村が受託する人数

※5 受託を含めた需給：広域による受託の人数を含めた過不足。

② 2号認定（保育ニーズ）

| | | 第3期推計値 | | | | |
|-----------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 72 | 57 | 48 | 39 | 43 |
| ②確保方策 | | 75 | 73 | 74 | 75 | 73 |
| 内訳 | 保育園 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 認定こども園 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 広域利用 | 17 | 15 | 16 | 17 | 15 |
| 過不足(②-①) | | 3 | 16 | 26 | 36 | 30 |
| ③広域による受託 | | 6 | 5 | 4 | 2 | 1 |
| 受託を含めた需給(②-①-③) | | -3 | 11 | 22 | 34 | 29 |

③-1 3号認定（0歳）

| | | 第3期推計値 | | | | |
|-----------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| ②確保方策 | | 14 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| 内訳 | 保育園 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 広域利用 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 過不足(②-①) | | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ③広域による受託 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 受託を含めた需給(②-①-③) | | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 |

③-2 3号認定（1歳）

| | | 第3期推計値 | | | | |
|-----------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 13 | 16 | 15 | 14 | 14 |
| ②確保方策 | | 20 | 21 | 18 | 18 | 17 |
| 内訳 | 保育園 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 認定こども園 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 広域利用 | 4 | 5 | 2 | 2 | 1 |
| 過不足(②-①) | | 7 | 5 | 3 | 4 | 3 |
| ③広域による受託 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 受託を含めた需給(②-①-③) | | 6 | 5 | 3 | 4 | 3 |

③-3 3号認定（2歳）

| | 第3期推計値 | | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①量の見込み | 12 | 14 | 16 | 15 | 14 | |
| ②確保方策 | 21 | 21 | 22 | 19 | 19 | |
| 内訳 | 保育園 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 認定こども園 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 広域利用 | 4 | 4 | 5 | 2 | 2 |
| 過不足(②-①) | 9 | 7 | 6 | 4 | 5 | |
| ③広域による受託 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 受託を含めた需給(②-①-③) | 8 | 6 | 6 | 4 | 5 | |

【参考】広域による委託人数内訳

| | 第3期推計値 | | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 1号認定及び 2号認定（教育二一ズ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2号認定（保育二一ズ） | 17 人吉市 16人 相良村 1人 | 15 人吉市 14人 相良村 1人 | 16 人吉市 15人 相良村 1人 | 17 人吉市 16人 相良村 1人 | 15 人吉市 14人 相良村 1人 |
| 3号認定（0歳） | 5 人吉市 4人 相良村 1人 | 2 人吉市 2人 | 2 人吉市 2人 | 1 人吉市 1人 | 1 人吉市 1人 |
| 3号認定（1歳） | 4 人吉市 4人 | 5 人吉市 4人 相良村 1人 | 2 人吉市 2人 | 2 人吉市 2人 | 1 人吉市 1人 |
| 3号認定（2歳） | 4 人吉市 4人 | 4 人吉市 4人 | 5 人吉市 4人 相良村 1人 | 2 人吉市 2人 | 2 人吉市 2人 |

【参考】広域による受託人数内訳

| | 第3期推計値 | | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 1号認定及び 2号認定（教育二一ズ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2号認定（保育二一ズ） | 6 人吉市 6人 | 5 人吉市 5人 | 4 人吉市 4人 | 2 人吉市 2人 | 1 人吉市 1人 |
| 3号認定（0歳） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3号認定（1歳） | 1 人吉市 1人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3号認定（2歳） | 1 人吉市 1人 | 1 人吉市 1人 | 0 | 0 | 0 |

(5) 保育利用率の設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本村においては、保育利用率の目標値を、3号認定見込みの方（保育利用を希望する児童）が全員利用できるように、3号認定見込みの人数÷0～2歳の推計児童数の割合を上回ることを目標として定めます。

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

保育利用率計算式 保育利用率＝3号認定の確保方策（利用定員数）÷0～2歳の推計児童数

保育利用率目標値 目標値＝3号認定見込み（保育利用希望者数）÷0～2歳の推計児童数

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①保育利用率目標値 (ウ÷イ)として設定 | 77% | 81% | 80% | 78% | 78% |
| ②保育利用率の見込み (ア÷イ) | 128% | 113% | 104% | 102% | 102% |
| ア 確保方策(利用定員数) | 55 | 53 | 51 | 47 | 46 |
| イ 0～2歳推計児童数 | 43 | 47 | 49 | 46 | 45 |
| ウ 3号認定見込み (保育利用希望者数) | 33 | 38 | 39 | 36 | 35 |

4 教育・保育の提供体制に関するその他の方針

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

本村の児童数及び施設の状況を勘案し、現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

また、保育所等の施設の意向を尊重し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

(2) 教育・保育の質の向上

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、保育士等の専門性や経験が重要になります。

保育士等に対し、熊本県の実施する研修等に関する情報提供を行い資質の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育士や幼稚園教諭等の人材不足問題にも対応していきます。

また、専門職等の活用による幼児期の教育・保育の質の向上に向けた検討を行います。

(3) 認定こども園、保育園と小学校等との連携の推進

幼児期の教育・保育を利用する児童が、小学校に就学後に円満な学校生活を送れるよう、認定こども園及び保育園と小学校の連携と情報交換に努めます。また、保育士・教職員等の相互参観を実施し、児童の小学校教育への円滑な移行に努めます。

また、小学生の放課後の居場所を確保する観点から、小学校就学後に学童保育を適切に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

(5) 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

未就学児の保護者が、産前・産後休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育の提供体制の整備を行います。

特に、0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするケースがあることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

(6) 外国につながる児童の教育・保育の利用

外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業等の実施

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、教育・保育と同様に市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定め、それに基づき提供することとされています。

第3期では、新たに6事業が追加されました。

■地域子ども・子育て支援事業の山江村での実施状況（○：実施 ×：実施せず △：検討他）

| 事業名 | 第2期 | 第3期 |
|---|------|------|
| ① 利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型） | ○ | ○ |
| ② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | ○ | × |
| ③ 妊婦健康診査 | ○ | ○ |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ○ | ○ |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ○ | ○ |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | × | × |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | × | × |
| ⑧ 一時預かり事業 | 自主事業 | 自主事業 |
| ⑨ 延長保育事業（時間外保育事業） | ○ | ○ |
| ⑩ 病児・病後児保育事業 | ○ | ○ |
| ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ○ | ○ |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | × | △ |
| ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | × | △ |
| ⑭ 産後ケア事業（令和3年度から努力義務、第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）【新規】 | 新規 | ○ |
| ⑮ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 | 新規 | △ |
| ⑯ 児童育成支援拠点事業【新規】 | 新規 | △ |
| ⑰ 親子関係形成支援事業【新規】 | 新規 | △ |
| ⑱ 妊婦等包括相談支援事業 （第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）【新規】 | 新規 | ○ |
| ⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】 | 新規 | ○ |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

【事業の概要と方針】

- 子どもやその保護者が、認定こども園・保育園・幼稚園での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。
- 利用者支援事業はその実施場所・施設によりいくつかの種類に分かれ、第3期からは母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談を行う「こども家庭センター型」が新たに加わりました。
- 本村では、健康福祉課において、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施し、子育てサービスの利用に関する情報提供と相談を行います。
- こども家庭センターにおいては、その役割の重要性を踏まえ、相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携体制や仲立ちとしての役割の強化に努め、支援を必要とする人が円滑に支援につながる体制の構築に取り組みます。

■量の見込みと確保方策

単位 (か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (施設数) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 (こども家庭センター型) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

②地域子育て支援拠点事業

【事業の概要と方針】

- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、子育て中の保護者が日常的に集まり、育児相談・情報交換ができる場をつくり、こどもの健やかな成長を応援する事業です。
- 量の見込みはこれまでの実績から見込みました。
- 現在、自主事業として山江村福祉保健センター「健康の駅」での子育てサロンや、「やまええほんの森」でのおはなし会を実施しています。
- 今後も事業を継続して実施するとともに、必要に応じて地域子ども・子育て支援事業としての実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位 (人回/月)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|---------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (延べ利用回数) | 32 | 30 | 30 | 28 | 28 |
| ②確保方策 (実施体制) | 山江村福祉保健センター等において自主事業として実施 | | | | |

③妊婦健康診査

【事業の概要と方針】

- 安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握等を行います。
- 妊婦全員に実施する事業であるため、量の見込みは0歳児の推計児童数から見込みました。
- 熊本県医師会に委託し、すべての対象者に対して事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|----------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（対象者数） | 17 | 16 | 16 | 15 | 15 |
| ②確保方策（実施体制） | 対象者全員に通年で実施 熊本県医師会委託 | | | | |

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要と方針】

- 子育ての孤立化を防ぐために、生後2か月未満の、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中でこどもが健やかに成長できる環境を整備する事業です。
- すべての乳児とその保護者を対象とする事業であるため、量の見込みは0歳児の推計児童数から見込みました。
- すべての対象者に対して、事業を継続して実施します。また、対象者の状況に合わせて随時訪問を行う等、柔軟に対応し世帯の状況把握と支援に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|--------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（対象者数） | 17 | 16 | 16 | 15 | 15 |
| ②確保方策（実施体制） | 対象者全員に実施（実施機関：健康福祉課 実施職員：保健師等） | | | | |

⑤養育支援訪問事業

【事業の概要と方針】

- 養育支援が特に必要であるこどもをもつ家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行う事業です。
- 対象者が限られる事業ですが、各種相談や訪問事業の中で本事業による訪問と子育て等の支援が必要と考えられる世帯を把握した場合には適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|---------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（対象者数） | 適宜実施 | 適宜実施 | 適宜実施 | 適宜実施 | 適宜実施 |
| ②確保方策（実施体制） | 事業の利用が適切であると思われる世帯に対し適宜実施 | | | | |

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業の概要と方針】

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- 現在ニーズはありません。
- 今後も引き続きニーズの把握を行いながら、事業実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(延べ利用日数) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要と方針】

- 仕事と家庭の両立など、子育てを支援するため、こどもを預かってほしい方（依頼会員）とこどもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。
- 現在ニーズはありません。
- 今後も引き続きニーズの把握を行いながら、事業実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策（提供人日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧一時預かり事業

(ア) 幼稚園型（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業の概要と方針】

- 幼稚園、認定こども園（教育）において保育が必要な在園児に対し、教育時間終了後や土曜日等に一時的な預かり保育を提供する事業です。
- ニーズに対して適切にサービスを提供できるよう事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人日） | 1,300 | 1,300 | 1,040 | 780 | 780 |
| ②確保方策（提供人日） | 1,300 | 1,300 | 1,040 | 780 | 780 |

(イ) 預かり保育以外

【事業の概要と方針】

- 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。
- ニーズ調査の一時預かりの利用状況から今後の利用量を見込みました。
- 現在、本村では自主事業として実施しています。
- 今後も事業を継続して実施できるよう支援するとともに、必要に応じて地域子ども・子育て支援事業としての実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|----------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人日） | 60 | 60 | 55 | 50 | 50 |
| ②確保方策（提供体制） | 自主事業にて実施 | | | | |

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の概要と方針】

- 保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の開園時間の前後において、延長して保育を行う事業です。
- これまでの利用児童数の実績から今後の利用者数を見込みました。
- 各園と連携し、適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（利用者数） | 30 | 32 | 22 | 18 | 20 |
| ②確保方策（提供人数） | 30 | 32 | 22 | 18 | 20 |

⑩病児・病後児保育事業

【事業の概要と方針】

- こどもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースなどで一時的に保育を行う事業です。
- 現在、人吉市との共同事業として、保育所等に入所中の乳幼児及び小学1～3年生を対象とし、人吉市内にある施設1か所で実施しています。
- これまでの利用実績から今後の利用量を見込みました。
- 今後も、村の子育て世帯が必要に応じて適切に病児保育を利用できるよう、現在の提供体制の維持に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|----------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人日） | 46 | 44 | 40 | 38 | 34 |
| ②確保方策（提供人日） | 人吉市内の施設1か所で実施（2市町合計で定員10名） | | | | |

【参考】病児・病後児保育事業パンフレット（山江村HPより）

山江村病児・病後児保育事業

（人吉市との共同事業）

『あひるハウス』利用案内

病気などで保育園や小学校に登園・登校することができないお子様をお預かりします。

実施場所 人吉市五日町4-4 増田クリニック内
TEL 22-3570
FAX 22-5883

対象児童 保育所に入所中の乳幼児又は小学校3年生までの児童のうち、病気などで集団保育等が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難である乳幼児等

利用定員 10名（人吉市を含む）

利用時間 平日午前8時15分から午後5時30分まで（土日祝日及び医院休診日はお休み）

利用料金 2,000円/日（昼食、おやつ等は持参）
連日利用の場合、2日目以降は1,000円/日
※診察を受けた場合の費用は、別途必要です

問合せ先 山江村役場 健康福祉課 福祉係
☎ 23-3978



利用方法は裏面をご覧ください

利用の流れ

- 1. 事前登録**
 - 「山江村病児・病後児保育事業(登録・利用)申請書」を『山江村役場健康福祉課』又は『あひるハウス』に提出して下さい。
 - ※登録申請は初回のみで、小学校3年修了まで自動更新。
※急な場合は、登録と利用を同時に申請できます。
- 2. 利用予約(前日)**
 - 前日までに『あひるハウス』へ空き状況を確認の上予約してください。(☎22-3570)
 - かかりつけ医の「医師連絡票」が必要です。かかりつけの医療機関に記入してもらって準備して下さい。
※用紙は役場又はあひるハウスにあります。
 - ※当日の朝からの予約も空きがあれば可能ですので、あひるハウスにご確認ください。
- 3. 利用当日**
 - 問診・検温してから入室します。
場合によっては、診察することもあります。

持ってくるもの

| | |
|------------------|-------------------|
| ①病児・病後児保育事業利用申請書 | ⑦着替え、タオル |
| ②医師連絡票 | ⑧紙おむつ、おしり拭き |
| ③児童票（初回のみ） | ⑨弁当、おやつ（病状にあったもの） |
| ④家庭との連絡票 | ⑩飲み物（お茶、イオン飲料等） |
| ⑤健康保険証、母子手帳 | ⑪ミルク、哺乳瓶（乳児のみ） |
| ⑥病院から出された薬 | ⑫その他、お子様に必要なもの |

※すべての書類は、あひるハウス及び役場健康福祉課にあります。また、事前登録をされた方にはすべての書類をお渡します。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要と方針】

- 保護者が仕事のため、昼間家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に小学校のこどもを保育施設等で預かる事業です。
- 現在の利用者数等から今後の利用者数を見込みました。確保の内容は、放課後児童クラブの1施設あたりの国の規定による支援の単位（1ユニットあたり40人程度 本村では45人）から見込みました。
- 令和7年度から1施設増え、村内3施設で実施する予定です。児童に身近な場所で放課後の居場所を提供できるよう、実施体制の維持に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（利用人数） | 55 | 54 | 49 | 48 | 45 |
| ②確保方策（利用定員） | 135 | 135 | 135 | 135 | 135 |
| 施設数（か所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②－① | 80 | 81 | 86 | 87 | 90 |

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業の概要と方針】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 村内のニーズ、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要と方針】

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減などを図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。
- 地域の教育・保育施設等の事業者の状況や子育て世帯のニーズ等を勘案し、適切な対応を図ります。

⑭産後ケア事業

【事業の概要と方針】

- 出産後1年未満の母子で産後ケアが必要な方を対象とし、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
- 病院、助産所等の空きベッドを活用し宿泊による休養の機会等を提供する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設で、日中に来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」の3種類があります。
- 同様の実施事業の利用実績等から量の見込みを見込みました。
- 令和7年度から、人吉球磨圏域全体で圏域内の助産院、産科医療機関等に委託する形で実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|--|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人日） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②確保方策（人日） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実施か所（か所） | 人吉球磨圏域の医療機関等にて実施 宿泊型：1施設 デイサービス型：3施設 アウトリーチ型1施設 | | | | |

⑮子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要と方針】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事支援、育児・養育支援等を実施する事業です。
- 実施人員の確保等が必要となる事業であることから、実施に向けて提供体制等の検討を行います。

⑩児童育成支援拠点事業

【事業の概要と方針】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
- 拠点となる施設や専門職等の配置要件が厳しいことや、利用対象となる児童が限られている事業であるため、町内の人材や施設といった地域資源等も考慮し、実施を検討します。また、人吉球磨圏域共同での確保について、圏域で協議・検討を行います。

⑪親子関係形成支援事業

【事業の概要と方針】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。
- 対象者等が限られることや専門的な知識・経験を有する講師の確保等が課題となることから、県の事業利用や人吉球磨圏域共同による実施など実施手法について検討に努めます。

⑫妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要と方針】

- 妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行う事業です。
- こども家庭センターにおいて妊婦1人に対し3回の面談を実施することを基本として量の見込みを算出しました。

■量の見込みと確保方策

単位 (人回/年)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み (人回) | 51 (17人) | 48 (16人) | 48 (16人) | 45 (15人) | 45 (15人) |
| ②確保方策 こども家庭センター(人回) | 51 | 48 | 48 | 45 | 45 |

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の概要と方針】

- 0歳6か月以上満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月に一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず誰でも時間単位で保育所等を利用できる事業です。令和8年度からの本格的な実施が予定されています。
- 国の手引きに基づき0歳6か月から満3歳未満の未就園の未就園児数×月10時間÷定員一人あたりの受け入れ可能時間数（176時間）として見込みました。
- 本村では対象年齢の児童のほとんどが通常の教育・保育を利用しており、利用対象者は少ないと見られますが、令和8年度本格実施の国の方針に基づき、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう制度の整備を進めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み （人） | 0歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 1歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 （人） | 0歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 1歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2歳児 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 全体 | | 3 | 3 | 3 | 3 |

第5章 山江村の取組

1 ライフステージに応じた健やかな育ちの支援

(1) 産前からの切れ目のない支援

母親と産まれてくるこどもの心身の健康と幸福が損なわれることがないように、産前からの切れ目のない支援の充実を図ります。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-------------|-------|--|
| 1 | 妊娠届出時からの支援 | 健康福祉課 | 妊娠届出時に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や異常の早期発見のために定期的な妊婦健診の受診を勧奨します。 また、届出時に相談対応等を行い、各種制度などの必要な情報の提供を行います。 妊婦健康診査を実施し、母親の健康状態の把握と出産に向けた指導を行います。 |
| 2 | 妊婦等包括相談支援事業 | 健康福祉課 | 妊娠届出時から出産後において、保健師等が面談やアンケートを行い、保護者の不安や悩みに対して情報提供や支援を行います。 |
| 3 | 産後ケアの充実 | 健康福祉課 | 出産後の初期段階において、出産後の母子へ早期に支援を行うことにより、母子の健康状態の把握及び産後うつ予防、新生児への虐待防止を図ることを目的として、産婦の健康診査を実施します。 また、地域子ども・子育て支援事業の「産後ケア事業」を活用し、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。 |
| 4 | 乳幼児健診の充実 | 健康福祉課 | 疾病の早期発見、心身の発育・発達のチェック、生活習慣や栄養・育児に関する相談、子育て支援、児童虐待の予防・早期発見を目的として、乳幼児健診を実施しています。 今後もこどもの健やかな成長を支援するため、健診を通じ、きめ細やかな支援を行います。 また、健診の結果、要受診となっても受診しない世帯や受診後の結果の返信がない世帯があることから、電話や面談等で経過の確認を行います。 |

参考 乳幼児健診の実施状況

【健診一覧】 3～4か月健診、7か月児育児学級、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児歯科健診

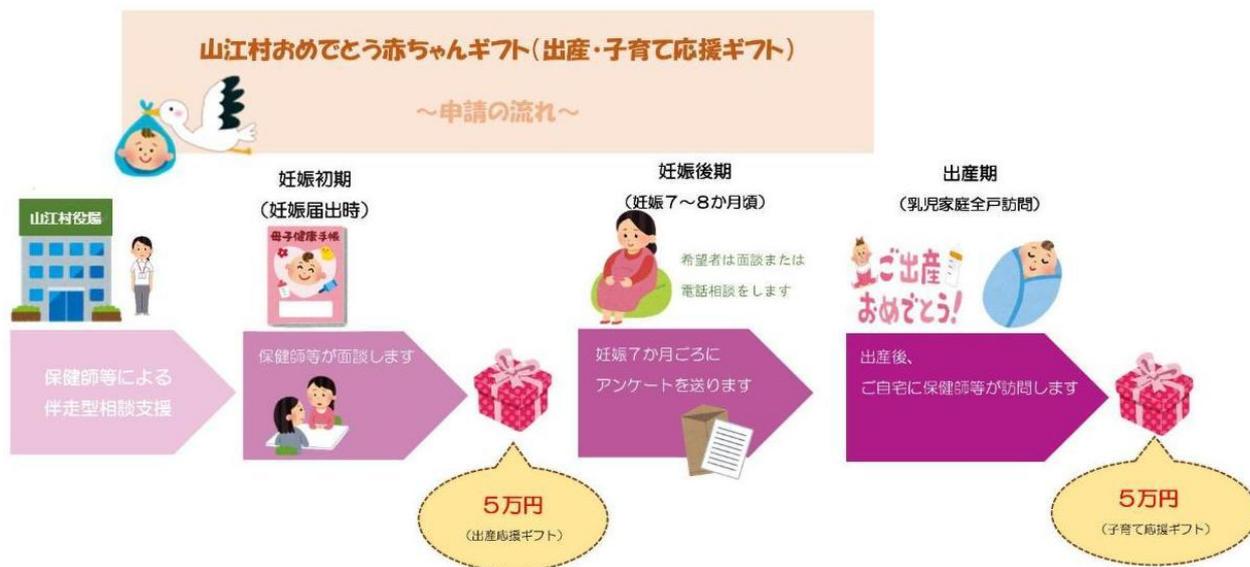
◇健康福祉課及び保健師、看護師、歯科衛生士、保育士、スクールソーシャルワーカーが連携し実施。

◇必要に応じて、育児相談、保育園訪問、発達相談を実施。

◇健診の結果、要受診となった乳幼児については連絡し、受診後の結果の把握まで行う。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------|-------|---|
| 5 | むし歯予防対策の推進 | 健康福祉課 | <p>1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児歯科健診の際にフッ化物塗布を行います。</p> <p>また、むし歯予防対策の一環として、保育園等及び小中学校においてフッ化物洗口を行います。</p> <p>国・県と比較してこどものむし歯有病率が高い傾向にあることから、今後も予防対策を推進します。</p> |
| 6 | 育児学級の充実 | 健康福祉課 | <p>育児学級を相良村と合同で毎月開催し、乳児の運動発達確認や離乳食指導などを行っています。また、教育委員会との連携によりハートタッチ絵本事業（絵本の読み聞かせ）を実施しています。</p> <p>今後も2村合同での育児学級を継続し、乳児の健やかな成長を支援します。</p> <p>市販の離乳食を利用するケースの増加など、社会と保護者の状況が変化していることから、市販の離乳食や冷凍食品などを活用した離乳食メニューの導入など、必要に応じて見直しを行います。</p> |
| 7 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 健康福祉課 | <p>子育ての孤立化を防ぐために、生後2か月未満のすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。また、状況に応じて随時実施する等、柔軟に対応します。</p> |
| 8 | 山江村出産・子育て応援ギフト | 健康福祉課 | <p>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的として、妊娠期に出産応援ギフト、出産後に子育て応援ギフトとしてそれぞれ5万円を支給します。</p> |

【参考】 出産・子育て応援ギフト申請の流れ 模式図（山江村HPより）



(2) 幼児期の教育・保育と子育て支援サービスの充実

幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実に向けて、多様な教育・保育・子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------------|-------|--|
| 1 | 就学前教育・保育の質の向上 | 健康福祉課 | 幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に向けて、県等が実施する研修会に関する情報の保育所等への提供を行います。 また、村内の幼児教育・保育に携わる職員を集めた研修会開催の計画や自治体職員の資質・専門性向上のため研修会等への参加を図ります。 |
| 2 | 多様化するニーズに応じた保育サービスの充実 | 健康福祉課 | 子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。 |
| 3 | 教育・保育の体制の充実支援 | 健康福祉課 | 国・県の制度等も活用しながら、保育・教育の人材の確保等に係る支援に努めます。 |
| 4 | 「ハートタッチえほん」事業の実施 | 教育委員会 | 乳幼児の読書推進を図る観点から、7か月児健診時に絵本を配布、2歳児健診の際に絵本とブックバックを配布し、読み聞かせを行います。 |

(3) 学童期・思春期の教育と活動の充実

学童期・思春期は、様々な経験を通してこどもが心身ともに大きく成長する時期です。

こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の提供や様々な体験のできる場の整備に努めるとともに、成長する中で直面する悩みや困難に対する支援の充実を図ります。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-------------------------|----------------|---|
| 1 | 学校教育による 学力保障 | 教育委員会 | <p>基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。</p> <p>I C T教育を土台としつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、一人ひとりの学びの質の向上を図るため、教職員を対象とした3校合同研修を年3回実施します。</p> <p>学力検査の結果分析を通して課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた方策を行い、学びの定着につなげます。</p> |
| 2 | キャリア教育に関する学習 | 教育委員会 | <p>小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。</p> |
| 3 | 乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>保育園・認定こども園などから小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援します。</p> <p>現在、保育への理解を図るため、教職員による保育体験研修を実施しています。今後は保育士による低学年学級の授業参観や協議の場の設置についても検討します。</p> <p>また、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に向け、福祉部局と教育部局が連携し5歳児から小学生1年生の架け橋期のカリキュラムの編成・実施を図ります。</p> |
| 4 | 進路ガイダンス | 教育委員会 | <p>働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学3年生を対象に、進路ガイダンスを行い、就労に関する具体的な学びの場を提供します。</p> |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|--------------------|----------------|--|
| 5 | ICTを活用した授業の推進 | 教育委員会 | <p>全国平均値を上回る学力を目指し、ICTツールを活用した授業を推進し、学習方法の指導を行うことで生徒の情報活用能力の向上を図ります。</p> <p>電子黒板やタブレット端末を活用したICT教育の深化を進めるとともに、ICTを活用するための支援員を養成し、雇用する仕組みを構築します。</p> <p>また、これまでのICT教育を土台として、プログラミング学習やコミュニケーション能力の育成につながるICTの活用方法について検討・研究を行います。</p> |
| 6 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 健康福祉課 教育委員会 | <p>自殺に追い込まれることを防ぐためには、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法や辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいという「SOSの出し方」に関する教育が重要となります。</p> <p>児童生徒を対象とするSOSの出し方に関する教育について、国の動向や他自治体の事例を参考にしながら、継続して実施します。</p> |
| 7 | 租税教育の推進 | 税務課 | <p>小中学校の児童・生徒に対して租税についての正しい知識を養う観点から、租税教室を実施します。</p> <p>人吉球磨地区租税教育推進協議会による「税に関する作品（習字、作文、標語）」の募集と表彰に協力し、募集表彰などを行います。</p> |
| 8 | 英語教育の充実 | 教育委員会 | <p>実用英語技能検定（英検）の受験機会を拡大し、英語力及び学習意欲の向上を図るために、1人につき1回分の検定料の公費負担を行います。</p> <p>国際的視野を広め語学力の向上を図ることを目的に、中学生を英語圏の国に派遣し英会話を体験させる中学生海外語学研修を実施します。</p> <p>英語圏の国の青年を招致することにより、住民が本物の英会話を通して英語を学びながら外国文化に親しむことで国際化を推進することを目的として、小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣します。現在2名体制で実施しています。</p> |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|---------|-------|--|
| 9 | 人権教育の推進 | 教育委員会 | <p>地域人権教育指導員による人権意識の高揚を図るための講演会や小学校等での人権啓発活動を実施します。</p> <p>人権推進事業の一環として、児童が協力して花を育てることを通じ、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、各小学校で「花いっぱい運動」を実施します。</p> |

（４）若者の希望をかなえる支援

青年期は、人生の大きなライフイベントが重なる時期であり、将来を見通して専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期です。

若い世代が将来に希望を持ち仕事と生活の双方にチャレンジできるよう、結婚などのライフイベントに関する支援に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------|-------|---|
| 1 | 出会いの場の提供 | 企画調整課 | <p>結婚を希望する若者に対し、出会いの場を提供し、異性とのマッチングやきめ細かい支援を行います。</p> <p>また、SNSを活用した婚活イベント等の情報提供を行い、出会いの場の提供を支援します。</p> <p>広域的な取組として、人吉球磨圏域の他市町村及び球磨郡結婚対策推進協議会等と連携しイベントの実施等に取り組めます。</p> |
| 2 | 不妊治療費助成事業 | 健康福祉課 | <p>特定・一般不妊治療を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。</p> <p>今後も出産・育児を希望される方への支援及び少子化対策の一助となるよう取り組んでいきます。</p> |

（５）食育の推進

こどもたちの健全な心身と豊かな人間性を育むとともに健全な食習慣を身につけ実践できるよう、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの食育の取組の充実を図ります。

また、地域の食文化に触れる機会を設け、地産地消の重要性や食への感謝の気持ちを学べるよう、関係機関と連携しながら取り組めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------------|----------------|--|
| 1 | 家庭での食育の推進 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>家庭は、食育の上で最も大切な場であることから、学校等の関係機関とも連携し、保護者に対し食育に関する情報提供や指導を行い、家庭での食育を推進します。</p> <p>乳幼児健診時のおやつ配付や指導等のこどもの食への意欲や楽しさを高める取組、家での朝食摂取の推進など、食の楽しさ、重要性、食習慣定着を学ぶ取組を推進します。</p> <p>肥満傾向の児童生徒の割合が全国平均を超える数値であることから、保護者も含めた個別の指導（栄養・保健）を継続的に実施します。</p> |
| 2 | 就学前の子どもに対する食育の推進 | 健康福祉課 | <p>成長・発達段階に応じて望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、菜園活動や保護者とのクッキングなど、保育園・認定子ども園、家庭、地域が連携した食育を推進します。</p> |
| 3 | 給食を活用した食育の推進 | 健康福祉課 教育委員会 | <p>児童生徒が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養摂取による健康の保持増進が図られるよう、村内保育園・認定子ども園及び村内小中学校の給食の時間において食事マナー、食文化、食の重要性など食に関する指導を行います。</p> |
| 4 | 学校給食への村内産物の利用 | 教育委員会 産業振興課 | <p>地域の農林業への小中学生の理解促進と農林産物の域内流通システムの構築のため、村内小中学校の給食用食材に利用される農林産物の消費拡大の一層の推進を図ります。</p> <p>村の単独事業である地産地消促進事業により、学校給食関係者会議との連携・協議を行い、農家と学校の連携体制の強化を図ります。</p> |
| 5 | 学校給食等での郷土料理の提供や行事食の提供 | 教育委員会 | <p>伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食をはじめとした学校教育活動において、郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進します。</p> |

2 すべてのこどもと子育て世帯への支援

(1) 働きながら子育てしやすい環境の整備

子育て当事者の母親と父親がともにこどもと過ごす時間を持ちながら仕事でも活躍できるよう、働きながら子育てしやすい環境の整備推進や男女共同での子育ての後押し、地域や企業等の理解を促進し、共働き・共育てがしやすい地域社会づくりに努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------|--------------|---|
| 1 | 男女共同参画推進事業 | 健康福祉課 | <p>男女がお互いに個性と能力を尊重し合い、あらゆる分野において社会参画できるよう、「山江村男女共同参画推進条例」及び「山江村男女共同参画基本計画」に基づき、男女の人権が尊重される村及び地域社会の実現を図ります。</p> <p>また、国・県のパンフレット活用等によって、地域住民に対する周知・啓発に努めます。</p> |
| 2 | 仕事と生活の調和に向けた啓発 | 総務課 企画調整課 | <p>ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業や労働者に対し育児休業の取得や時間外勤務の削減、有給休暇取得の促進に努めます。</p> <p>国・県、労働基準監督署と連携し周知に努め、仕事と生活の調和を目指します。</p> <p>庁舎内においては、残業時間の削減に関する取組や、有給取得の推進に取り組みます。また、男性職員の出産・育児に関わる特別休暇の取得推進を図ります。</p> |
| 3 | 男性の子育てへの参加の促進 | 健康福祉課 | <p>夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、育児教室等での学習の場の提供や乳幼児健診での夫婦参加を促進し、夫婦で協力して育児に取り組めるよう指導を行います。</p> <p>また、母子健康手帳交付時に夫婦で来所するよう案内し、パパ手帳の配付を行います。</p> |
| 4 | 男性料理教室の実施 | 健康福祉課 | <p>男性の家庭への参加促進の一環として、村社会福祉協議会及び食生活改善推進員による男性料理教室の開催を支援します。</p> |

(2) 経済的な支援の充実

教育費をはじめとする経済的な負担が望む数のこどもを持たない理由の大きな一つとされています。子育てに対する不安を解消するとともに、貧困によってこどもの心身の成長が損なわれることを防ぎ安心して産み育てられるむらづくりのために、子育て世帯の経済的な支援を充実に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------|-------|--|
| 1 | こんにちは赤ちゃん祝金 | 健康福祉課 | こどもが健やかに成長できる子育て環境の充実を図るため、村内で出生したこどもに対して、祝い金を支給しています。 今後も継続して実施し、定住促進の視点からも子育て家庭への経済的支援を図ります。 |
| 2 | チャイルドシート購入補助金 | 総務課 | 6歳未満の乳幼児をもつ保護者に対して、チャイルドシートの購入経費に対して補助しています。 今後も継続して実施するとともに、制度や手続きに関する周知・広報に努め、出産・育児環境の整備を促進します。 |
| 3 | すこやか子ども医療費助成事業 | 健康福祉課 | こどもの病気の早期発見を促進し、健康を守るため、満18歳（年齢到達した年度末）までのこどもに対し、医療費の全額助成を行っています。 現在、熊本県内の医療機関等での外来受診については現物給付（窓口での自己負担なし）、入院については申請に基づく償還払いとしています。 |
| 4 | 不妊治療費助成事業（再掲） | 健康福祉課 | 特定・一般不妊治療を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。 今後も出産・育児を希望される方への支援及び少子化対策の一助となるよう取り組んでいきます。 |
| 5 | 風しん任意予防接種費用助成事業 | 健康福祉課 | 風しん感染症から妊婦を守り、安心して出産できるよう接種費用の全額助成を行っています。 今後も風しん予防に対する啓発を強化し、より安心して出産・育児ができるよう取り組んでいきます。 |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------------------|-------|---|
| 6 | 小・中学校 給食費減免事業 | 教育委員会 | 子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、小・中学校の給食費の減免を実施しています。 今後も事業を継続し、こどもに対して安心・安全な給食提供と地産地消を通じた地域理解に努めていきます。 |
| 7 | 就学金の支給 | 教育委員会 | 若者の定住促進と人口の増加を図るため、小学校・中学校に就学するこどもに対し就学金を支給しています。 今後も安心して学校生活を送れるように支援していきます。 |
| 8 | 出産育児 一時金の給付 | 健康福祉課 | 国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給します。 |
| 9 | 高校生・大学生 を対象とした 就学の支援 | 教育委員会 | 奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、山江村奨学金貸付事業などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。 奨学金貸付の出願をする生徒は、大学入学者が多い傾向にあります。高校入学者も対象となることから、今後は中学3年生を対象に、制度の周知徹底を図ります。 |

（3）相談支援とネットワークの充実

人口減少と地域の過疎化などこどもと子育て世帯を取り巻く地域環境が変化している中で、親族や知人から子育てに関する手助けや助言を受けられない人、それまで赤ちゃんと触れ合う機会がなかった人が増えており、子育てに関する公的な相談支援やコミュニティの形成支援は重要性を増しています。

子育て当事者が、不安や孤立感、ひいては過度な使命感や負担感を抱くことなく、健康でゆとりをもってこどもに向き合えるように、子育てに関する相談支援の充実やネットワークの構築を図ります。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|--------------------|-------|---|
| 1 | 子育てに関する 情報提供の充実 | 健康福祉課 | 広報誌やホームページ等の多様な媒体を活用し、幅広く子育てに関する情報提供の充実を図ります。 本村の子育て支援施策をまとめたパンフレットの作成や、母子健康手帳の電子化に合わせ、子育て支援に関する情報を発信できるサービスの導入などを検討します。 |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------|-------|---|
| 2 | 相談支援体制の充実 | 健康福祉課 | 健康福祉課に子育て支援相談員（保育士）を配置し、育児についての電話・面接相談を行うとともに、乳幼児健診や家庭訪問、子育てサロン等の際に相談支援を行っています。 令和6年度から、母子保健及び児童福祉の機能を一体化したこども家庭センターが設置されました。今後も連携を強化し、さらなる相談支援体制の充実を図ります。 |
| 3 | 保育所等における連携の強化 | 健康福祉課 | 村内の保育所等における連絡調整や情報交換のための連携会議を開催し、連携の強化に努め、情報提供や相談支援体制の充実を図っています。 今後も継続して実施します。 |
| 4 | 子育てサロンの充実 | 健康福祉課 | 子育て中の保護者の相談の場として、また気軽に集い、育児不安の軽減や解消を図るために、山江村福祉保健センター「健康の駅」を拠点に子育てサロンを実施しています。 今後も交流の場を充実させるとともに、世代間交流の場もできるようなふれあいの場づくりに取り組みます。 |
| 5 | ボランティア団体等の活動の促進 | 健康福祉課 | 山江村ボランティア連絡協議会に加入している団体や小中学校の関連団体をはじめとする村内のこどもや子育て、見守りに関するボランティア団体等に対し、活動場所の提供などの支援を行います。 |
| 6 | 親の学びプログラムの実施 | 教育委員会 | 県の実施する『くまもと「親の学び」プログラム』を活用し、参加体験型の形式で保護者相互の学習の場を提供します。 これにより、保護者同士のつながりを構築するとともに、子育てに関する悩みを共有し、子育てのポイントやヒントを学ぶ機会を創出します。 |

山江村こども家庭センター

令和6年4月から、これまで設置していた「山江村子育て包括支援センター」と「山江村子ども家庭総合拠点」を統一し開設しました。

地域で生活するすべての妊産婦やこども、子育て世帯に対し、妊娠や産後ケア、育児に関する相談や各種サービスへのつながりなど、妊娠期から出産、子育て期に渡って切れ目のない支援を行います。

(4) 小児医療・保健の充実

地域の医療はこどもの健やかな成長の重要な要素であることから、こどもが地域で安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

また、こどもの健康を守るために保護者に対して保健や事故に関する適切な情報提供を行います。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------|-------|---|
| 1 | 小児救急医療体制の充実 | 健康福祉課 | 小児救急、休日・祝日在宅当番事業を人吉・球磨地域で広域的に取り組んでいます。 今後も住民ニーズに対応していくため、小児救急医療体制の充実を促進していきます。 |
| 2 | 小児医療の情報提供の充実 | 健康福祉課 | 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の際に小児救急電話相談の資料の配付と情報提供を行います。 今後も病気等に対する対処法や病院に関する情報提供の充実を図り、支援していきます。 |
| 3 | 乳幼児の事故防止に関する啓発 | 健康福祉課 | 乳幼児期に多い事故等を防ぐため、母子健康手帳交付時に事故防止についての冊子の配布や指導を実施するとともに、赤ちゃん訪問時及び7か月児育児学級の際にも、事故防止についての指導を実施します。 |
| 4 | 歯の健康づくりの実践 | 健康福祉課 | むし歯予防の大事な時期と言われる「幼・保・小」期のフッ化物洗口及び乳幼児健診でのフッ素塗布の推進等、「歯の健康づくり」を実践し、むし歯保有率の減少を目指します。 |

(5) こどもの視点に立った居場所と多様な活動機会の創出

すべてのこどもが安心して過ごせる多くの居場所を持つとともに、多様な活動を通して心身ともに成長することができるよう、公共施設や地域のスペースの確保や様々な体験・活動の場の整備に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------|-------|--|
| 1 | 学校等、地域施設の開放・充実 | 教育委員会 | 地域の学習塾等、こどもが学び遊べる環境づくりの充実に取り組んでいます。 今後も事業を計画し、こども達の居場所づくりの充実を図っていきます。 また、地域未来塾の更なる充実に取り組みます。 |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-------------------------|----------------|---|
| 2 | 親子ふれあい教室の充実 | 教育委員会 | <p>親子のふれあいの場として子育てサロンや学校PTAを中心とした体験学習を実施し、親子で共有できる機会の充実を実施しています。また、保護者協力によるキャンプ体験や地域の協力による行事等、様々な点で親子とのふれあいも増えている状況です。</p> <p>今後、地域人材がリーダーとなり、より親子が共有できる体験学習ができる場となるよう努めます。</p> |
| 3 | 歴史民俗資料館図書室「やまええほんの森」の充実 | 教育委員会 | <p>子育てサロンや乳幼児健診等の場として活用し、親子での絵本の読み聞かせ会等を開催することで、子育て世代の利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、こども達の学習の場として図書室を提供します。</p> |
| 4 | こどもが安心して過ごす場所や機会の提供 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、こどもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の育成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。</p> |
| 5 | 多世代交流の推進 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。</p> <p>地域ボランティアの新たな確保に努めます。</p> |
| 6 | 森林環境教育の実施 | 産業振興課 | <p>「山江の森（守）人材育成プロジェクト」に基づき、公有林などを森林環境教育の場として活用し、植樹活動などを通して、こどもの頃から山の楽しさを知り、山を守る人材の育成に取り組みます。</p> |
| 7 | 海山交流少年の船事業の実施 | 教育委員会 | <p>長崎県対馬市の児童との交流を通して、自主性・連帯の精神を培うことによって、青少年の健全育成を目的とした海山交流少年の船事業を実施します。</p> |

(6) 地域連携の推進

こどもは地域の将来を担う存在です。こどもを地域で見守り育てる意識を持ち、村全体でこどもと子育てを応援する地域の構築を目指し、行政や関係機関のみならず地域との積極的な連携に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|--------------|-------|--|
| 1 | 地域クラブ活動の支援 | 教育委員会 | 将来にわたって生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保することを目指し、総合型地域クラブ「わいわいクリスポやまえ」の活動を支援し、中学校の休日の部活動の地域移行と地域のスポーツ活動の振興を推進します。 |
| 2 | 体験活動の推進 | 教育委員会 | 郡公連主催「くまっ子リーダー体験塾」の募集と、山江村教育委員会主催の年1回の海山交流少年の船事業を行っています。 保護者に対して体験活動の重要性の周知を行い、参加の促進を図ります。 |
| 3 | 地域で活躍する人材の育成 | 企画調整課 | 幅広い年齢層で活動を行う「山江村未来塾100人委員会」等の活動を支援し、次世代を担う人材の育成・確保を図ります。 |
| 4 | 認知症サポーター養成講座 | 健康福祉課 | 認知症を理解し、認知症の人に対して温かく接することができるよう、小中学校の児童・生徒に対して認知症サポーター養成講座を実施します。 |

わいわいクリスポやまえ

「わいわいクリスポやまえ」は平成 22 年度に設立された山江村の総合型地域スポーツクラブです。

現在、ジュニアバドミントン、サッカー、軟式野球など 14 種目で活動し、こどものみならず大人も加入できます。

平成 30 年度からは小学校運動部活動の地域移行に伴う受け皿としてその役割を担い、今年度も多くのこどもたちが加入し、楽しくスポーツに親しんでいます。今後は中学校における休日の運動部活動の地域移行の受け皿としても活動をしていく予定です。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|--------------------|-------|--|
| 5 | 地域学校協働活動の推進 | 教育委員会 | 地域人材によるこどもの活動への支援として、地域学校協働活動推進員の配置及び地域学校協働活動推進本部の設置により、地域学校協働活動を推進します。 |
| 6 | 地域資源の掘り起こしと育成 | 健康福祉課 | 関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材発掘や育成等に取り組みます。 |
| 7 | 身近な地域での声かけ | 健康福祉課 | 社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。 |
| 8 | 村民への啓発 | 健康福祉課 | 広く村民等に対し、子ども・子育てに関する情報の発信などを実施し、地域全体で子育て家庭や子どもたちを応援する意識づくりに取り組みます。 |
| 9 | 青少年育成村民会議の活動推進 | 教育委員会 | 青少年育成村民会議の活動を支援し、村内各種団体、警察署等と連携し、青少年の健全育成を図ります。 |
| 10 | 民生委員・児童委員による地域の見守り | 健康福祉課 | 民生委員・児童委員による地域の見守りを推進します。 児童虐待など特別な支援が必要な子どもや世帯に関する研修等を実施し、見守りの質の向上と事案等の早期発見につなげます。 |

地域学校協働活動

社会教育法において位置づけられる、地域の住民、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

【山江村での活動例】

子ども見守りボランティア：登下校時の児童の見守り活動、通学路の安全確認、清掃

学習支援：中学生を対象とした、放課後や夏季休業中の学習支援

地域未来塾：放課後や夏季休業中の学習支援

中学生の地域イベントへの参加：やまえ栗まつり、宝物収穫祭等へのボランティアスタッフとしての参加

3 安心安全な地域環境の整備

(1) 子育てしやすい住環境の整備

子育て世代向けの住宅や安全な通学路の整備に努め、子育てしやすい住環境を形成します。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------------|---------------------|---|
| 1 | 安全・安心な道路の整備 | 総務課 建設課 教育委員会 | こどもが安全に道路を利用できるように、村内の道路の状況把握と、道路や防犯灯、カーブミラー等の整備を計画的に行います。 また、山江村通学路交通安全プログラムを実施し、関係機関と連携して通学路合同点検と対策内容の検討を行います。 |
| 2 | 空き家（空地）バンクの活用 | 企画調整課 | 空き家（空地）バンクの登録及び活用を推進し、子育て世帯にも適した住宅等を確保し、村内外からの転居・転入者へのマッチングの支援を行います。 |
| 3 | 子育て世帯に適した村営住宅の確保 | 建設課 | 村営住宅の整備の際には、子育て世帯が利用しやすい住宅となるよう、設計等に配慮します。 また、老朽化が進んでいる団地があることから、長寿命化計画に基づき、修繕事業の実施を検討します。 |
| 4 | こどもや子育て世帯が利用しやすい施設の整備 | 総務課 教育委員会 | 公共施設等において、こどもや子育て世帯が安全で利用しやすい設備や、快適に利用できるスペースを確保した施設の整備を図ります。 |



(2) 事故、犯罪、災害から子どもを守る体制の整備

子どもの生命を守り、事故や犯罪被害、災害からの安全を確保することが、すべての子どもが健やかに育つための大前提となります。

交通事故や犯罪等の被害から子どもを守るために、警察等の関係機関や地域と連携し、交通安全教育や地域の見守りの充実に努めます。

また、山江村地域防災計画をはじめとする本村の防災対策の方針に基づき、防災教育や訓練に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-------------------|--------------|--|
| 1 | 学校等と連携した交通安全活動の実施 | 総務課 教育委員会 | 関係機関と連携しながら、交通安全教室の実施や交通安全教育講話など、子どもや保護者に向けた交通安全に関する周知・啓発を行い、交通事故の防止に努めます。 また、地域や通行車両等に対し交通安全に関する啓発に努めます。 |
| 2 | 登下校の見守り活動 | 教育委員会 | 子ども見守りボランティアによる登下校時の見守り活動を促進します。 |
| 3 | 子ども 110 番の協力者拡大 | 教育委員会 | 地域全体で子どもたちを見守る体制を強化するため、「子ども 110 番」の協力者の継続及び拡大に取り組みます。 |
| 4 | 地域との連携による早期発見 | 健康福祉課 | 民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。 |
| 5 | 学校等での防災知識の普及と訓練 | 教育委員会 | 安全教育の一環として児童生徒及び教職員の生命、身体の安全を守るために、学校教育活動全体を通じて防災に関する知識と意識の普及を行います。 また、関係機関等と連携し避難訓練の実施に努めます。 |

4 困難な状況にある子どもと世帯への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても、様々な生きづらさにつながり得るものであり、保護者にどのような背景や困難があっても子どもへの虐待につながらないように支援する必要があります。

児童虐待防止に向けて関係機関との連携の強化、未然予防のための周知啓発、早期発見及び対応など、包括的な支援を行います。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------|----------------|---|
| 1 | 児童虐待防止ネットワークの推進 | 教育委員会 健康福祉課 | 児童虐待の早期発見・防止のために、関係機関による情報連携を強化し、ケース検討会議等を開催することにより、未然防止に取り組みます。 |
| 2 | 児童虐待の早期発見と対応 | 健康福祉課 | 関係各課、保育園・認定こども園及び学校をはじめとする関係機関、地域等からの児童虐待に関する情報を健康福祉課において集約し、対応を検討し、速やかに状況の把握と支援を行います。 事案の内容によっては、八代児童相談所等の広域的な関係機関とも連携し、対応を行います。 |
| 3 | 虐待防止に関する周知・啓発 | 健康福祉課 | 11月の児童虐待防止月間に関係機関(保育園・小学校・中学校・教育委員会・全地区掲示板)に対しポスターの配布・掲示を行います。 また、地区の民生委員・児童委員及び全世帯に対してリーフレットを配布し啓発を行います。 児童虐待に対する地域住民の理解は深まってきたことから、虐待に気づいた時の児童相談所や役場への連絡方法など、事案発見時の具体的な対処法についても周知を行います。 |
| 4 | こどもの権利擁護の推進 | 教育委員会 健康福祉課 | 体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。 |
| 5 | 社会的養育施設との連携 | 教育委員会 健康福祉課 | 親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設との連携した支援を行います。 |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|---------------|----------------|--|
| 6 | 学校における相談体制の充実 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>児童虐待は、児童生徒からの訴えにより虐待の実態が明らかになる場合もあるため、学校における相談体制の充実が重要となります。学校における相談体制の充実のために、学校における働き方改革を推進し、先生方が児童生徒と向き合う時間の確保を図ります。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用します。</p> |
| 7 | 総合的な児童虐待防止の推進 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>要保護児童対策地域協議会において、こどもの虐待対策のため、関係機関等との連携を強化し、具体的な支援策を講じながら適切な支援を行います。</p> |

（２）障がい児施策の充実

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念等を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容を推進し、その発達を支援します。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|---------------------|----------------|--|
| 1 | 健康診査や学校における健康診断等の充実 | 健康福祉課 教育委員会 | <p>障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、乳幼児に対する健康診査や、学校健診等を実施しています。今後も、家庭や関係機関と連携しながら、事業に取り組みます。</p> <p>また、未受診の家庭に対する受診勧奨の手法について検討を行います。</p> |
| 2 | 特別支援教育体制の推進 | 教育委員会 | <p>特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。</p> <p>教育支援会議を開催し、児童生徒の実態と保護者の要望に沿った教育的支援ができるよう努めます。</p> <p>就学前の児童については、保育所との連携による観察や保護者との面談などを計画的に実施し、関係機関と連携し適切な就学につなげます。</p> <p>特別支援教育に関する理解を保護者に深めていただくために、就学时健診の際に説明会を実施し啓発を推進します。</p> |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|------------------------|----------------|---|
| 3 | 特別支援教育に関する教職員・保育士等への研修 | 教育委員会 | 村内の教職員・保育士を対象とした特別支援教育に関する研修会を開催し、理解と支援の在り方を学ぶ機会を提供します。 |
| 4 | 療育支援体制の充実 | 健康福祉課 | 療育指導が必要と判断された障がいのあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行っています。 早期発見・療育につなげられるよう、人吉球磨地域での連携を図り、療育支援体制の充実を図ります。 |
| 5 | 保育施設等での障がい児の受け入れの支援 | 健康福祉課 | 障がい児保育を行う園に対して村単独事業として補助を実施し、保育サービスの充実に取り組みます。 また、放課後児童クラブにおける障がい児等の受け入れに対しても促進策を検討し推進します。 |
| 6 | 障がい福祉サービス等の充実 | 健康福祉課 | 障がい福祉サービス等の周知や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と障がいのあるこどもの自立や社会参加を促進しています。 今後も、国等の制度の動向を踏まえながら適切に対応します。 |
| 7 | 医療的ケア児支援体制の検討 | 健康福祉課 教育委員会 | 医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、人吉球磨圏域共同で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施します。 また、人吉球磨圏域において医療的ケア児に対する専門的な支援を行うコーディネーターの配置を図ります。 あわせて、災害時等の対応について関係各課や関係機関と協議を行います。 |

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ず、「経済的な貧困」に加え、こどもと触れ合う「時間の貧困」に陥りやすいなど、様々な困難を抱える傾向にあります。

ひとり親が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、国・県や関係機関と連携し、ひとり親家庭に対する支援の充実と情報提供に努めます。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|---------------------|-------|--|
| 1 | 相談支援の充実 | 健康福祉課 | ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに応えるために、ひとり親家庭等に対する相談支援を充実します。 各種手続きの際の相談や情報提供、児童扶養手当現況届の提出依頼の際の各種支援事業の案内チラシの配布など、支援につながるための情報提供を行います。 |
| 2 | ひとり親家庭等の医療費の助成 | 健康福祉課 | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、「山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」に基づき、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成します。 現在、未申請の方もいることから、制度の周知・広報の強化に取り組みます。 |
| 3 | 県等の施策と連携したひとり親支援の充実 | 健康福祉課 | ひとり親支援に関する国・県及び関連団体等の支援に関する情報提供を行い、ひとり親の生活の安定と孤立防止を図ります。 【熊本県等の支援施策（一部）】 ○母子寡婦福祉資金の貸し付け ○熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業 ○熊本県母子家庭等就業・自立支援センターによる就労支援 ○自立支援教育訓練給付金 ○高等職業訓練促進給付金 |
| 4 | 公営住宅への優先的な入居 | 建設課 | ひとり親家庭等が村営住宅に入居を希望する場合は、優先的に入居を認めるなどの措置を検討します。 |
| 5 | 児童扶養手当の支給 | 健康福祉課 | 児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。 |

(4) 多様な課題を抱えた子どもと世帯への支援

貧困、保護者や本人の疾病、家庭の生活習慣といった世帯と生活に関する様々な課題は、課題が新たな課題の原因となり複合化・重度化しやすい傾向にあることから、多機関連携の体制を構築し、様々な面からの包括的な支援に取り組みます。

また、子どもの貧困に関しては、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」を踏まえ、貧困解消に直結する貧困世帯への生活支援や経済的な支援のみならず、子どもが貧困によって教育機会を奪われることを防ぐ教育への支援など、貧困のもたらす影響への対策にも取り組みます。また、ひとり親への支援や全世帯向けの経済的な支援などについても、子どもの貧困対策としての視点を持って事業に取り組むことで、総合的な貧困対策を推進します。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|----------------------------|----------------|---|
| 1 | 学習支援の実施 | 健康福祉課 | 子ども子育て相談室を活用し、福祉事務所と連携し、学習支援を行います。 |
| 2 | 生活困窮世帯への支援 | 健康福祉課 | 子どもと子育て世帯の経済的な困窮に対し、関係機関と連携し、生活困窮者自立支援等の各種制度により支援を行います。 |
| 3 | 保護者の健康面 に対するの 専門的に対応 | 健康福祉課 | 保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。 また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。 全村民に対し、各種健診等の申込書を送付し、5月～12月の期間で施設健診・人間ドック、10月には集団検診を実施します。 健康相談等については、乳幼児健診時や電話等で相談があった場合には、随時対応します。 |
| 4 | 保護者の 就労支援 | 健康福祉課 企画調整課 | 村内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。 |
| 5 | 保護者の教育力 向上に対するの 支援 | 教育委員会 健康福祉課 | 子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する情報や資料の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談事業等を行います。 |

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|------------------------|-------|---|
| 6 | 相談業務や養育支援訪問による保護者への支援 | 健康福祉課 | 生活上の不安や課題を抱える家庭に対し相談事業等を実施し、適切な支援を行います。また、必要に応じて関係機関とも連携し支援を実施します。 |
| 7 | 就学援助の実施と周知 | 教育委員会 | <p>要保護及び準要保護児童生徒への就学援助費支給と、特別支援学級在籍児童生徒への就学奨励費支給を行っています。</p> <p>保護者あての連絡アプリを利用して制度の周知を行っています。</p> <p>また、今後は広報誌やホームページの活用など更なる周知手段の拡充に努めます。</p> |
| 8 | 高校生・大学生を対象とした就学の支援（再掲） | 教育委員会 | <p>奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、山江村奨学金貸付事業などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。</p> <p>奨学金貸付の出願をする生徒は、大学入学者が多い傾向にあります。高校入学者も対象となることから、今後は中学3年生を対象に、制度の周知徹底を図ります。</p> |
| 9 | 地域ネットワーク体制の整備 | 健康福祉課 | 相談体制や機関の充実を図るとともに、山江村内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。 |
| 10 | ヤングケアラーへの支援 | 健康福祉課 | <p>ヤングケアラーは、近年になって行政課題として認識が高まったことに加え、当事者であることも自身や家族が自覚しづらいため支援ニーズが顕在化しにくいという特徴があります。</p> <p>健康福祉課を中心として関係者が連携しヤングケアラーの早期発見に努め、事案を把握した場合には速やかに支援へつなげます。</p> |

(5) 学校等と福祉関係部門との連携

学校は子どもにとって身近な場であり、子どもの抱える課題を早期に発見し支援につなぐために重要な存在となります。学校等と福祉関係部門等との連携や、専門職の活用による子どもの課題の解決など、総合的に対策を推進します。

| No. | 施策（事業）名 | 担当課 | 内容 |
|-----|-----------------------------|----------------|--|
| 1 | 専門職の力を活用した相談体制の充実 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの更なる活用の推進に向けて、保護者への一層の周知を図ります。</p> |
| 2 | 学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、学校、教育委員会、健康福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。</p> <p>関係機関が連携しケース会議を実施し、各機関からのアプローチを確認し、家庭に働きかけや支援を行います。</p> <p>特に、課題の早期発見にあたっては、園・学校の果たす役割が大きいことから、校長会議等を通して、先生方や保育士の方への周知と働きかけを図ります。</p> <p>支援を受け入れない家庭もあることから、支援に向けた方策が保護者にしっかりと受け入れられるよう寄り添った支援に取り組みます。</p> |
| 3 | 教職員に対する啓発 | 教育委員会 健康福祉課 | <p>子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置づけや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等に積極的に参加し、スキルアップに努めます。</p> |

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、保育・教育施設をはじめとする地域、熊本県及び近隣市町村との連携による取組が重要となります。

村内外の関係者との連携を深めるとともに、事業の進捗状況の定期的な把握を行い、その評価を行うことで、計画の着実な推進と取組の改善を図ります。

(1) 村内の推進体制

本計画は、幼児期の教育・保育の提供体制を定めるとともに、こどもが健やかに成長できる地域環境整備、子育て家庭や若者の支援など、こどもを中心として様々な分野の取組方針を定めるものです。そのため、本計画の推進のためには、地域の協力が不可欠です。

保育園、認定こども園、小中学校、放課後児童クラブ、医療機関などの直接こどもと接する機会のある関係者はもちろん、地区会、民生委員・児童委員、地域住民など地域と連携し、村全体でこどもと子育て家庭を見守り、支える体制を構築します。

(2) 当事者の意見の聴取と反映

こども・若者や子育て当事者が自分自身や子育てについての考えを持ち、意見を述べ、それをこども施策やまちづくりに反映することは、効果的なこども施策を展開し、こどもまんなか社会を実現するために重要なこととなります。また、意見の聴取と反映は、こどもの権利と主体性の尊重や、こども・若者が村に大事にされていると感じ、地域への愛着を持つことにもつながります。

様々な機会を活用して、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、意見を踏まえた施策の推進を図っていきます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

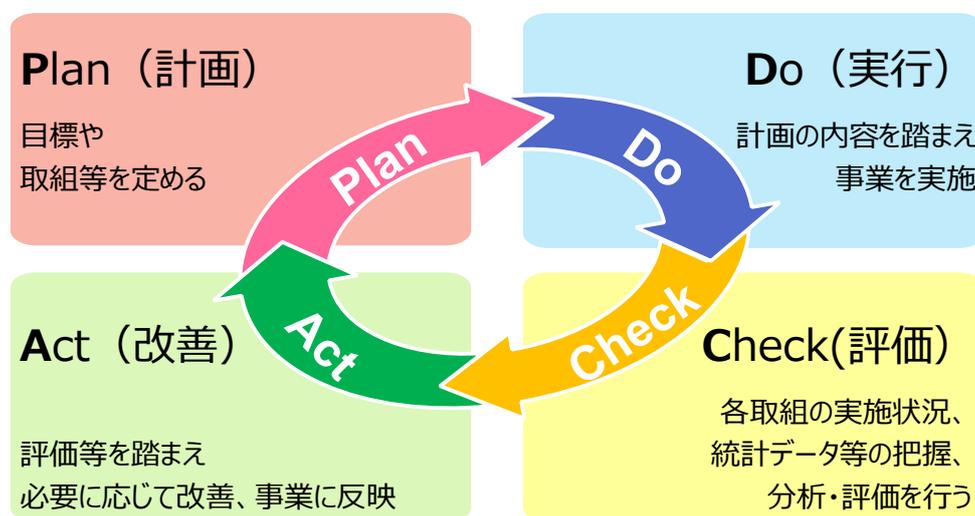
また、児童虐待、ひとり親家庭の支援、障がい児支援など特に専門的な支援が必要となる分野については、県が広域的に実施する事業・研修などの様々な事業の活用を図り、特別な支援を必要とする人への支援を充実させ、すべてのこども・若者、子育て家庭が安心して生活できる村を目指します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

こども施策の着実な展開と、適切な幼児教育・保育の提供のためには、実情に即した事業が需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

また、その他のこども施策についても、効果的な施策の展開を図るため、PDCAサイクルを用いて、計画に基づいた取組の実施状況を把握・評価し、その結果を踏まえた取組の改善に努めます。



(2) 指標等による進行管理

こども大綱においては、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」を設定しています。

また、山江村総合振興計画では村の施策の推進により達成すべき成果目標を設定しています。

本計画においても、これらを踏まえ、こども施策の推進目標となる「成果目標」と、状況の変化を把握するための目安となる「評価指標」を設定します。

①「こどもまんなか社会」の実現に向けた成果目標

■こども調査より

| | 項目 | 全国 | 対象 | 直近値 | 目標値 |
|----|---|--------------------------|---------|-------|--------------|
| 1 | 「生活に満足している」と思うこどもの割合 ※現在の生活の満足度が「7」以上の割合 | 15歳 60.8% (R4年) | 小学4～6年生 | 80.5% | 90.0% |
| 2 | | | 中学生 | 65.2% | 75.0% |
| 3 | 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） ※「今の自分が好きだ」に「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」 | 15～39歳 60.0% (R4年) | 小学4～6年生 | 93.2% | 現状維持 |
| 4 | | | 中学生 | 77.6% | 87.0% |
| 5 | 社会的スキルを身につけているこどもの割合 ※「学校ではすぐ友達ができる」に「まったくそのとおりだと思う」または「そのとおりだと思う」 | 15歳 74.2% (R4年) | 小学4～6年生 | 83.9% | 90.0% |
| 6 | | | 中学生 | 72.4% | 80.0% |
| 7 | 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 ※「自分には自分らしさというものがある」に「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」 | 15～39歳 84.1% (R4年) | 小学4～6年生 | 95.7% | 現状維持 |
| 8 | | | 中学生 | 85.7% | 90.0% |
| 9 | 「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 ※「自分の将来について明るい希望がある」に「希望がある」または「どちらかといえば希望がある」 | 10～39歳 66.4% (R4年) | 小学4～6年生 | 90.7% | 現状維持 |
| 10 | | | 中学生 | 86.7% | 90.0% |

②「山江村総合振興計画後期基本計画」(令和6年度～令和10年度)に基づく成果目標

| | 項目 | 現状値 | 目標値 |
|---|-------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 1 | 朝ごはんを毎日食べる子どもの割合 (3歳児健診より) | 93.0% (H29.3 3歳児健診) | 95.0% |
| 2 | むし歯有病者率 (3歳児健診より) | 54.0% | 20.0% |
| 3 | 全国学力・学習調査結果 | 全国平均を上回る | 全国平均を 10ポイント上回る |
| 4 | 中学3年生卒業時における英検3級以上 取得率 | 26.0% (R1.2月末実績) | 60.0% |
| 5 | やまええほんの森蔵書数 | 9,664冊 (H29実績) | 14,000冊 |

③「山江村子ども計画 第3期山江村子ども・子育て支援事業計画」独自の成果目標

| | 項目 | 現状値 | 目標値 |
|---|--|----------------|-------------------|
| 1 | 子育てに関する相談先として「自治体の子育て 関連担当窓口」を挙げる保護者の割合 (子ども・子育てニーズ調査より) | 未就学調査 6.3% | 10.0% |
| 2 | | 小学生調査 4.0% | 10.0% |
| 3 | 山江村の子育て支援に対する満足度 (子ども・子育てニーズ調査より) | 未就学調査 3.47点 | 現状より改善を目指す |
| 4 | | 小学生調査 3.49点 | 現状より改善を目指す |
| 5 | 山江村が「住みやすい」と思うこどもの割合 (こども調査より) | 小学生調査 74.6% | 85.0% |
| 6 | | 中学生調査 26.5% | 35.0% |

④こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための評価指標

評価指標は、こども・若者に関する状況を把握するための指標であり、目標値の設定を行わず経時的な変化のみを把握します。

■こども調査より

| | 項目 | 全国 | 対象 | 直近値 |
|---|---------------------------|---------------|-----|------|
| 1 | 「自分はヤングケアラーにあてはまる」と思う人の割合 | 中学2年生 1.8% | 中学生 | 2.0% |

■文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

| | 項目 | 全国 | 対象 | 直近値 |
|---|--------------------------|----------------------|----------------|-----|
| 1 | いじめの重大事態の発生件数 | 923 件 (R4 年度) | 山江村内の 小・中学校 | 0 件 |
| 2 | パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害 | 23,920 件 (R4 年度) | 山江村内の 小・中学校 | 0 件 |
| 3 | 小・中学校における不登校児童生徒数 | 299,048 人 (R4 年度) | 山江村内の 小・中学校 | 3 人 |

■文部科学省「学校保健統計」より

| | 項目 | 全国 | 対象 | 直近値 |
|---|-------------------|----------------------|-------------|-------|
| 1 | 児童・生徒における肥満傾向児の割合 | 小学5年生 男子 15.1% | 小学5年生 男子 | 17.1% |
| 2 | 裸眼視力 1.0 未満のもの | 小学生 37.9% | 小学生 | 15.7% |
| 3 | | 中学生 61.2% | 中学生 | 25.9% |

資料編

1 山江村子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、山江村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 用語集

| あ行 | |
|--------------------------|---|
| ICT | Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT=情報技術(Information Technology) に通信(communication)を加えた言葉。 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業。 |
| SNS | Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。狭義では、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスを指す。 |
| か行 | |
| 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みのこと。 |
| 教育・保育施設 | 幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。 |
| 協働 | 様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。 |
| 合計特殊出生率 | 一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す。合計特殊出生率が2.07以上であれば人口は増加傾向、2.07未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。(2.07は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。) |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。 |

| | |
|-----------------|---|
| こども家庭センター | 児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。母子保健機能（旧「子育て世代包括支援センター」）と児童福祉機能（旧「子ども家庭総合支援拠点」）の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う。 |
| 子ども・子育て関連3法 | 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条において定められた、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等についての計画。5年を1期として、特別区を含めた全市町村が作成する。 |
| 子ども食堂 | 経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しくて一人で食べている家庭の児童・生徒を対象に、こどもが一人でも時間を過ごすことができ、無料あるいは安価に食事を提供する場。 |
| さ行 | |
| 時間外保育事業（延長保育事業） | 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。 |
| 児童虐待 | 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。 |
| 就学援助 | 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。 |
| 食育 | 食事バランスの健全化や農林漁業体験や食文化の保護・継承など、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。 |
| スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。 |
| スクールソーシャルワーカー | 児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関の連携・調整などを行う専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績等がある者が起用される。 |
| た行 | |
| 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。 |

| | |
|------------------------|--|
| 地域子育て支援拠点事業 | 市町村が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法第59条に基づき子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業。 (地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、一時預かり事業 等) |
| 地域型保育事業 | 0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育(保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う)、居宅訪問型保育(保育を必要とするこどもの居宅で保育を行う)及び事業所内保育を行う事業。 |
| な行 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 |
| 認定こども園 | 就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類が存在する。 |
| 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。 |
| ネグレクト | 虐待の一種で、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を指す。 |
| は行 | |
| 病児保育事業 (病児・病後児保育事業) | 病児(当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない児童)・病後児(病気の回復期にある児童)で集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 |
| 保育所 | 保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするこどものための施設。0歳から小学校に入学する前までのこどもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごす。利用定員は20人以上。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 |
| 放課後等デイサービス | 発達に不安のある児童・生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。 |

| ま行 | |
|--------------|---|
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。 |
| や行 | |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 |
| 幼稚園 | 学校教育法において「学校」として定義される、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳から小学校入学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、幼児教育を行う施設。 |
| 要保護児童 | 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい有していたりする児童などが当てはまる。 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。 |
| ら行 | |
| 利用者支援事業 | こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。 |
| わ行 | |
| ワーク・ライフ・バランス | 働く全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。 |

山江村こども計画
第3期山江村子ども・子育て支援事業計画

■発行年月日 令和7年3月

■編集・発行 山江村 健康福祉課

〒868-8502

熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地1

TEL: 0966-23-3111

FAX: 0966-24-5669



山江村